

AI・データの利用に関する
契約ガイドライン
(案)

平成30年X月

経済産業省

AI・データの利用に関する
契約ガイドライン
－ データ編 －

AI・データの利用に関する契約ガイドライン

データ編

目 次

第1	総論	1
1	目的	1
2	データ流通・利活用の重要性と課題	2
(1)	データの利用促進	2
(2)	データの流出や不正利用に伴う損害発生への懸念	3
3	契約の高度化の意義	3
4	イノベーションの促進	4
5	国際協調の意義	4
6	データ契約に関連する政府における取り組み	4
(1)	契約に関するガイドライン等	5
(2)	関連ガイドライン等	5
(3)	関連政策等	6
(4)	調査研究等	8
第2	ガイドラインの対象・構成・活用	10
1	想定読者	10
2	契約類型と本ガイドライン（データ編）の全体構成	10
(1)	契約類型	10
(2)	本ガイドライン（データ編）の全体構成	11
3	交渉の場面における本ガイドラインの活用	11
4	AI 編との関係	12
第3	データ契約を検討するにあたっての法的な基礎知識	13
1	データの法的性質および分類等	13
(1)	総論	13
(2)	データ・オーナーシップ	15
(3)	データの分類方法	16
(4)	データ利用と競争政策	17
2	データ流出や不正利用を防止する各種手段	18
(1)	契約による保護	19
(2)	不正競争防止法による保護	19
(3)	民法上の不法行為による保護	21
(4)	不正アクセス禁止法による保護	22
(5)	不正利用等を防止する技術	22
3	適正な対価・利益の分配	22
(1)	総論	22
(2)	データ契約における適正な対価または利益の分配のあり方	23
第4	「データ提供型」契約（一方当事者から他方当事者へのデータの提供）	24
1	構造	24
(1)	データ提供型契約の意義	24
(2)	データ提供型契約の類型	24
(3)	主体の個別性	27

2	データ提供型契約における主な法的な論点	27
(1)	提供データを活用した派生データ等の利用権限の有無	27
(2)	提供データが期待されたものではなかった場合の責任（提供データの品質）	30
(3)	提供データを利用したことにより起因して生じた損害について負担	31
(4)	提供データの目的外利用	31
(5)	クロス・ボーダー取引における留意点	33
(6)	個人情報等を含む場合の留意点	41
3	データ流通を阻害する原因とその対処法	45
(1)	提供データの利活用がノウハウの流出につながる懸念とその対処法	45
(2)	データの価値算定の困難性	45
4	適切なデータ提供型契約の取決め方法	45
第5	「データ創出型」契約（複数当事者が関与して創出されるデータの取扱い）	49
1	構造	49
(1)	データ創出型契約の対象範囲	49
(2)	データ創出型契約における課題	51
2	データ創出型契約における主な法的論点	52
(1)	当事者間で設定すべき利用条件	52
(2)	対象データの範囲・粒度	53
(3)	利用目的の設定	55
(4)	分析・加工および派生データの利用権限	55
(5)	第三者への利用許諾等の制限	56
(6)	データ内容および継続的創出の保証／非保証	58
(7)	収益分配	58
(8)	コスト・損失負担	59
(9)	管理方法、セキュリティ	60
(10)	利用期間、地域	60
(11)	契約終了時の扱い	60
(12)	準拠法・裁判管轄	61
(13)	消費者との間でデータ創出型契約を締結する場合の留意点	61
(14)	独占禁止法・下請法	62
3	適切なデータ創出型契約の取決め方法	62
第6	「データ共用型（プラットフォーム型）」契約（プラットフォームを利用したデータの共用）	66
1	構造	66
(1)	はじめに	66
(2)	構造・主体	68
(3)	当事者間の法律関係	72
(4)	データのフロー・利用の仕組み	73
2	プラットフォーム型における主たる検討事項	74
(1)	データ活用の目的・方法	75
(2)	データ提供者の数・参加者の範囲	75
(3)	データ提供者とデータ利用者間の利害関係の調整	76
(4)	対象となる提供データの種類および範囲	77
(5)	データの利用範囲	79

(6) プラットフォーム事業者の選定	80
(7) 利用規約の要否	80
(8) プラットフォームの活用を促すための仕組み	80
(9) プラットフォーム間の競争・国際化の視点	81
3 プラットフォーム型における主な法的論点	82
(1) 利用規約の要否・種類について	82
(2) データの利用範囲を利用規約に記載する意義について	83
(3) プラットフォームにおいて取り扱われるデータやサービスの種類等	85
(4) 参加者の範囲	92
(5) 誰がプラットフォーム事業者になるか	93
4 利用規約における主要事項	95
(1) 提供データまたは利用データ・利用サービスの利用を許諾する範囲（利用範囲）	95
(2) 提供データに関するデータ提供者の責任（保証／非保証）	96
(3) 派生データ等成果物の権利関係	98
(4) 監査および苦情・紛争処理	99
(5) プラットフォーム事業者の義務・責任（責任限定）	100
(6) データ提供者・データ利用者の義務・責任（責任限定）	103
(7) 利用規約違反時の制裁措置	103
(8) 脱退時・終了時における提供データや成果物の取扱い	104
第7 主な契約条項例	106
1 データ提供型契約のモデル契約書案	106
2 データ創出型契約のモデル契約書案	121
別添1 産業分野別のデータ利活用事例	
別添2 作業部会で取り上げたユースケースの紹介	

第1 総論

本ガイドライン（データ編）は、いわゆるデータ契約（データの利用、加工、譲渡その他取扱いに関する契約）が不完備契約（契約締結後に生じうる事態を網羅していない契約のこと）になりやすいことに鑑み、合理的な契約交渉・締結を促進するとともに、その取引費用¹を削減し、データ契約の普及を図る等の観点から契約で定めておくべき事項を示したものである。基本的な考え方は、以下のとおりである。

1 目的

データ契約は、いまだ一般的に広く締結されているものではなく、契約実務の集積がないことから、今後契約が締結された場合に様々な問題を招きやすい特性をもつ。本ガイドライン（データ編）は、かかる特性をもつ一方、その標準的なひな形が確立されていないデータ契約について、幾つかの類型毎に主な課題や論点を提示しつつ、広く国民が利用しやすい契約条項例や条項作成時の考慮要素等を示すことで、その取引費用を削減し、データ契約の普及を図り、ひいてはデータの有効活用を促進することを目的としている。

データ契約に関連して、経済産業省等は、これまで既に2本のガイドラインを公表している。第一に、平成27年10月に公表した「データに関する取引の推進を目的とした契約ガイドライン」²において、データに係る権利者が当事者間において明らかであることを前提に、当該権利者がデータを提供するための条件やポイント等を提示した。第二に、平成29年5月に公表した「データの利用権限に関する契約ガイドライン ver1.0」³において、データの利用権限が誰にあるかという点に関する協議の在り方や、契約で利用権限を取り決めるための考え方を提示した。

もっとも、前記の2本のガイドラインは、元々あらゆるデータ契約の契約類型や契約条項を網羅的に提示する趣旨で作成されたものではないし、近時のAIやIoT技術の急速な進展からも明らかなように、膨大なデータの収集・処理・分析を可能とする技術革新を背景として、データ契約を取り巻く環境は日々大きく進化していることから、データ契約の実務やそれを規律すべきガイドラインも、そのように激変する環境への対応を迫られている。たとえば、いわゆるデータ・オーナーシップをめぐる問題や、契約当事者が新たにデータを創出する（加工や統合する）場合の派生データ⁴の取扱いをどのように考えるべきかという問題のほか、新たに増加している契約類型として、既存の企業や系列の枠を超えたプラットフォームを利用してデータを共有し、活用する事例（後記第6の【データ共用型（プラットフォーム

¹ 取引費用とは、「適切な諸価格がいくらであるかを発見する費用」や、「個々の契約を交渉し、結ぶ費用」等からなり、市場取引の費用とも総称される。より具体的に言えば、契約にいたる交渉、契約の作成、契約が遵守されているかの監視等の費用を含む。たとえば、松野裕「市場と制度の理論・序説-コースの理論から学ぶべきこと」財政学研究22号（1997年10月）75頁を参照のこと。

² <http://www.meti.go.jp/press/2015/10/20151006004/20151006004-1.pdf>

³ <http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170530003/20170530003-1.pdf>

⁴ 本ガイドラインにおいて、派生データとは、データを加工、編集、分析、統合等することによって新たに生じたデータをいう。

型)】)が増加している状況にどのように対応すべきかという問題等が、代表的な例である。また、従前のガイドラインの利用者からは、データ流通を当然の前提とすることへの疑問のほか、具体的な事案(ユースケース等)にどのように応用すればよいのかをより分かり易く説明してほしい、個人情報取り扱いやクロス・ボーダー取引(国境を越えて行われる取引)における注意点も知りたい、といった意見が寄せられていた。

そこで、本ガイドライン(データ編)は、かかる実情を踏まえ、契約段階ではその価値がはっきりしないことが多いデータの流通や利用を対象とする契約について、具体的な事案に基づく専門家の議論をふまえたうえでデータ契約の各当事者の立場を検討し、一般的に契約で定めておくべき事項を改めて類型別に整理した上で列挙するとともに、その契約条項例や条項作成時の考慮要素等を提供するものである。

2 データ流通・利活用の重要性と課題

近時、取引現場におけるIT化の促進等に伴い、取引に関連するデータ量は爆発的に増加している。データの中には、他のデータと合わせることで付加価値が生じるものもあり、とりわけ業種を超えた複数のデータの組み合わせはオープンイノベーションをもたらすものと期待されている。データの付加価値を高め競争力を強化するためには、利活用するデータの対象や種類を広げ、多様な組み合わせで利活用することが重要である。

(1) データの利用促進

データは、単に保有するだけでは大きな価値がない。多くの場合、データそれ自体に価値があるのではなく、データの加工・分析等を行い、データを事業活動に利用する方法を開発することで初めて価値が創出されることになる。したがって、契約交渉を行う際にも、データを利用する方法(能力)を有する当事者に権限を与え、そのような当事者による利用を促進し、データの利用によって得られる収益を当事者間で分配するという考え方が望ましいことになる。

また、ある種類のデータについては、一定以上の量のデータが集められることで、初めて十分な価値が創出される。たとえば、自動車のリアルタイムの走行データは、多数の自動車のデータを集めることで、渋滞分析等にも利用することができるようになり、個別の自動車のデータを分析したのでは創出できない価値を生み出すことができる。同様に、工作機器の稼働状況を収集したデータ等でも、多数の機器のデータを集積することで、機器の動作に関して統計的に意味のある分析ができるようになる。このような場合には、一般的には、多数のデータを収集し利用することのできる当事者に、当該データを利用する権限が付与されるのが望ましい。

このようなデータの利用権限の配分と対応して、そのようにして発生した利益が当事者間で適切に分配されることも重要になる。データの収集、データの加工・分析、利用方法の開発等を行うためには、センサやサーバ等のハードウェアへの投資のほか、データアナリスト等に対する人的投資も必要となる。このような投資に対する当事者のインセンティブを確保し、投資を行った当事者に適切な利益(リターン)が認められることが望ましい。

(2) データの流出や不正利用に伴う損害発生への懸念

他方で、データの流通と利活用には一定のリスクがある。たとえば、データ流出や不正利用に伴って、営業秘密やノウハウ⁵が社外に流出する場合や、プライバシー権が侵害されるおそれがある。データに自社の営業秘密・ノウハウ等が含まれている場合、一般論で言えばデータは容易に複製することができ、また、適切な管理体制がなければ不正アクセスにより外部に流出され得るものであることから、データを提供する事業者が、データの提供によってこれらの営業秘密やノウハウが社外に流出してしまうという不安をもつこともある。また、当事者の産業上の競争力が減殺されるだけでなく、データに個人情報が含まれる場合にはプライバシー権等の個人の権利が侵害されることがある⁶。

個々のケースにおいてデータの流通と利活用を検討するに際しては、そのようなリスクへの懸念についても十分な目配りをする視点が欠かせない。その際には、適切な契約上・技術上の措置を採ることによってリスクを最小化できることもあるため、契約当事者は、そのような各種手段を理解しておくことで、リスクと便益を正しく評価し、合理的なデータ契約を締結できるようにすることが望ましい。営業秘密やノウハウ等の流出や不正利用を防ぐための方法については、第3で後述する。

3 契約の複雑化・高度化とガイドラインの意義

データ契約という新たな類型において、取り決めるべき内容が一層複雑化、高度化してきている中で、当事者がデータ流通と利活用について低コストで合理的な取引関係を構築することができれば、独占禁止法や不正競争防止法等の法適用と相まって、契約当事者としてはもちろん、ひいては国としての競争力が高まることも期待される。

他方で、契約自由の原則⁷に鑑み、契約の相手方の選択、契約内容の決定、契約の方式等についてはあくまでも当事者の意思に委ねられる。したがって、本ガイドライン（データ編）は、あくまでも契約で定めておくべき事項

⁵ 「営業秘密」と「ノウハウ」とを分けて記載する趣旨は、ノウハウとして、有用性があると考えて一定の秘密管理を行う等していても、必ずしも、裁判において不正競争防止法における「営業秘密」と認められるものばかりではないため、「営業秘密」の要件を必ずしも満たさない情報も含める趣旨で「ノウハウ」と用いているものである。他方で、秘密管理性、有用性、非公知性を満たすノウハウは、「営業秘密」に該当する（経済産業省知的財産政策室、「逐条解説不正競争防止法～平成27年度改正版～」、<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/28y/full.pdf>、（平成28年5月）7頁および74頁）。

⁶ なお、対象のデータに、個人情報保護法の個人情報が含まれる場合には、データの取り扱い、通知または公表された利用目的の達成に必要な範囲を越えるものであってはならず（個人情報保護法16条1項）、個人データの第三者への提供についても、委託先への提供、合併その他の事由による事業の承継または共同利用等の場合等を除き、本人の同意を要するというのが原則である（個人情報保護法16条1項、5項）。また、個人情報保護法の個人情報に該当しない場合でも、データの性質や利用態様によっては、個人のプライバシー権を侵害すると判断されることもあり得る。データの利用権限の設定は、このような法令に基づく利用制限にも対応する必要がある。

⁷ 契約自由の原則とは、公の秩序や強行法規に反しない限り、契約の内容は当事者が自由に決められるものであるという原則をいう。

等を示すにとどまり、契約の自由を制約するものではないことは当然である。

具体的には、様々な取引においてデータ契約が一般的に普及することを目的として、データの流通、利用、共用等のための事業者間における契約で定めておくべき事項等の紹介、ユースケースの紹介等を行う。

契約の高度化では、データの利用権限を契約で自由に定められる、という原則に改めて立ち返る必要がある。本来、データは無体物であり所有権の対象ではなく、データの利用権限は契約により当事者の間で自由に定めることができるものであるから、本ガイドライン（データ編）を参考としつつ、データの創出や利活用に対する寄与度等を考慮し、当事者で協議して柔軟に利用条件を取り決め、利用権限等の具体的な内容を定めて、取引の実状に応じて契約を高度化させていくことが望ましい。

4 イノベーションの促進

本ガイドライン（データ編）は、データをオープンにせず個別の企業の努力によってデータを利活用する従来型のイノベーションのみならず、オープンイノベーションの可能性をさらに広げることによりデータ流通と利活用をしたい当事者を支援し、これまで見出されていなかった新しい価値が利用されることを目指すものである。

多様な立場に配慮したデータ契約の考え方や契約条項例等を用意することにより、データ利用の促進を図り、オープンイノベーションを促進することも、本ガイドライン（データ編）の一つの目的である。

5 国際協調の意義

近年、クロス・ボーダー取引がより一般化しつつあることから、グローバルな場面でも通用するデータ流通と利活用に関する契約について検討することが望ましい。加えて、クロス・ボーダー取引においては、データの越境という問題も生じ得る。

また、近年の動きとして、The Linux Foundation が、2017 年 10 月 23 日、Community Data License Agreement (CDLA) を公表した⁸。CDLA は、データをオープン化する際のライセンスの条件を定めるものであり、GNU GPL 等のオープン・ソース・ソフトウェア・ライセンスのデータ版であるといえることができる。データの取り扱いを検討する際には、前記のとおり、利用促進とデータの流出や不正利用の防止という両方の側面からの考慮が必要となるが、CDLA は、オープン化されたデータの利用促進を後押しするものになると考えられる。本ガイドライン（データ編）は、主として商業上の取引を念頭におき、データのオープン化を前提とするものではないが、適切な契約実務のあり方について検討していく際には、このような国際的な動向も踏まえる必要がある。

本ガイドライン（データ編）はかかる視点をも考慮して取り纏めたものである。

6 データ契約に関連する政府における取組み

⁸ <https://cdla.io/>

データ契約に関連する政府における取り組みとして、以下のものがある。

(1) 契約に関するガイドライン等

① データに関する取引の推進を目的とした契約ガイドライン-データ駆動型イノベーションの創出に向けて-

担当部局等：経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

公表日：平成 27 年 10 月 30 日

<http://www.meti.go.jp/press/2015/10/20151006004/20151006004.html>

② データの利用権限に関する契約ガイドライン Ver1.0

担当部局等：IoT 推進コンソーシアム

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

公表日：平成 29 年 5 月 30 日

<http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170530003/20170530003.html>

③ 委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン

担当部局等：経済産業省 産業技術環境局

公表日：平成 29 年 12 月 27 日

<http://www.meti.go.jp/press/2017/12/20171227001/20171227001.html>

④ データ契約ガイドライン産業保安版（仮称）

担当部局等：経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ 高圧ガス保安室

⑤ 農業分野におけるデータ契約ガイドライン検討会

担当部局等：農林水産省 食料産業局 知的財産課

<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/chizai/180315.html>

(2) 関連ガイドライン等

① IoT セキュリティガイドライン ver1.0

担当部局等：IoT 推進コンソーシアム

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報セキュリティ対策室

経済産業省 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課

公表日：平成 28 年 7 月 5 日

http://www.soumu.go.jp/main_content/000428393.pdf

<http://www.meti.go.jp/press/2016/07/20160705002/20160705002.html>

② カメラ画像利活用ガイドブック ver1.0

担当部局等：IoT 推進コンソーシアム

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第二課

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

公表日：平成 29 年 1 月 31 日

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000009.html

<http://www.meti.go.jp/press/2016/01/20170131002/20170131002.html>

③ IoT セキュリティ総合対策

担当部局等：総務省 情報流通行政局 サイバーセキュリティ課

公表日：平成 29 年 10 月 3 日

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu03_02000126.html

(3) 関連政策等

① 「Connected Industries」東京イニシアティブ 2017

<http://www.meti.go.jp/press/2017/10/20171002012/20171002012-1.pdf>

② 未来投資会議構造改革徹底推進会合「第 4 次産業革命」会合

担当部局等：内閣官房 日本経済再生本部

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikai/suishinkaigo2018/revolution/dail/index.html>

③ データ流通環境整備検討会

担当部局等：内閣官房 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部
(IT 総合戦略本部)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/data_ryutsuseibi/kentokai.html

- AI、IoT 時代におけるデータ活用ワーキンググループにおいて、平成 29 年 2 月「AI、IoT 時代におけるデータ活用ワーキンググループ 中間取りまとめ(案)」を作成

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/data_ryutsuseibi/detakatsuyo_wg_dai9/gijisidai.html

④ 次世代知財システム検討委員会

担当部局等：内閣官房 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会

- 平成 29 年 3 月「新たな情報財検討委員会 報告書 ―データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて―」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2017/johozai/houkokusho.pdf

- ⑤ **新たな情報財検討委員会**
担当部局等：内閣官房 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会
・ 平成 28 年 4 月「新たな情報財検討委員会 報告書 ～デジタル・ネットワーク化に対応する次世代知財システム構築に向けて～」
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2016/jisedai_tizai/hokokusho.pdf
- ⑥ **知財のビジネス価値評価検討タスクフォース**
担当部局等：内閣官房 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/katihyoka_tf/dail/gijisidai.html
- ⑦ **世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画**
平成 29 年 5 月 30 日閣議決定
<https://cio.go.jp/data-basis>
- ⑧ **データと競争政策に関する検討会**
担当部局等：公正取引委員会 競争政策研究センター
・ 平成 29 年 6 月 6 日「データと競争政策に関する検討会 報告書」
http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jun/170606_1.html
- ⑨ **総務省 情報通信審議会 情報通信政策部会 IoT 政策委員会**
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/iot/old.html
- ⑩ **総務省 情報通信審議会 情報通信政策部会 IoT 新時代の未来づくり検討委員会**
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/iot/index.html
- ⑪ **経済産業省 産業構造審議会 商務流通情報分科会 情報経済小委員会 分散戦略ワーキンググループ**
・ 平成 28 年 11 月「中間とりまとめ」
<http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/20161129001.html>
- ⑫ **経済産業省 産業構造審議会 知的財産分科会 営業秘密の保護・活用に関する小委員会**
・ 平成 29 年 5 月付「中間取りまとめ」
<http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/20170509001.html>
- ⑬ **経済産業省 産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会**

- 平成 30 年 1 月「データ利活用促進に向けた検討 中間報告」
<http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/20180124001.html>

⑭ 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会

担当部局等：総務省 情報流通行政局 情報通信政策課
 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin01_02000233.html

<http://www.meti.go.jp/press/2017/11/20171106003/20171106003.html>

(4) 調査研究等

① 新たなデータ流通取引に関する検討事例集 ver1.0

担当部局等：IoT 推進コンソーシアム

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政
 第二課

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

公表日：平成 29 年 3 月 10 日

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000013.html

<http://www.meti.go.jp/press/2016/03/20170310002/20170310002.html>

② データ流通プラットフォーム間の連携を実現するための基本的事項

担当部局等：IoT 推進コンソーシアム

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政
 第二課

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

公表日：平成 29 年 4 月 28 日

http://www.soumu.go.jp/main_content/000483319.pdf

<http://www.meti.go.jp/press/2017/04/20170428002/20170428002.html>

③ 安心・安全なデータ流通・利活用に関する調査研究

- 株式会社三菱総合研究所による調査研究の請負報告書

http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/h29_02_houkoku.pdf

④ 平成 29 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（デジタル貿易に関連する規制等に係る調査）

- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社による報告書

⑤ 平成 29 年度産業経済研究委託事業 海外におけるデータ保護制度に関する調査研究

- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社による調査報告書
http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/000807.pdf

⑥ IoT を活用した新産業モデル創出基盤整備事業／製造分野における
IoT の社会実装推進に向けた検討

担当部局等：国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

- データの利用権限に関する契約ガイドライン調査を実施

第2 ガイドラインの対象・構成・活用

以下では、想定読者を定め、データ流通と利活用に係る主な契約類型として、【データ提供型】、【データ創出型】、【データ共用型（プラットフォーム型）】の3つを示すとともに、交渉の在り方・交渉力について説明する。

1 想定読者

本ガイドライン（データ編）の読者としては、契約に関係する全ての者（事業者の契約担当者のみならず、その事業部門、経営層、データの流通や利活用に関連するシステム開発者等を含む。）を幅広く想定している。

なぜなら、データ契約が経営全体に及ぼし得る潜在的な影響や、データ契約によってデータ流通と利活用を可能にするシステム開発にも影響が生じ得ること等も踏まえると、契約締結に携わる者以外にも、契約に関係する全ての者を幅広く想定読者として、本ガイドライン（データ編）で提示した問題意識を理解していただくことが望ましいからである。

2 契約類型と本ガイドライン（データ編）の全体構成

(1) 契約類型

本ガイドライン（データ編）では、①一方当事者が既存データを保持⁹しているという事実状態が明確であるか否か、②複数当事者が関与して従前存在しなかったデータが新たに創出されるか否か、そして③プラットフォームを利用したデータの共用か否かという観点から整理し、①【データ提供型】、②【データ創出型】、③【データ共用型（プラットフォーム型）】という3つの類型を設定することにした。

第1の類型である【データ提供型】（一方当事者から他方当事者へのデータの提供）とは、取引の対象となるデータを一方当事者（データ提供者）のみが保持しているという事実状態について契約当事者間で争いがない場合において、データ提供者から他方当事者に対して当該データを提供する際に、当該データに関する他方当事者の利用権限¹⁰その他データ提供条件等を取り決めるための契約である。

第2の類型である【データ創出型】（複数当事者が関与して創出されるデータの取扱い）とは、複数当事者が関与することにより、従前電磁的に存在しなかったデータが新たに創出されるという場面において、データの創出に関与した当事者間で、データの利用権限について取り決めるための契約である。

第3の類型である【データ共用型】（プラットフォームを利用したデータの共用）とは、複数の事業者がデータをプラットフォームに提供し、プラットフォームが当該データを集約・保管、加工または分析し、複数の事業者がプラットフォームを通じて当該データを共用するための契約である。

⁹ ここでいう「保持」とは、データに対して適法にアクセスできる事実状態を指す用語として便宜上用いている。

¹⁰ 利用権限の意義については、第4-1-(1)を参照。

(2)本ガイドライン（データ編）の全体構成

本ガイドライン（データ編）の全体構成は、以下のとおりである。

まず、第3では、データ契約を検討するにあたっての前提となる法的な基礎知識として、データの法的性質、データ流出や不正利用を防止する各種手段、適正な対価・利益の分配について、一般的な観点から説明する。

次に、第4から第6では、先に挙げた【データ提供型】、【データ創出型】、【データ共用型（プラットフォーム型）】という各契約類型について、順次、構造、主な法的論点、適切な契約の取決め方法等を説明する。さらに、第7では、このうち【データ提供型】と【データ創出型】に関して主な契約条項例を示す¹¹。

また、別添1では産業分野別のデータ利活用事例を紹介し、別添2では作業部会において検討対象となったユースケース毎にデータ契約の在り方をめぐる論点につき説明する。

3 交渉の場面における本ガイドラインの活用

本節では、データ契約の手續面に焦点をおき、契約締結前の段階において当事者間の協議により契約を締結する場面での本ガイドラインの活用について説明する。

データ契約の交渉の在り方について法的な定めはないことから、契約当事者それぞれが自由な方法で交渉を行うことができる。

ただし、一定の注意点がある¹²。

まず、当事者が相手方に対して取引上の依存関係等（優越的地位¹³）があり、相手方の要求を受け入れざるを得ないような場合である。そのような場合に、契約の申込みに対して、相手方が、データの利用権限等を含む契約の取決めに関する協議に一切応じず、取決めの条件として過大な負担を求め等、当事者が不当に不利益を強いられる場合は、競争法上の問題が別途生じ得る¹⁴。

¹¹ なお、【データ共用型（プラットフォーム型）】に関しては、プラットフォームの目的や関係者の範囲等の個別事情によって定めるべき契約条項の内容が大きく異なりうるため、第7において契約条項例を示すことはせず、第6-4において主要な検討事項を示している。

¹² 本項（第2-3）については、前掲「データの利用権限に関する契約ガイドライン Ver1.0」7頁に依拠して記載した。

¹³ 公正取引委員会の「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」によれば、取引先が当事者に対して優越した地位にあるとは、当事者にとって相手方との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障をきたすため、取引先が当事者にとって著しく不利益な要請等を行っても、当事者がこれを受け入れざるを得ないような場合であり、この判断に当たっては、取引先への取引依存度、取引先の市場における地位、当事者にとっての取引先変更の可能性、その他取引先と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮するとされている。

¹⁴ この問題を直接扱ったものではないが、公正取引委員会の指針によれば、情報成果物の役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、当該成果物が自己との委託取引の過程で得られたことまたは自己の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に、これらの受託者の権利を自己に譲渡させたり、当該成果物等を役務の委託取引の趣旨に反しない範囲で他の目的のために利用することを制限する場合等には、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすいとされる（公正取引委員会、「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法の指針」、<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/itakutorihiki.html>、

また、契約実務等に精通する人材を擁する大企業がベンチャー企業を含む中小企業とこうした取決めを行うにあたっては、双方の十分な理解に基づいて可能な限り対等な交渉に努めることが望まれる。特に、当事者が相手方に対して優越的地位に立っている場合には、取引の力関係を背景に不当な取決めを強制し、結果として、相手方が不当に不利益を甘受せざるを得ないときも同様に競争法の問題が生じ得るため留意を要する¹⁵。

次に、データ契約については、知的財産権の帰属の問題とは異なり、契約実務では必ずしも定着しておらず、手探りの部分も多い¹⁶。取引に関連するデータについて、契約当事者ができる限り把握するところから始める必要があり、もし把握しないまま契約を締結すると、契約当事者の一方だけがデータを流通させまたは利活用して利益を享受する可能性がある。

このように、データ契約については、契約の当事者が、取引に関連するデータの有無、種類、価値等について十分な知識を有さず、そのような知識不足を背景として、一方的に不利な条件で契約が締結されてしまうこともあり得る。本ガイドラインは、そのようなデータ契約に関する知識格差を補うものとして活用されることも予定している。

4 AI 編との関係

データ利用の中には、AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用の場面が含まれ得ることから、本ガイドライン（データ編）はAI 編の一部についても参考となる。具体的にいえば、AI 技術を利用したソフトウェアの開発前期におけるデータの取得と加工の過程や、AI 技術を利用したソフトウェアの学習に利用される学習用データセットや学習済みモデルに含まれる学習済みパラメータの取り扱いの前提として、本ガイドライン（データ編）における派生データ等に関する一般的な取扱いの議論が参考になるだろう。

他方で、学習済みモデルの開発契約またはAI 技術の利用契約におけるその他の論点については、本ガイドライン（AI 編）を参照されたい。

（平成 23 年 6 月 23 日改正）。このような場合に、成果物等に係る権利の譲渡または二次利用の制限に対する対価を別途支払ったり、当該対価を含む形で対価に係る交渉を行っているときにも認められるときには、問題とならないが、他方で、対価が不当に低い場合や成果物等に係る権利の譲渡等を事実上強制する場合等、受託者に対して不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用として問題となるとされる。

¹⁵ たとえば、①システム開発委託契約において、優越的な地位にあるメーカ（委託者）が中小企業のシステム開発事業者（受託者）に対して、今後の継続的発注等の可能性を暗示しながら、システム開発において創出された一切のデータ（アルゴリズム等を含む）に係る利用権限を委託者に専属的に認めるよう強制し、受託者側は取引継続を期待し、もしくは継続的取引の中止等をおそれて委託者の要求をのまざるを得ないといった事例、②金型製作供給契約において、優越的な地位にあるメーカ（委託者）が中小企業である金型メーカに対して、金型製作において創出されたデータ（図面等データ等を含む）に係る利用権限を委託者に認めてデータを提供するよう強制し、受託者側は取引の力関係を背景にこれに応じざるを得なかった事例等が想定される。

¹⁶ 本ガイドライン（データ編）においては、「知的財産権」および「知的財産」の各用語について、知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）の定義に従って記載している。

第3 データ契約を検討するにあたっての法的な基礎知識

以下では、本ガイドライン（データ編）における基本的な考え方として、データの法的性質、データ流出や不正利用を防止する各種手段および適正な対価・利益の分配について説明する。

1 データの法的性質および分類等

(1) 総論

データは無体物であり、民法上、所有権や占有権、用益物権、担保物権の対象とはならないため、所有権や占有権の概念に基づいてデータに係る権利の有無を定めることはできない（民法 206 条、同法 85 条参照）。そして、知的財産権として保護される場合や、不正競争防止法上の営業秘密として法的に保護される場合は、後記第 3-2-(2)で述べるように限定的であることから、データの保護は原則として利害関係者間の契約を通じて図られることになる。

データの保護に関する知的財産権等としては、著作権、特許権、意匠権、営業秘密があるものの、以下の理由から必ずしもデータの保護のために十分に機能するわけではない。

著作権の保護の対象となる著作物は、思想または感情を創作的に表現したものとされており（著作権法 2 条 1 項 1 号）、センサやカメラ等の機器により、機械的に創出されるデータや、スマートフォン等のユーザの使用履歴等のデータの集合に創作性を認めるのは困難な場合が多いと思われる。また、データベースであってその情報の選択または体系的な構成によって創作性を有するものは、データベースの著作物となるとされているものの（同法 12 条の 2 第 1 項）、データに対してクレンジング¹⁷や加工・分析といった処理を施すことによって、データベースの著作物であると認められる場合は必ずしも多くはないと考えられる¹⁸。

また、特許権および意匠権については、それぞれ、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの、物品の形状、模様若しくは色彩またはこれらの結合であって視覚を通じて美観を起こさせるものとされており、特許権および意匠権の対象となる場合は、相当限定的であると考えられる¹⁹。

他方、データが、製造業における生産方法に関するノウハウやセンサーのデータクレンジングのノウハウ、サービス開発業者におけるデータをサービスに活用するノウハウ等データ創出やデータの流通・利活用に関与する者のノウハウが化体されたものであり²⁰、①秘密管理性、②有用

¹⁷ データのクレンジングとは、表記ゆれの補正等によってデータの整合性や質を高めることをいう。

¹⁸ 著作物性が認められるか否かは個別のケースごとに判断される必要がある。たとえば、ウェブアプリのユーザがスマートフォンで風景等を撮影し、当該アプリを経由してインターネット上に写真の画像データをアップロードしたという場合、当該画像データには著作物性が認められる。

¹⁹ たとえば、データが特許法 2 条 4 項にいう「プログラム等」であって、特許権を付与されるための他の要件も満たすときは、特許権の対象となる。

²⁰ たとえば、提供データが加工機器の時系列に沿った三次元座標である場合、当該データを見れば、加工機器がどのような軌跡を描いて動いたのかということが分かるため、加工機

性、③非公知性の要件を満たす場合には、不正競争防止法上の営業秘密として、法的保護の対象になり得る。しかしながら、取引によって一定の流通を予定されているデータについては、営業秘密として必ずしも保護されるわけではない（一定の流通を予定しているデータの保護については、後記第3-2-(2)（「限定提供データ」に関する不正競争防止法の改正予定）参照。）。

データの保護に関する知的財産権等の概要について整理すると、下表のとおりである。

権利の種別	権利の性格	データの保護についての利用の可否
著作権	思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術または音楽の範囲に属するものであることが必要(著作権法2条1項1号)。	機械的に創出されるデータに創作性を認めるのは困難な場合が多い。
特許権 ²¹	自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもので、産業上利用ができるものについて、特許権の設定登録がされることで発生する。新規性および進歩性が認められないものについては特許査定を受けることができない(特許法2条1項、29条1項、66条1項)。	データの加工・分析方法は別として、データ自体が自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものであると認められる場合は限定的。
意匠権	物品の形状、模様若しくは色彩またはこれらの結合であって、視覚を通じて美観を起こさせるものについて、工業上利用することができるものについて、意匠権の設定登録により発生する。新規性および創作非容易性が認められないものについては登録査定を受けることができない(意匠法2条1項、3条1項、20条1項)。	物品の形状、模様若しくは色彩またはこれらの結合であって、視覚を通じて美観を起こさせるものであると認められる場合は限定的。
営業秘密	①秘密管理性、②有用性、③非公知性の要件を満たすものを営業秘密といい、不正の手段により営業秘密を取得する行為等の法定の類型の行為(不正競争)がなされた場合に、差止請求および損害賠償請求	左記①から③の要件を満たす場合には、法的保護が認められる。

器の動かし方という情報を秘密として管理しているときには、当該データは営業秘密に該当し得る。

²¹ 特許権と類似の仕組みを採用している無体財産権として、実用新案権（実用新案法）、回路配置利用権（半導体集積回路の回路配置に関する法律）および育成者権（種苗法）がある。

	または刑事罰が認められる（不正競争防止法 2 条 6 項、同条 1 項 4 号ないし 10 号、3 条、4 条、21 条、22 条）。	
--	---	--

(2) データ・オーナーシップ

データ契約の議論に際して、「データ・オーナーシップ」という言葉が用いられることがある。これには現在のところ法的な定義がなく²²、必ずしも「データに対する所有権を観念できる」という意味で用いられているわけではない。むしろ、データが知的財産権等により直接保護されるような場合は別として、一般には、データに適法にアクセスし、その利用をコントロールできる事実上の地位、または契約によってそのような利用権限を取り決めた場合にはそのような債権的な地位²³を指して、「データ・オーナーシップ」と呼称することが多いものと考えられる。

前記(1)のとおり、データは所有権、占有権、用益物権および担保物権の対象とはならないため、著作権等の知的財産権が発生する場合は別として、わが国の現行法上、データに所有権その他の物権的な権利を観念することはできない。契約実務上、あるデータについて一方の契約当事者に「データ・オーナーシップ」を帰属させるといわれる場合があるが、当該契約当事者に所有権等の物権的な権利²⁴があると考えるのは困難であり、このような表現は、当該契約当事者が他の当事者に対して、データの利用権限を主張することができる債権的な地位を有していることを指すものと考えられる²⁵。

データ・オーナーシップを上記のように理解して、その考え方を具体的に応用してみると、たとえば、後記第 5 の【データ創出型】の契約締結の場面では、データの創出に対する一方当事者の寄与度が大きく、かつ、当該データが当該当事者の事業に密接に関連するものである場合には、当該当事者が、他の当事者に対して、当該データに関する利用権限を主張できるという債権的な地位を契約で定めることに合理性が認められる場合があるといえる。もっとも、当事者がデータ創出に果たした寄与度やデー

²² 欧州においても、データ・オーナーシップがあいまいで、各国によって異なる概念であるという指摘がある。See, e.g., Osborne Clarke LLP, Legal study on ownership and access to data, A study prepared for the European Commission DG Communications Networks, Content & Technology, 2016, pp.6-7.

²³ 債権的な地位とは、契約に基づいて生ずる法的な権利・義務を内容とする地位をいう。

²⁴ 物権的な権利とは、排他的な権利のことをいい、たとえば、排他的に独占するために契約がない場合であっても、第三者に対して、返還請求や明渡請求をすることができる権利を内容とする。

²⁵ なお、我が国では、データ・オーナーシップの権利の内容について、たとえば、データベースの著作権、営業秘密保護に係る権利、個人情報保護法に基づく権利等の法律上の権利、並びに、データに対するアクセス権、利用権、保有・管理に係る権利、複製を求める権利、販売・権利付与に対する対価請求権、消去・開示・訂正等・利用停止の請求権等の契約上の権利等を包含する概念であると整理されることもある（経済産業省商務情報政策局、「オープンなデータ流通構造に向けた環境整備」、http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/shojo/johokeizai/bunsan_senryaku_wg/pdf/007_02_00.pdf、（平成 28 年 8 月 29 日）59 頁）。

タと当事者の事業との関連性を評価する方法は、産業分野やデータの種類等により大きく異なり得るものであり、現時点において、どちらの当事者がデータに関する債権的地位（データ・オーナーシップ）をもつべきであるという一律の基準を見出すことは困難である。データ創出に対する寄与度や機器所有権等は、後記第5のとおり、データの利用権限の考慮要素として評価されるべきものであり、個別の利用権限ごとに、データの利用促進とデータを秘匿する必要性の観点から各考慮要素を評価し、データの利用権限の調整を図ることが望ましい。

(3) データの分類方法

データ契約を締結する際には、取り扱うデータの分類に留意する必要がある。以下では、現時点の事例から特に重要と考えられる①構造化データ／非構造化データ、②パーソナルデータ（個人情報を含む）／非パーソナルデータを取り上げて説明する²⁶。

① 構造化データ／非構造化データ

構造化データと非構造化データは、どちらもビッグデータの中の分類である²⁷。ビッグデータは、一般的には「デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、またスマートフォンやセンサ等 IoT 関連機器の小型化・低コスト化による IoT の進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサ等から得られる膨大なデータ」²⁸とされ、構造化データは、その中の関係データベース²⁹等に適合する構造化されたデータをいい、たとえば、顧客データや売上データ等がこれに当たる。

他方、非構造化データは、さらに広い範囲のデータを含む。たとえば、電話・ラジオ放送等の音声データ、テレビ放送等の映像データ、新聞・雑誌等の活字データ等の以前から生成・流通していたものに加えて、ブログや SNS 等のソーシャルメディアに書き込まれる文字データ、インターネット上の映像配信サービスで流通している映像データ、電子書籍として配信される活字データ、GPS から送信されるデータ、IC カードや RFID³⁰等の各種センサで検知され送信されるデータ等、最近急速に生

²⁶ ここであげたもの以外にも、自由なアクセスを前提とするか否かに着目し、オープン化されたデータとオープン化されることを予定しない工業データ等に分類する等、様々な分類方法が考えられる。

²⁷ 構造化データと非構造化データについては、総務省、「平成 25 年版 情報通信白書」、<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/h25.html>、(2013 年) 143-144 頁を参照のこと。

²⁸ 総務省、「平成 29 年版 情報通信白書」、<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/h29.html>、(2017 年) 53 頁

²⁹ データベースの構造の 1 つで、関係モデルに基づいて設計・開発されるデータベースのことをいう。SQL 等のデータベース言語により、データの結合や抽出等を行うことができる。

³⁰ Radio Frequency Identification の略称で、商品等に非接触型の「IC タグ（微小な無線 IC チップの一種）」を埋め込んで、商品等の情報を記録しておき、アンテナ通過時の無線通信によるデータ交信によって商品等の確認を自動識別する技術のことをいう（総務省北陸総合通信局、<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/denpa/about%20rfid.html>）

成・流通が増加しているデータが含まれる。

② パーソナルデータ／非パーソナルデータ

「パーソナルデータ」という言葉には現行法上の定義はないものの、「個人の属性情報、移動・行動・購買履歴、ウェアラブル機器から収集された個人情報を含」み、「特定の個人を識別できないように加工された人流情報、商品情報等も含まれる」とされる。そのため、パーソナルデータには「個人情報に加え、個人情報との境界が曖昧なものを含む、個人と関係性が見出される広範囲の情報」が含まれ得る³¹。

このように、パーソナルデータの中には個人情報も含まれるものであり、その場合、法令に基づき適切に取り扱う必要があるものである。

なお、平成 29 年 5 月に施行された改正個人情報保護法において、データの利用促進の観点から導入された、「匿名加工情報」の制度が広く利用される可能性がある。匿名加工情報とは、個人情報保護法 2 条 9 項で定義されており、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して、その個人情報を復元することができないようにしたものをいう³²。匿名加工情報は、個人に関する情報ではあることから「パーソナルデータ」ではあるものの、個人情報保護法で定義されている「個人情報」ではなく、個人情報の取扱いよりも緩やかな規制の下、自由な流通・利活用を促進することを可能としている。

(4) データ利用と競争政策

現在、データの集積と利用は、それ自体としては競争促進的な行為であり、競争政策上は望ましい行為であって、独占禁止法上も問題となることは原則としてない、と考えられている³³。データの収集、集積、利用は、事業者間の創意工夫により競争を活発にし、イノベーションを生み出す効果を有するものであることから、データの収集、集積および利用の過程における競争をより促すべく、競争上の障壁を取り除くことが望ましいとされる。

もっとも、懸念がまったくないわけではない。一般論として、競争者を排除しようとする行為といった不当な行為や合併をはじめとする企業結合によって、データが特定の事業者を集積される一方で、それ以外の事業

³¹ 総務省・前掲注 28・53-54 頁

³² 匿名加工情報の詳細については、第 4-2-(6)-③参照。

また、匿名加工情報の作成にあたっては、個人情報保護委員会、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」、<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines04.pdf>、（平成 28 年 11 月（平成 29 年 3 月一部改正））、および「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関する Q & A」、<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kojouhouQA.pdf>、（平成 29 年 2 月 16 日）を参照されたい。このほか、個人情報保護委員会事務局、「匿名加工情報 パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」、https://www.ppc.go.jp/files/pdf/report_office.pdf、（平成 28 年 2 月）も参考になる。

³³ 第 3-1-(4)については、公正取引委員会競争政策研究センター、「データと競争政策に関する検討会報告書」、<http://www.jftc.go.jp/cprc/conference/index.files/170606data01.pdf>、（平成 29 年 6 月 6 日）に依拠して記載した。

者にとっては入手が困難となる結果として、当該データが効率化等の上で重要な地位を占める商品・役務（以下、単に「商品」という。）の市場における競争が制限されることとなったりする場合、または、競争の観点から不当な手段を用いてデータが利活用される結果、たとえば、商品の市場等データに関連する市場において競争が制限されることとなったりする場合には、独占禁止法による規制によって、競争を維持し、回復させる必要が生じることになる、と考えられている。

データの収集については、不当な手段でデータ収集が行われたり³⁴、データ収集が競争者間の協調行為を促進したりする等、競争に悪影響を与える場合には、独占禁止法上問題となり得る。また、データの共同収集については、共同収集するデータにより競争関係にある他の参加者が今後販売する商品の内容、価格、数量を相互に把握することが可能となり、これにより競争者間における協調的行為の促進を生じさせる場合には、独占禁止法第3条（不当な取引制限）の問題になり得る³⁵。さらに、データを重要な投入財として利用する商品の市場において、競争関係にある事業者の大部分が、各参加事業者が単独でも行い得るにもかかわらず、データを共同で収集するとともに、参加者それぞれにおけるデータ収集を制限し、これによって、当該商品の市場における競争を実質的に制限する場合には、独占禁止法上問題となり得ると考えられる。

データへの集積や活用については、たとえば、データの提供とその解析等他のサービスを抱き合わせて販売するといった行為や、自らとのみデータの取引をすることを義務付けたり、または、AI技術等の要素技術を有償または無償で提供する条件として、当該提供者以外の者（産業データにかかる機器の所有者を含む）によるデータの収集や利用を制約したりする等によりデータを不当に利用することを可能としたりするような行為について、公正競争阻害性が認められる場合には、拘束条件付取引、排他条件付取引等として、独占禁止法上問題となり得ると考えられている。

なお、データの大量集積や利用に関係する行為等に対しては、事業者が国内に所在するか、または、海外に所在するかにかかわらず、その影響が我が国の市場に及ぶ限りにおいて、独占禁止法の適用対象となることに留意が必要である。

2 データ流出や不正利用を防止する各種手段

提供データに自社の営業秘密やノウハウ等が含まれている場合、データの提供によってデータに対するコントロールを喪失することに伴い、これらの営業秘密やノウハウが社外に流出してしまう、ないし、不正利用され得るという懸念をもつ関係者は多い³⁶。そのような懸念から、データの提供について二の足を踏む事業者もいる。そこで、後記(1)から(5)では、データの流出や不正利用を防止する各種手段として、契約、不正競争防止法、民法上の不法行為による保護、不正アクセス禁止法、不正利用等を防止する技術につ

³⁴ データ創出における場合として、後記第5-2-(14)参照。

³⁵ データ共用型における検討については、後記第6-3-(4)-①参照。

³⁶ さらにいえば、提供データに営業秘密やノウハウが一見含まれていないように見えるケースであっても、他のデータと組み合わせることで営業秘密やノウハウが推測されるケースもあるとの指摘もある。

いて例示する。このような各種手段を理解しておくことで、適宜必要な手段を講じてデータの流出や不正利用を防ぎながらデータの流通・利用が可能となりうる。

その説明にあたっては、前述のように、データの保護は原則として利害関係者間の契約を通じて図られることになるため、契約による保護から説明し、その後に、法律に基づく保護について説明する。

(1) 契約による保護

まず、提供データに含まれる営業秘密、ノウハウの流出を防ぐためには、データ受領者に対して秘密保持義務を課することが重要である。提供データに含まれる営業秘密、ノウハウを保護するために厳しい秘密保持義務を課するためには、たとえば、提供データにアクセスできるデータ受領者の役員および従業員を制限したうえで、当該役員および従業員に秘密保持に関する誓約書を提出させることをデータ受領者に契約上義務付ける方法がある。

また、たとえば、高セキュリティのサーバに保管することや、他のデータとの分別管理を義務付ける等、提供データの保管方法・管理方法について具体的に契約で定める方法も有効である。さらに、提供データの管理状況についてデータ提供者がデータ受領者に対して報告や立入検査を求めることができる旨の規定を設け、その報告の結果または立入検査の結果、データ受領者の提供データの管理状況に問題があれば、データ提供者は提供データの管理方法の是正等を求めることができる旨を規定する方法もある。

その他、営業秘密、ノウハウが流出したことに伴ってデータ提供者に生じた損害額の算定が困難であることを踏まえ、営業秘密、ノウハウがデータ受領者から流出した際の損害賠償額の予定を定めておくことも考えられる。ただし、損害賠償額の予定は、その金額が小さければ契約の拘束力をかえって弱めることもあるため（契約違反を犯して予定された損害額の賠償をしても、営業秘密、ノウハウを流出させたことで得られるメリットのほうが大きければ損害賠償額の予定条項は営業秘密、ノウハウの流出を防止する手段としての意義が乏しくなる）、その点もふまえた適切な金額を設定する必要があると考えられる。

(2) 不正競争防止法による保護

不正競争防止法 2 条 6 項の「営業秘密」として法的に保護されるためには、①秘密管理性、②非公知性、③有用性、の 3 つの要件を充たす必要があり、提供データがこの 3 つの要件を充足すれば「営業秘密」として不正競争防止法における保護が受けられる。

もっとも、IoT、AI 等の情報技術の革新が進展し、企業の競争力がデータやその活用に移りつつあることから、データを安心・安全に利活用できる事業環境を整備する必要があり、そのための法制度の検討を行った。

そのような背景を踏まえ、現在、ID・パスワード等の管理を施した上で提供されるデータの不正取得・使用等を新たに「不正競争」行為に位置付け、これに対する差止請求等の民事上の救済措置を設ける内容の不正競争防止法等の一部を改正する法律案について、国会での審議が予定され

ている。なお、上記不正競争防止法等の一部を改正する法律案が国会での審議を経て、提案された内容で成立・施行された場合における改正後の不正競争防止法について、以下、「改正不正競争防止法」と表記することとする。

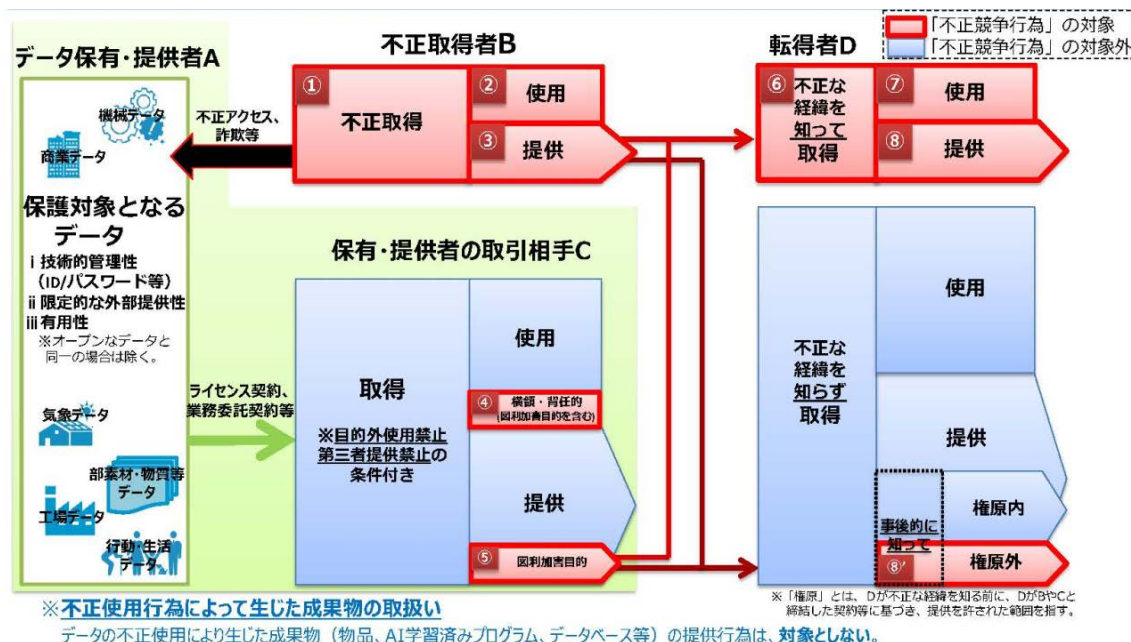


図 1：改正不正競争防止法案の概要

この改正不正競争防止法で保護対象となるデータは、「限定提供データ」とし、「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）」をいう（改正不正競争防止法2条7項）。

この「限定提供データ」は、産業構造審議会知的財産分科会「不正競争防止小委員会」において、「ビッグデータを念頭に、保護客体は、以下の要件に該当する電子データの集合物の全部又は一部のデータであって、有用なものとすべきである。」とされたことを受けて定義されたものである。

なお、不正競争防止小委員会では、新たな規律の対象となるデータの要件および不正競争行為について、以下のとおりとされている。

＜保護客体となるデータの要件＞

以下の要件に該当するデータを保護対象とすべきであるとされた。

（i）技術的管理性

データを取得しようとする者が、データ提供者との契約で想定される者以外の第三者による使用・提供を制限する旨の管理意思を明確に認識できる、特定の者に限定して提供するための適切な電磁的アクセス制御手段（ID・パスワード管理、専用回線の使用、データ暗号化、スクランブル化等）により管理されているデータであること。

（ii）限定的な外部提供性

秘密として管理され、保有者内での利用又は例外的に秘密保持契約を結んだ限定的な者に開示される「営業秘密」とは異なり、データ提供者が、

外部の者からの求めに応じて、特定の者に対し選択的に提供することを予定しているデータであること。

(iii) 有用性

違法又は公序良俗に反する内容のデータを保護客体から除外した上で、集合することにより商業的価値が認められること。

<データに対する不正競争行為>

以下の行為を「不正競争行為」とし、救済措置を設けるべきであるとされた。

① 不正取得類型

- 権原のない外部者が、管理侵害行為によって、データを取得する行為、またはその取得したデータを使用、もしくは第三者に提供する行為（改正不正競争防止法 2 条 1 項 11 号）
- ※「管理侵害行為」とは、データ提供者の管理を害する行為（不正アクセス、建造物侵入等）、又は、データ提供者に技術的管理を外させて提供させる詐欺等に相当する行為（詐欺・暴行・強迫）をいう。

② 著しい信義則違反類型について

- 第三者提供禁止の条件で、データ提供者から取得したデータを、不正の利益を得る目的または提供者に損害を加える目的（図利加害目的）を持って、横領・背任に相当すると評価される行為態様（委託契約等に基づく当事者間の高度な信頼関係を裏切る態様）で使用する行為、または図利加害目的で第三者に提供する行為（改正不正競争防止法 2 条 1 項 14 号）

③ 転得類型について

- 取得するデータについて不正行為が介在したことを知っている者が、当該不正行為に係るデータを取得する行為、またはその取得したデータを使用、もしくは第三者に提供する行為（改正不正競争防止法 2 条 1 項 12 号、15 号）
- 取得時に不正行為が介在したことを知らずに取得した者が、その後、不正行為の介在を知った（悪意に転じた）場合、悪意に転じた後に、当該データを第三者に提供する行為（改正不正競争防止法 2 条 1 項 13 号、16 号）
- ※ただし、転得者が悪意に転じる前の取引で定められた権原の範囲内での提供は、適用除外とする。

これらの行為を「不正競争行為」とし、差止請求（不正競争防止法 3 条）、損害賠償請求（不正競争防止法 4 条）、損害賠償額の推定規定（不正競争防止法 5 条）等の民事上の救済が受けられるようにすることとされた。

(3) 民法上の不法行為による保護

一定の投資と労力を投じた価値のあるデータをデッドコピーするような行為は、著しく不公正な手段を用いて他人の法的保護に値する営業上

の利益を侵害する行為といえ、民法 709 条の不法行為が成立することがあり得る³⁷。

もともと、最高裁第一小法廷平成 23 年 12 月 8 日判決・判例時報 2142 号 79 頁（北朝鮮映画事件）は、著作権法 6 条各号所定の著作物に該当しない著作物の利用行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害する等の特段の事情がない限り、不法行為を構成しないと判示しており、この判例の論理に従えば、データベースの著作物ではないデータベースをデッドコピーしたとしても、不法行為が成立しない場合もあることには注意が必要である。

(4) 不正アクセス禁止法による保護

第三者が不正ログインやセキュリティ・ホールを攻撃することによって、データを取得した場合、不正アクセス行為が刑事罰の対象になる（不正アクセス禁止法 2 条 4 項各号、3 条、11 条）。

(5) 不正利用等を防止する技術

提供データの不正利用や不正流出を防止する方法として、提供データの暗号化、アクセス制限、電子透かし技術を用いたデータの出所等を明らかにする方法、ブロックチェーン技術等がある。

また、データ受領者の手許から提供データの流出を防止するビジネスモデルとして、データ提供者の工場内にデータ受領者の分析システムが入ったサーバを設置して、そのサーバ内で稼働データ等の分析を行い、データ提供者に分析結果を提供する方法がある。このような、データ提供者内でデータの提供と分析が完了する（データをデータ提供者の工場内から外部に基本的には出していない）といった方法もある³⁸。

3 適正な対価・利益の分配

(1) 総論

データ契約における適正な対価設定（対価・利益の分配のあり方）は、ケース・バイ・ケースであり、個別具体的な事案ごとに検討される必要があることから、一義的に取り纏めることは適切ではない³⁹。

データ流通と利活用に価値を見出すか否か、いかなる程度の価値を見出すかも契約自由の原則の範疇であるところ、本ガイドライン（データ編）はあくまで対等な当事者間における対価・利益の分配の一般的な考え方の例を実務上の参考として示すにとどまる。

一般論として、データ契約における対価・利益の分配に影響を及ぼす考

³⁷ 東京地裁平成 13 年 5 月 25 日中間判決・判例時報 1774 号 132 頁（翼システム事件）

³⁸ ただし、このビジネスモデルにおいて、データ受領者は、データ提供者のサーバにアクセスする権限を有していることが一般的であり、データ受領者となり得るため、データ提供者外へのデータの流出を完全に防ぐことができるわけではない。

³⁹ 知的財産権の価値評価には様々な手法が存在しており、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会知財のビジネス価値評価検討タスクフォースにおいて、産業構造の変化に即した経営・知的財産戦略や、「データ」を含む知的財産全般について、事業に紐づけられたビジネス上の価値評価や知財戦略の在り方が検討される等している。

慮要素としては、データの種類、データの利用範囲(地理的制限を含む⁴⁰)、データが生み出す価値、派生データの利用権限、創出された知的財産権等の権利関係、損害が発生した場合の責任分担、ライセンスフィーやロイヤリティの設定、データ創出や管理に要する費用分担等がある⁴¹。

データの価値が算定できない場合、データ契約の交渉や最終合意が難しくなることも当然考えられる。そこで、データ契約において適正な対価または利益の分配を検証するための手法として、「データを利用した価値の試験的検証」と「イニシャル・ロイヤルティ+ランニング・ロイヤルティ」を例示しておく。

(2) データ契約における適正な対価または利益の分配のあり方

① データを利用した価値の試験的検証

データを利用したビジネスを行う際に、どれほどの価値を生み出すか明らかではないため、小規模にデータを利用したビジネスを試験的に実施して、その結果からデータの価値を検証するという手法がある。たとえば、コンビニエンス・ストアを例にとると、ビッグデータを利用した商品陳列方法の変更を、一定地域の一部の店舗で試験的に導入し、その方法による売上げの増加を検証して、その検証に基づいて売上げの増加に見合った対価でデータの提供を受け、そのデータに基づく新たな陳列方法を全店舗で導入するというものである。

このような手法は、リスクと効果の適切な分配のための有用な材料にできる可能性がある。すなわち、この手法により、そのデータを活用した際の効果(売上げの上昇等)を把握することができ、その効果に応じた提供データの対価の算定が可能になることもある。

② イニシャル・ロイヤルティ+ランニング・ロイヤルティ

これは知的財産権等のライセンス契約においてよく用いられる方法であるが、契約締結時にイニシャル・ロイヤルティ(一定の金額)を支払い、その後、データの利用に伴って利益が生じた場合に、その利益の一定割合をランニング・ロイヤルティ(契約期間中に支払われる利益等に応じた金員)として支払う方法である。この方法もリスクと効果を適切に分配するための一つの手法といえる。

なお、データは日々生じるものであり、日々アップデートしていくことにこそデータの価値があることもある。そのようなデータの場合は、データの継続的な提供を条件にしてランニング・ロイヤルティを支払うという合意を締結することも考えられる。

⁴⁰ データ・ローカライゼーションおよび越境移転規制については、後記第4-2-(5)参照。

⁴¹ なお、データは媒体の存在を前提とするが、データそれ自体が大きな価値をもつ可能性を有することから、データの利用関係やデータ利用にかかる適正な利益の配分が、データの保存されている媒体に関する権利関係に従って判断されなければならない、とするのは必ずしも適切ではない。

第4 「データ提供型」契約（一方当事者から他方当事者へのデータの提供）

1 構造

(1) データ提供型契約の意義

本ガイドライン（データ編）において、「データ提供型」契約とは、取引の対象となるデータを一方当事者（データ提供者）のみが保持⁴²しているという事実状態が明確である場合において、データ提供者から他方当事者に対して当該データを提供する際に、当該データに関する他方当事者の利用権限その他データ提供条件等を取り決めるための契約である。

たとえば、ある製品の製造業者が顧客から要求された寸法精度や強度を充たす製品を開発する際に自ら様々なテストを実施し、そのテストから得られたデータを用いれば製品開発の工数を大幅に減らすことができる場合に、そのデータを第三者に販売したり、利用許諾したりする場合の取引をいう。

ここでいうデータの「利用権限」とは、データの利用権、保有・管理に係る権利、複製を求める権利、販売・権利付与に対する対価請求権、消去・開示・訂正等・利用停止の請求権等の契約に基づいて発生する権利を自由に行使できる権限のことを意味する。

なお、本ガイドライン（データ編）における用語の意味は以下のとおりとする⁴³。

データ提供者	データ提供型契約において、データを提供する当事者
データ受領者	データ提供型契約において、データを受領する当事者
提供データ	データ提供型契約において、データ提供者からデータ受領者に対して提供されるデータ
派生データ	提供データを加工、編集、分析、統合等することによって新たに生じたデータ

(2) データ提供型契約の類型

データ提供型契約については、以下のように、データの譲渡、データのライセンス（利用許諾）、データの共同利用（相互利用許諾）の3つの類型として整理することができる⁴⁴。

⁴² 保持という用語の趣旨については脚注9を参照。

⁴³ 必ずしも、これに限られるものではなく、契約において当事者が自由に用語の意味を定めてよいのはもちろんのことである。

⁴⁴ 本ガイドライン（データ編）では、契約締結後にデータ提供者が提供データに関する一切の利用権限を失い、提供データを利用しない義務を負う類型を「譲渡」と整理し、データ提供者が提供データの利用権限をあくまで一定の範囲でライセンシーに与える契約を「ライセンス（利用許諾）」と整理している。「データの譲渡」類型が利用されているケースはそれほど多くないと思われるが、両契約はこの点についての違いがあるため、本ガイドラインでは別の類型として整理している。

① 譲渡

a データの譲渡とは

前記第 3 のとおり、データは無体物であり民法上の所有権の対象にはならないため、データの所有権を移転させるという意味でのデータの譲渡は観念できない。そのため、データの譲渡とは、一般的に、データの利用をコントロールできる地位を含む当該データに関する一切の権限を譲受人に移転させ、譲渡人は当該データに関する一切の権限を失う趣旨であると考えられる。

譲渡の対象となるデータについてデータベースの著作権その他の知的財産権が成立している場合には、データにかかる知的財産権がデータ提供者に残ることを避けるために、データベースに登録された各個別のデータの利用をコントロールできる地位のみならず、データにかかる知的財産権についても譲渡することが必要になる。

b データの譲渡の態様

データの譲渡の態様としては、たとえば、以下のような方法がある。

- データを記録した記録媒体を引き渡し、譲渡人は当該データを消去する方法
- データを譲受人の記録媒体に複製し、譲渡人は当該データを消去する方法
- 第三者のサーバにあるデータに対するアクセス権を譲受人に付与し、譲渡人は当該データのアクセス権を失う方法（または譲渡人が当該データの管理に係る第三者との契約上の地位を譲受人に移転させる方法）

② ライセンス（利用許諾）

a データのライセンス（利用許諾）とは

データのライセンス（利用許諾）においては、データ提供者が保持⁴⁵するデータの利用権限を一定の範囲でライセンシーに与えるが、ライセンサーは提供データに関する全ての利用権限を失うものではない。

データの場合、民法上の所有権が観念できず、データの譲渡とデータのライセンス（利用許諾）の境界があいまいとなり、たとえばデータ受領者が契約で定めていない提供データの利用方法も可能になるのが不明確になるため、契約においてデータのライセンス（利用許諾）の類型を採用する場合、提供データの「利用許諾」であることを規定するのみならず、「契約で明示したものを除き、提供データに関する何らの権限をデータ受領者に移転しない」ことを注意的に規定しておくことが望ましい。

また、データのライセンス（利用許諾）において、当該ライセンシー以外の第三者に対して重ねて提供データのライセンスをする権利を留保しておくのか（非独占）、それとも、当該ライセンシーに独占的に当該データを利用させるのか（独占）も契約で定めておくことが

⁴⁵ 保持の意義については脚注 9 参照。

望ましい。

b データのライセンス（利用許諾）の態様

データのライセンス（利用許諾）の態様としては、たとえば以下のような方法がある。

- ライセンサーのサーバにあるデータの利用権限（アクセス権限を含む）を契約によってライセンシーに与えつつ、ライセンサーも当該データの利用権限（アクセス権限を含む）を失わず、かつ、契約終了時にライセンシーに対して当該データの消去義務を負わせ、さらに当該データに対するアクセス権限を停止する方法

③ 共同利用（相互利用許諾）

a データの共同利用（相互利用許諾）とは

データの共同利用（相互利用許諾）とは、契約当事者が二者の場合であれば、甲が保持⁴⁶するデータについて契約によってその利用権限の全部または一部を乙に与え、他方、乙が保持するデータについて契約によってその利用権限の全部または一部を甲に与えることをいう⁴⁷。データの共同利用（相互利用許諾）は、契約当事者が三者以上の場合でも同様である。

このデータの共同利用（相互利用許諾）の類型では、甲乙がそれぞれのデータを相手方が利用することを認めるものであり、相手方において甲乙それぞれのデータのコンタミネーション⁴⁸が生じる可能性が高まるため、契約において、データの分別管理を規定したり、データにアクセスできる従業員を限定したりすること等を通じて、秘密保持義務の内容をより高度化しておくことが望ましい。

b データの共同利用（相互利用許諾）の態様

データの共同利用（相互利用許諾）の態様としては、たとえば以下のような方法がある。

- 甲乙それぞれのサーバにあるデータに対する利用権限（アクセス権限を含む）を契約によって相手方に与えつつ、自身も当該データに対する利用権限（アクセス権限を含む）を失わず、かつ、契約終了時に相手方に対して当該データの消去義務を負わせ、さらに当該データに対するアクセス権限を停止する方法

⁴⁶ 保持という用語の趣旨については脚注 9 参照。

⁴⁷ 後記第 5 の【データ創出型】との違いは、一方当事者が既存データを保持しているという事実状態が明確であるか否かにある。

⁴⁸ 甲が利用権限をもつデータと、乙が利用権限をもつデータが、たとえば、乙の管理の下で混在してしまい、どちらが利用権限をもつデータなのか分からなくなってしまうこと等をいう。

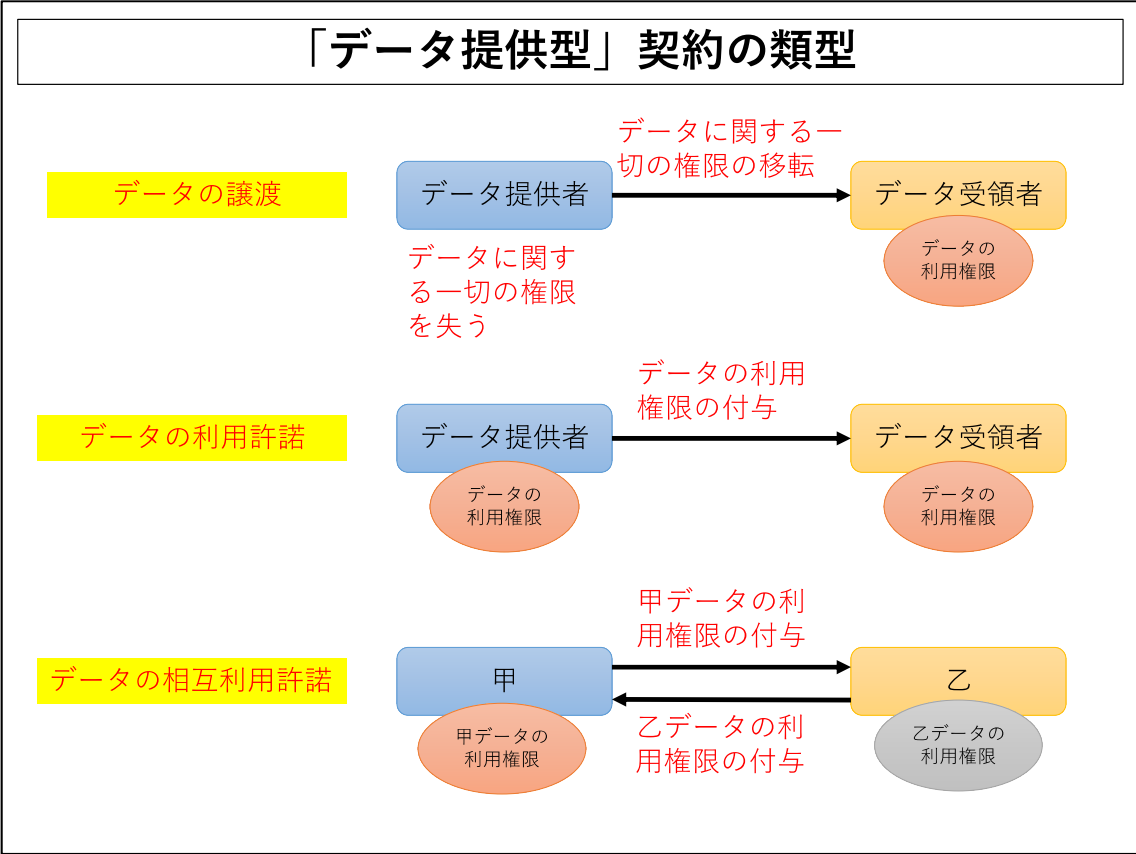


図 2：「データ提供型」契約の類型

(3) 主体の個別性

データ提供型取引は 1：1 で行われる場合もあれば、1：n で行われることもある。ただし、データ提供型契約の類型次第で以下のように整理することができる。

データ提供型契約の類型	1：1	1：n
譲渡	○	×
ライセンス（利用許諾）	○	○ （独占ライセンスの場合は×）
共同利用（相互利用許諾）	○	○

2 データ提供型契約における主な法的な論点

(1) 提供データを活用した派生データ等の利用権限の有無

① 提供データから生じる派生データ等

データ提供者から提供された提供データ（元データ）をデータ受領者が加工・分析・編集・統合等すること等を通じて活用することによって、様々な成果物が生じる可能性がある。その成果物としては、

- 提供データを加工・分析・編集・統合したことによって得られる派生データ
- 提供データを加工・分析・編集・統合したことによって創出された知的財産権
- 提供データに基づいて生成された学習済みパラメータ（ただし、学習済みパラメータの取扱いについては、本編ではなく AI 編を参照されたい。）

等が考えられる。

データの譲渡の場合、提供データに関する一切の権限がデータ受領者に移転しているため、提供データから生じた派生データ等の成果物についてもデータ受領者が利用できることになる。

他方、データのライセンス（利用許諾）とデータの共同利用（相互利用許諾）においては、派生データ等の成果物の利用権限の有無が一義的に定まらないため、後記②および③において検討する。

② 派生データ等の利用権限の有無等

a 派生データ

データ提供者から提供された提供データが何の整理もされていない生のデータであることもあり、そのデータを加工・分析・編集・統合等することによって、新たな知見・価値を伴うデータになることもあり得る。このような派生データの利用権限がデータ提供者にもあるのか、それともデータ受領者のみにあるのかは一義的には定まらない⁴⁹。

一般論でいえば、派生データの利用権限に関する明確な合意がなければ、提供データ（元データ）の性質、提供データ（元データ）を取得・収集する際の出費・労力、営業秘密性、提供データ（元データ）の加工・分析・編集・統合等の程度・費用、提供データ（元データ）の全部または一部が復元可能なものとして派生データに含まれているか等を考慮して、派生データの利用権限がデータ受領者のみにあるのか、それとも、派生データの利用権限がデータ提供者にもあるのかを合理的に解釈していくことになると思われる。

ただし、一口に派生データといっても様々な種類のものがあり、契約当事者間で認識を共通にする必要もあり、契約において派生データの利用権限の有無が不明確なままでは、将来における紛争の火種になり得るので、契約書において派生データの定義をしたうえで、派生データの利用権限の有無について明らかにしておくことが望ましい。

⁴⁹ 派生データは、データ受領者がデータ提供型契約の契約目的の範囲内で分析・加工等することによって初めて生じたデータであり、データ受領者の行為（分析・加工等）なくしては生じ得ないデータであるから、当事者間で別途合意がない限り、少なくともデータ受領者は当該派生データを利用できると解するのが合理的である場合が多いと思われる。

なお、派生データとして、いわゆる統計情報が生み出されることもある。「統計情報」とは、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに得られるデータをいうが⁵⁰、統計情報の利用権限についても一義的に明らかにならないことが多く、契約でその利用権限の有無を定めておくことが望ましい⁵¹。

b 知的財産権

データ受領者が提供データを加工・分析・編集・統合等する過程で、データ受領者が著作権、特許権等の知的財産権を提供データに基づいて生み出すことも考えられる。この生み出された知的財産権の帰属を当事者で変更するのであれば、後日紛争とならないように提供されたデータから生じた知的財産権の帰属についても契約の中で明確に定めておくことが望ましい。

c 派生データ等⁵²の利用

派生データの利用権限の有無および提供データを加工・分析・編集・統合等したことによって創出された知的財産権の帰属がデータ受領者にある場合、当該派生データ等の利用をデータ提供者に対しても認めるか否かについてもトラブルが起きやすいといえ、契約において、派生データ等をデータ提供者が利用することを許諾するか、許諾する場合のデータ提供者の利用権限の範囲およびその利用の際の対価の有無等を定めておくことが望ましい。

なお、データ提供者がデータ受領者に対して、データ受領者が利用権限をもつ派生データや提供データの分析等によって創出されたデータ受領者に帰属する知的財産権の譲渡義務を課したり、独占的利用許諾の義務を課したりした場合、独占禁止法における不公正な取引方法に該当する可能性があるため、注意が必要である。

③ 派生データ等から得られた利益の分配

データ提供者としては、提供データがあったからこそ派生データや知的財産権が生じたといえることから、派生データの利用権限がデータ提供者にもあることや、創出された知的財産権がデータ提供者に帰属することを主張したり、利用権限や知的財産権の利用許諾・移転をデータ受領者に対して要請したりすることがあり得る。

このような場合、派生データの利用権限や創出された知的財産権を共有としたりすることも考えられる⁵³。

⁵⁰ 個人情報保護委員会・前掲注 32「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」・4頁

⁵¹ なお、統計情報は、集団の傾向または性質等を数量的に把握するものであるため、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいて、個人情報保護法における「個人に関する情報」に該当しない（個人情報保護委員会・前掲注 32「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」4頁参照）。

⁵² 派生データ等とは、派生データと、提供データを加工・分析・編集・統合等したことによって創出された知的財産権のことをいう。

⁵³ 派生データもデータであり、民法上の所有権の対象とはならないので、ここでいう「共

ただし、特許権を共有にした場合、当該特許権の譲渡や実施許諾に他の共有者の同意が必要であるし（特許法 73 条 1 項、同条 3 項）、著作権が共有の場合も、当該著作権の譲渡には他の共有者の同意が必要であり（著作権法 65 条 1 項）、さらに、自ら著作権を行使することすら共有者全員の同意が必要になる等（著作権法 65 条 2 項）、知的財産権の共有ではその後の知的財産権の行使に制約があり、これと異なる取扱いをするためには別途契約で明確に合意しておく必要があるので注意が必要である。

他方、共有とする方式をとらずに、派生データの利用権限や知的財産権をデータ受領者に残したままで、それらの利用によって生じた利益の一部をデータ提供者に分配するという方法もあり得る。具体的には、たとえば、派生データを用いて行った事業によってデータ受領者が得た売上の一定割合をデータ提供者に支払う方法がある。

(2) 提供データが期待されたものではなかった場合の責任（提供データの品質）

データ提供型契約において、提供データが不正確である、不完全である、有効ではない（契約目的への適合性がない）、提供データがウイルスに感染しており安全ではない、第三者の知的財産権を侵害しているといったように、提供データの品質に問題があり、データ受領者が契約の目的を達成できず、データ提供者に対して提供データの品質について法的責任を追及するということがあり得る。

ここでいうデータの正確性とは、時間軸がずれている、単位変換を誤っている、検査をクリアするためにデータが改竄または捏造されているというような事実と異なるデータが含まれていないことを意味し、データの完全性とは、データが全て揃っていて欠損や不整合がないことを意味する。また、データの有効性とは、計画された通りの結果が達成できるだけの内容をデータが伴っていることをいう。

データ提供型契約が有償契約である場合、データの品質について問題があれば民法上の瑕疵担保責任の適用があると考えられる。もっとも、提供データの品質についての問題といっても様々な内容があるため、提供データの正確性、完全性、有効性、安全性、第三者の知的財産権の非侵害等について、どの範囲でデータ提供者がデータの品質について責任を負うのか契約で明確にしておくことが望ましい（たとえば、表明保証条項を用いることが考えられる）。

仮に、データ提供者がこのような提供データの品質について一切保証しない旨の規定を契約書で定めたとしても、データ提供者の故意または重大な過失により提供データの品質に問題があったような場合にまで、データ提供者が提供データの品質について責任を負わないとされるのは合理的ではない。そのため、このような場合であればデータ提供者は提供

有」というのは、データ提供者とデータ受領者の双方が派生データについての利用権限を有することを意味する。もっとも、双方が派生データについての利用権限を有するといっても、その利用権限の範囲が不明確であるので、「共有」と定めるだけでは不十分であり、契約においてその利用権限の範囲を明確に定めることが望ましい。

データの品質について免責されないと考えられる（民法 572 条類推適用⁵⁴）。

なお、提供データの正確性、完全性、有効性、安全性等について、たとえば、「データ提供者は、可能な限り、提供データが正確かつ完全であり、契約目的の関係で有効であり安全であるように努める義務を負う。」としてデータ提供者の努力義務とする方法もあり得る。ただし、データの正確性・完全性・有効性・安全性について努力義務とした場合であっても、データ提供者がデータの正確性・完全性・有効性・安全性について何らの努力もしていないような事実があれば、努力義務違反として債務不履行責任を負う可能性はあるということに留意すべきである。

(3) 提供データを利用したことにより生じた損害について負担

データ受領者が提供データを利用している際に、第三者から当該データに関する知的財産権の侵害を理由に損害賠償請求がなされるなど、提供データの利用に関連して、データ受領者と第三者との間で法的な紛争が生じるようなケースがあり得る。

この場合、その第三者との法的紛争を解決するために必要になった費用や賠償金は、提供データに起因して生じた費用・賠償金である以上、データ提供者が負担すべきという考え方と、データ提供者は提供データの品質について保証していないことを前提にして提供データに起因して生じた費用・賠償金はデータ受領者が負担すべきという考え方のいずれの考え方も成り立つと思われる。

そこで、契約において、提供データの利用に関連して第三者との間で法的な紛争が生じそれによって必要になった費用や賠償金をどちらが負担するのかを規定しておくことが望ましい。もっとも、契約で定められた利用範囲を超えてデータ受領者が提供データを利用した場合にまで（つまり、契約に違反する態様で提供データを利用した場合にまで）、データ提供者が提供データに起因して生じた費用・賠償金を負担する義務はないと考えられる。そのため、データ提供者がかかる義務を負担する場合、契約において「契約で定められた態様での利用に限る」といった限定を付したほうがよいと思われる。

また、データ提供者に当該負担を負わせる場合において、データ提供者の責任の範囲を限定するために、データ提供者がデータ受領者から受け取った対価の金額をデータ提供者が責任を負う上限と規定する方法もある。

(4) 提供データの目的外利用

データ提供型契約において目的外利用禁止条項が規定されることによ

⁵⁴ 建物を建築するために土地の売買契約を締結したところ、当該土地に地中埋設物（本件地中埋設物）が存在するのは「隠れた瑕疵」にあたり、「買主の本物件の利用を阻害する地中障害の存在が判明した場合、これを取り除くための費用は買主の負担とする。」旨の特約条項（本件免責条項）が本件地中埋設物に適用があるとしても売主に本件地中埋設物の存在について悪意ないしこれと同視すべき重大な過失がある場合には民法 572 条の趣旨から信義則上免責の効力を主張できず同条を類推適用して同法 570 条に基づく責任を売主は負うと判断した裁判例（東京地裁平成 15 年 5 月 16 日判決・判時 1849 号 59 頁）参照

り、一定の範囲でデータの利用が制限される場合も多いように思われる。

たとえば、工作機械製造メーカー A が、工作機械にセンサを装着して製品製造メーカー B に販売して、その工作機械のセンサから得られるデータを「工作機械のメンテナンス目的（保守目的）」で B が A に提供するという契約を締結した場合に、A が、①その得られたデータを A が製造する別の機械のバージョンアップに利用したり、②そのデータから得られる情報を加工して B の秘密情報を除外し、第三者に提供すると、①も②も契約で定めた「工作機械のメンテナンス目的（保守目的）」以外の目的で提供データを利用することになり得るため、目的外利用禁止規定に違反する可能性が生じる。

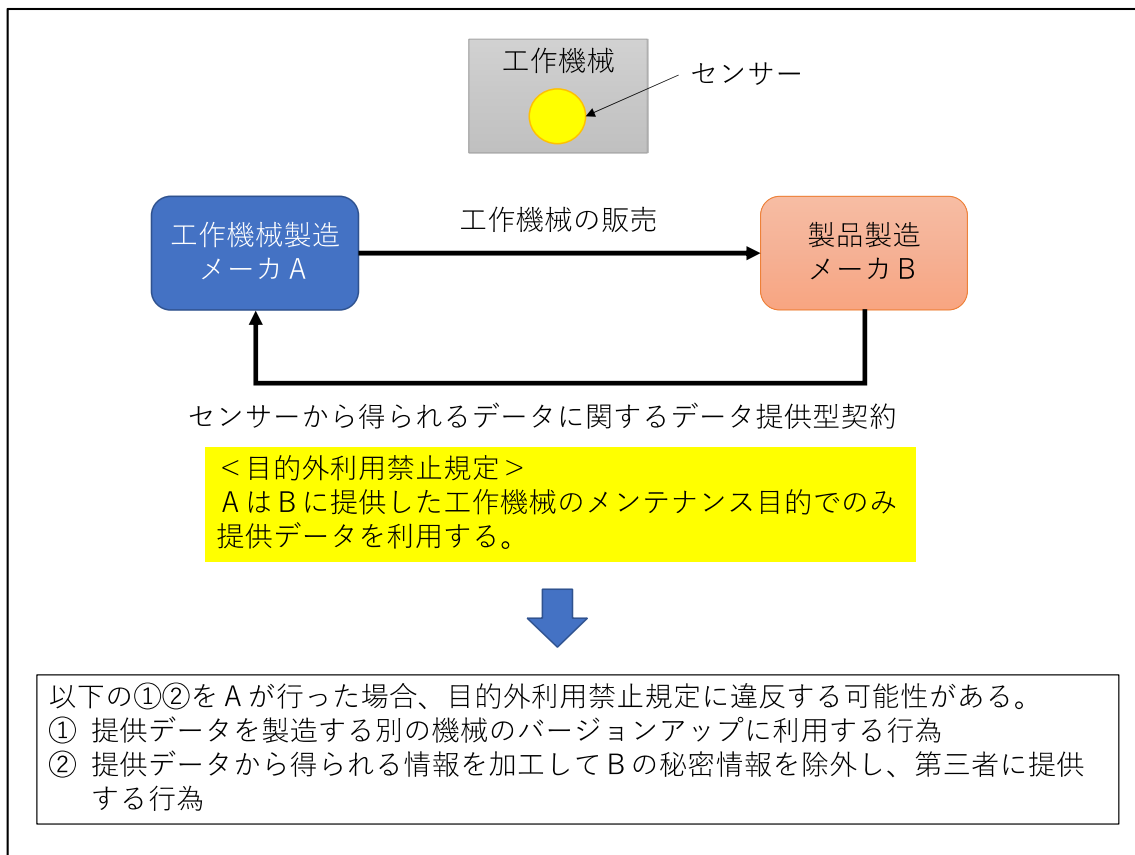


図 3：データ提供型契約と目的外利用禁止規定

そこで、提供されたデータを将来、加工・分析等を行ったうえで利用することが予想される場合、データ受領者は、①や②のケースを想定した契約条項のドラフティングが求められる。

①の場合、「工作機械のメンテナンス目的（保守目的）」とデータ利用の目的を限定せずに、たとえば、「工作機械のメンテナンス目的（保守目的）および新機種の開発を含むバージョンアップ等の工作機械の性能向上目的」とすることで、目的外利用禁止規定に違反せずにセンサから得られるデータを利用できると考えられる。

②の場合、センサから得られる情報には製品製造メーカー B の営業秘密、ノウハウ等が含まれる可能性があるため、B から第三者に対するデータの提供について同意が得られない可能性がある（その結果、データの第三者

への提供は目的外利用になり得る)。とりわけ、未だデータの流通が活発化していない現状に鑑みると、Bから提供されたデータから秘密情報を除外したとしても、Bからすると自社のノウハウ等がデータの第三者への提供に伴って流出してしまうという漠然とした不安からデータの第三者への提供に同意しない可能性は十分にあると考えられる。

そこで、②の場合ではデータ提供者からデータの第三者提供についての同意を得るための方策が必要であり、その方策として、たとえば、提供データを加工して第三者に提供する際に、あらかじめデータ提供者に第三者へ提供するデータの内容を確認してもらい、データ提供者の秘密情報が除外されているかを確認する手続規定を設ける方法や、提供データを加工して第三者へ提供した際に得られる利益をデータ提供者に一定割合で還元することを規定することで第三者への提供についての同意を得る方法、派生データの第三者への提供について同意をしたデータ提供者については他のデータ提供者から得られたデータをデータ受領者から提供するというメリットを与える方法等が考えられる。

(5) クロス・ボーダー取引における留意点

① データ・ローカライゼーションと越境移転規制

データ・ローカライゼーションとは、たとえばインターネット上のサービス等について、当該サービスを実行する物理的なサーバはサービスを提供する国内で運用しなければならない、すなわちサービス提供に必要なデータは全て当該国内に存在しなければならないという考え方に基づくルールである⁵⁵。データ・ローカライゼーションとは観点は異にするものの、データの越境移転を制限するという意味では共通する規制として、わが国の個人情報保護法や EU のデータ保護指令 95/46/EC、一般データ保護規則 (GDPR) に代表される、個人情報保護に主眼を置いた越境移転規制が存在する⁵⁶。

本ガイドライン（データ編）では、両者がともにクロス・ボーダー取引において障害になり得ることに着目して、以下の表のとおり、諸外国におけるデータ・ローカライゼーションおよび越境移転規制を整理する⁵⁷。

米国	・ 連邦レベルで、政府調達に関連してデータ・ローカラー
----	-----------------------------

⁵⁵ 株式会社三菱総合研究所、「安心・安全なデータ流通・利活用に関する調査研究の請負報告書」、http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/h29_02_houkoku.pdf、(2017年3月) 64 頁

⁵⁶ 米国、ブラジル、中国等は一般的・包括的な個人情報保護法はないが、分野ごとに個人情報保護の要素を含む法律が存在するため、一般的・包括的な個人情報保護法の有無のみをもって当該国へのデータの移転によって個人情報に関する漏えいのリスクが高まるとは一概には言えない。なお、日本と同等の個人情報保護レベルにあるか否かは、GDPR の十分性認定を受けている国かどうか、CBPR (Cross Border Privacy Rules. APEC 越境プライバシールールのこと。) の批准国か否かを一つの基準に検討する方法がある。

⁵⁷ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「平成 29 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（デジタル貿易に関連する規制等に係る調査）調査報告書」（平成 30 年 2 月）236 頁から 247 頁

	ゼーションを義務付ける規定等がある。 - 国防連邦調達規則補足：「クラウドサービスのネットワーク侵入報告と契約」（2015 年）において、データの国内保存を義務付け⁵⁸。 - 米国歳入庁 publication1075；連邦・州・地方自治体向け税務関連情報セキュリティガイドライン（2016 年）において、税務関連の情報システムの設置を米国内に限定⁵⁹。 - 複数の州法において、データ・ローカライゼーションの規制^{60 61 62}。
カナダ	- 公的機関が保持する個人情報、カナダ国内において蓄積、アクセスされる（ノバスコシア州 個人情報国際開示保護法（2006 年）⁶³、ブリティッシュ・コロンビア州情報の自由とプライバシー保護法（1996 年）⁶⁴）。 - 公的機関が保有する文書に関し、州外への個人情報の開示、所有、利用する業務の委任に際し、州法と同等の保護の確保を義務付け（ケベック州、公的機関が保有する書類へのアクセスと個人情報の保護に関する法律（2006 年）⁶⁵）
インドネシア	インドネシア国民の個人情報の海外移送を制限（2008 年電子情報および移送に関する法⁶⁶、2012 年電子システムおよび電子商取引に関するインドネシア共和国政府規則

⁵⁸ Federal Register, Defense Federal Acquisition Regulation Supplement: Network Penetration Reporting and Contracting for Cloud Services (DFARS Case 2013-D018), 2015.8.25, <https://www.federalregister.gov/documents/2015/08/26/2015-20870/defense-federal-acquisition-regulation-supplement-network-penetration-reporting-and-contracting-for>, (2015.8.25)

⁵⁹ Internal Revenue Service, Publication 1075 Tax Information Security Guidelines for Federal, State and Local Agencies, 2016.9. <https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p1075.pdf>

⁶⁰ City of Los Angeles, ‘Supplemental Report - Information Technology Agency Request to Enter into a Contract with Computer Science Corporation for the Replacement of the City’s E-mail System’, [https://www.infolawgroup.com/uploads/file/City%20of%20Los%20Angeles%20and%20CSC-Google%20Contract\(1\).pdf](https://www.infolawgroup.com/uploads/file/City%20of%20Los%20Angeles%20and%20CSC-Google%20Contract(1).pdf), (2009.10.7) (p. 72)

⁶¹ National Foundation for American Policy, NFAP Policy Brief April 2017 ‘Anti-sourcing Efforts Down but Not Out’, 2007.4., <http://www.nfap.com/pdf/0407OutsourcingBrief.pdf>

⁶² National Foundation for American Policy, NFAP Policy Brief April 2017 ‘Proposed Restrictions on Global Sourcing Continue at High Level in 2005’, 2005.4., http://www.nfap.com/researchactivities/studies/Global_Sourcing_2005B.pdf

⁶³ カナダ法律情報機関 (CanLII) ウェブサイト、<http://www.canlii.org/en/ns/laws/stat/sns-2006-c-3/latest/sns-2006-c-3.html>

⁶⁴ ブリティッシュ・コロンビア州ウェブサイト、http://www.bclaws.ca/Recon/document/ID/freeside/96165_00

⁶⁵ ケベック州ウェブサイト、<http://legisquebec.gouv.qc.ca/en/ShowDoc/cs/A-2.1>

⁶⁶ Law of the Republic of Indonesia Number 11 of 2008 concerning Electronic Information and Transactions (インドネシア法の仮訳提供サイトによる仮訳), http://www.flevin.com/id/lgso/translations/JICA%20Mirror/english/4846_UU_11_2008_e.html

	(レギュレーション 82)⁶⁷⁾ - 公共サービス提供事業者に対するローカルデータセンターおよび災害回復センターの国内設置を要求 (2012 年電子システムおよび電子商取引に関するインドネシア共和国政府規則 (レギュレーション 82)) - 電子マネー業務事業者に対するデータセンターおよび災害回復センターの国内設置を要求 (2014 年インドネシア銀行通達書簡第 16 号⁶⁸⁾) - 個人情報を取り扱う電子事業者に対するデータセンターおよび災害回復センターの国内設置を要求 (2016 年個人情報保護に関する情報通信省規則 20 号⁶⁹⁾)
ベトナム	- 電子メール広告提供事業者およびインターネットベースのテキストメッセージサービス提供事業者に対して、ベトナム国内へのサーバの設置を義務付け (2008 年スパム対策に関する政令 90/2008/ND-CP⁷⁰⁾) - 情報集約ウェブサイト、SNS、携帯通信ネットワーク上の情報コンテンツサービス、オンラインゲームサービス事業者への国内サーバ設置要求 (2013 年インターネットサービスとオンライン情報の管理、提供、利用に関する政令第 72 号/2013/ND-CP⁷¹⁾ ⁷²⁾ - 国内電気通信・インターネットサービスを提供する外国企業に対し現地利用者に関するデータの管理サーバのベトナム国内設置を要求 (サイバーセキュリティ法案 (2017 年 6 月公表)^{73) 74)})
インド	データ・ローカライゼーションを分野横断的に義務付ける法はない。

⁶⁷⁾ Government Regulation No. 82 of 2012 regarding the Provision of Electronic System and Transaction (Regulation 82) (インドネシア法の仮訳提供サイトによる仮訳), http://www.flevin.com/id/lgso/translations/JICA%20Mirror/english/4902_PP_82_2012_e.html

⁶⁸⁾ インドネシア銀行、http://www.bi.go.id/id/peraturan/sistem-pembayaran/Pages/se_161114.aspx (インドネシア語)

⁶⁹⁾ Denny Rahmansyah and Saprita Tahir, Data Protection in Indonesia, <http://blog.ssek.com/index.php/2017/12/data-protection-in-indonesia-2/>

⁷⁰⁾ Ministry of Information and Communications, “Decree No. 90/2008/ND-CP dated August 13, 2008 of the Government against spam”, http://english.mic.gov.vn/Pages/VanBan/11244/90_2008_ND-CP.html

⁷¹⁾ Asia Internet Coalition, “Re: Formal comments on the Draft Decree Amending Decree 72 on the Management, Provision and Use of Internet Services and Information Content Online (Decree 72/2013-ND-CP)”, https://www.aicasia.org/wp-content/uploads/2016/11/AIC-Comments-on-Decree-Amending-Decree-72-2016_10_17.pdf

⁷²⁾ 2016 年改正案 (現在、政令にはなっていない) では、外国のオンラインゲームサービス事業者に対するオンラインゲーム支払管理システムの国内設置が義務付けられている。

⁷³⁾ ベトナム日本商工会「サイバーセキュリティ法」(2017 年)、<http://jbav.vn/files/Taishikan/20170808-notification-from-embassy-japanese.pdf>

⁷⁴⁾ 現時点でまだ承認はされていない。

	- 以下分野別の政策は、いずれも発効した法規制ではないが、政策またはモデルライセンスとして一定の効果を有する。 2015 年国家通信 M2M ロードマップ⁷⁵は、M2M ネットワーク構築にあたり国内にのみ設備の設置を認めている。 - クラウドサービスプロバイダーによるクラウドサービス提供に係る暫定的候補選択に係る提案の依頼において、政府にクラウドサービスを提供する事業者はデータの国内保存義務を要件とする認証を取得しなければならないとしている。 - 通信事業者に対する統一ライセンス合意^{76 77}において、当局の査察に備えるために少なくとも 1 年間はインド国内の集約されたセンターにログデータを保管する義務を負わせている。
シンガポール	シンガポールにおいて取得された個人情報在国外に移転されることについて規定をしておき、移転先が、シンガポール個人情報保護法と同等の個人情報保護制度を備えていることを確認することを、情報を移転する側の義務として規定している（データプライバシー法⁷⁸）。
欧州委員会	- 一般データ保護規則（General Data Protection Regulation; GDPR）（2016 年）⁷⁹ - EU 域内で取得した個人情報を域外に移転することを原則禁止。 - 欧州委員会が十分な保護水準を確保していると決定した第三国への移転は可能。 2018 年 5 月には罰則を伴う適用開始が予定。
フランス	- EU 一般データ保護規則が直接提供される。 - 公的業務の実施にあたってはソブリン・クラウドのみが利用可能で、データは国内で加工・保存されなければならない（公共の調達に関する 2016 年 4 月 5 日付の閣僚回覧⁸⁰）。

⁷⁵ <http://www.dot.gov.in/sites/default/files/National%20Telecom%20M2M%20Roadmap.pdf>

⁷⁶ License Agreement for Unified License, http://www.dot.gov.in/sites/default/files/Amended%20UL%20Agreement_0_1.pdf?download=1, pp 40-41

⁷⁷ White Paper of the Committee of Experts on a Data Protection Framework for India, http://www.meity.gov.in/writereaddata/files/white_paper_on_data_protection_in_india_171127_final_v2.pdf

⁷⁸ <https://sso.agc.gov.sg/Act/PDPA2012>

⁷⁹ Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation) (Text with EEA relevance), <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32016R0679>

⁸⁰ フランス政府、「フランスアーカイブ」、<https://francearchives.fr/file/f7ace45176>

ドイツ	データの越境移転について欧州委員会に準ずるが、個人情報・金融・テレコミュニケーション関連データのデータ移転について規制^{81 82}
ロシア	2006 年個人情報保護法および同法を改正する 2014 年連邦法 242-FZ 第 18 条^{83 84}。 - ロシア国外への個人情報の転送は、転送先管轄区域の保護が十分だとロシア政府が認めた場合に限り、データ主体からの追加の同意が不要。 - ロシア国民の個人データは、ロシア領内に設置されたデータベースで管理することを要求。 - 通信事業者は、個人情報が格納されているサーバの場所をロシア連邦通信局に通知する義務を負う。
大韓民国	- 個人情報に関して広範な報告義務、本人の同意取得義務（個人情報保護法（2011 年）⁸⁵） - 地図データ等を国外に搬出してはならない（空間データの設置・管理等に関する法令（2014 年）⁸⁶）。
中国	重要情報インフラ運営者に対し、国内で収集、作成した個人情報および重要データの国内保存を要求。国務院が重要情報インフラの具体的な範囲を設定することを規定（サイバーセキュリティ法（2017 年 6 月施行）^{87 88 89 90 91}）

13a246583fd2dd673a0e6d0f86c039/static_9151.pdf

⁸¹ Telekommunikationsgesetz (telecommunications Act), https://www.gesetze-im-internet.de/tkg_2004/

⁸² European Centre for International Political Economy (ECIPE), “The Digital Trade Estimates (DTE) database”, <http://ecipe.org/dte/database/>

⁸³ Roskomnadzor, Federal Law of 27 July 2006 N 152-FZ ON PERSONAL DATA, <https://p.d.rkn.gov.ru/authority/p146/p164/>

⁸⁴ RUSSIAN FEDERATION FEDERAL LAW PERSONAL DATA No.152-FZ, https://iapp.org/media/pdf/knowledge_center/Russian_Federal_Law_on_Personal_Data.pdf

⁸⁵ Korean LII, Personal Information Protect Act, <http://koreanlii.or.kr/w/images/0/0e/KoreanDPAct2011.pdf>

⁸⁶ Korea Legislation Research Institute, ACT ON THE ESTABLISHMENT, MANAGEMENT, ET C. OF SPATIAL DATA, https://elaw.klri.re.kr/eng_service/lawView.do?hseq=45348&lang=ENG

⁸⁷ Ministry of Industry and Information Technology of the Republic of China(中华人民共和国工业和信息化部)、「中华人民共和国网络安全法」、<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1146557/n1146614/c5345009/content.html>、(2016 年 11 月 7 日)(中国語)

⁸⁸ 北大法宝, <http://www.lawinfochina.com/display.aspx?id=22826&lib=law> (中国語、英語)

⁸⁹ ジェトロ北京事務所「中国『インターネット安全法』に基づく企業コンプライアンスについて」、https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2017/4239e2d290330868/cn-rp-201711.pdf、(2017 年 11 月)

⁹⁰ ジェトロ中国北アジア課、「インターネット安全法が施行、外国企業にも中国基準を適用」、<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/06/2ab3a0189ac86a3d.html>、(2017 年 6 月 19 日)

⁹¹ 大地法律事務所仮訳、「インターネット安全法(日本語訳)」、<https://www.jetro.go.jp>

	• 商業銀行が収集した個人情報の保護、処理および分析は中国国内で行わなければならない（金融機関が個人の金融情報を保護するよう促す通知（2011 年 5 月施行）⁹² ⁹³）。 • オンライン出版に関してサーバやストレージは中国国内に設置しなければならない（オンライン出版サービス管理規定（2016 年 3 月施行）⁹⁴ ⁹⁵）。 • オンラインタクシーにおけるユーザデータは国内サーバに保管しなければならない（オンラインタクシー予約業務の管理に関する暫定措置⁹⁶ ⁹⁷）。
オーストラリア	• APP (Australian Privacy Principles) の対象者は、海外の第三者に個人情報を開示する前に原則として、当該第三者が APP に違反しないように合理的な措置を採らなければならない（APP8.1）。ただし、同意があれば APP8 が適用されないことが明示された上で、本人の同意がなされた場合など APP8.2 ではその例外を規定している⁹⁸。 • 政府の委託を受けて国民の健康・医療情報を扱う民間運営事業者に、当該情報の中心的な運営および管理は国内に設置する義務を課すとともに、データの国外保持、国外持ち出しを禁止（2012 年 My Health Record 法⁹⁹）。

欧州委員会との関係では、データ保護指令 95/46/EC 同様、2018 年 5 月 25 日に施行予定である EU 一般データ保護規制（GDPR）に、引き続き留意が必要である。個人データを EU 域内から第三国等へ域外移転させる場合、①欧州委員会による十分性認定がなされている第三国等への移転である

/ext_images/world/asia/cn/law/pdf/others_005.pdf

⁹² The State Council The People's Republic of China(中華人民共和国中央人民政府)、「中国人民银行关于银行业金融机构做好个人金融信息保护工作的通知」、http://www.gov.cn/gongbao/content/2011/content_1918924.htm、(2011 年 1 月 21 日)(中国語)

⁹³ 北大法宝、<http://www.lawinfochina.com/display.aspx?lib=law&id=8837&CGid=> (中国語、英語)

⁹⁴ Ministry of Industry and Information Technology of the Republic of China(中華人民共和国工业和信息化部)、「网络出版服务管理规定」、<http://www.miit.gov.cn/n1146290/n4388791/c4638978/content.html>、(2016 年 2 月 4 日)

⁹⁵ 北大法宝、<http://lawinfochina.com/display.aspx?id=21941&lib=law> (中国語、英語)

⁹⁶ Ministry of Industry and Information Technology of the Republic of China(中華人民共和国工业和信息化部)、「网络预约出租汽车经营服务管理暂行办法」交通运输部、工业和信息化部、公安部、商务部、工商总局、质检总局、国家网信办令、<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1146557/n1146624/c5218603/content.html>、(2016 年 7 月 14 日)(中国語)

⁹⁷ 北大法宝、<http://lawinfochina.com/display.aspx?id=22963&lib=law> (中国語、英語)

⁹⁸ Privacy fact sheet 17: Australian Privacy Principles (<https://www.oaic.gov.au/individuals/privacy-fact-sheets/general/privacy-fact-sheet-17-australian-privacy-principles>)

⁹⁹ Federal Register of Legislation, Australian Government, My Health Records Act 2012, <https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00313>

か（GDPR45 条）¹⁰⁰、または②欧州委員会による十分性認定がなされていない第三国等への移転の場合は、(1)適切な保護措置（管轄監督当局の個別承認を必要としないもの。典型的には、標準データ保護条項等）に基づく移転であるか（GDPR46 条 1 項）、もしくは(2)データ主体による明示的な同意等の例外事由が認められなければならない（GDPR49 条）。そして、これらの規制に違反して個人データを域外移転させた場合、最大で 2000 万ユーロ以下、または事業者である場合は前会計年度の全世界年間売上高の 4%以下のいずれか高い方が制裁金として課される可能性がある（GDPR83 条 5 項）。この制裁金は、データ保護指令 95/46/EC には定められていなかったものであり、また非常に高額であるため、EU 域内からの個人データの移転にあたっては慎重な対応が必要である。

② 外為法（外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号））について

日本では、外為法に基づき、武器、核兵器等、軍事転用可能な汎用品及びそれらに関する技術が安全保障上懸念のある国家やテロリストの手に渡ることを防ぐ目的で、輸出管理が行なわれている。

技術に関して、具体的には、兵器の開発等に用いられる技術又は民生品にも用いられる機微な技術を、外国為替令別表に定めている（以下「リスト技術」という。）。リスト技術を、外国にて提供する場合や、居住者が非居住者（外国人等）に提供する場合には、経済産業大臣による許可が必要となる（リスト規制という）。

リスト技術でない場合であっても、提供する技術が核兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には、経済産業大臣による許可が必要となる（キャッチオール規制という）。

このため、技術の一形態である技術データ等の越境移転に際しては、外為法上の規制内容を確認の上、同法を遵守する必要がある。特に、技術は一旦提供されてしまえば、元に戻すことが難しいことが多いこともあり、その管理には十分な注意を払う必要がある。

なお、リスト規制やキャッチオール規制に該当する技術データを、国内において、居住者が非居住者に技術を提供することを目的とする取引は、国内で行われる場合であっても規制の対象となる。

③ 準拠法

海外企業との取引において日本法を準拠法とする合意をしておけば、日本の弁護士に依頼することができコミュニケーションの負担がなく、紛争の結論の見通しがつきやすくなるというメリットがあるため、準拠法を日本法とする合意をしておくことが望ましい。

もっとも、準拠法を定めれば、紛争解決に適用されるルールを選択と

¹⁰⁰ 現時点で日本は十分性認定を受けていない。しかし、2017 年 12 月 14 日、個人情報保護委員会熊澤委員と欧州委員会ヨウロバー委員が、日 EU 間の個人データ移転について会談を行い、双方の制度間の関連する相違点に対処するための、法令改正を行わない形の解決策について確認するとともに、今後、その詳細について作業すること、また、2018 年第一四半期に、最終合意することを想定し、委員レベルで会談をもつことで一致している (<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/GDPR/>)。

して十分になるわけではなく、選択する紛争解決手段次第では、当事者間の合意による準拠法の選択が無効とされたり、制限されたりすることがある。たとえば、裁判による紛争解決を選択するのであれば、その適用法は、原則として、裁判所の所在国の国際私法の定めに従って決定され、当事者による準拠法の選択を認めない国もある。このような場合には、希望する法の適用を受けるために、裁判外の手続（たとえば、国際商事仲裁）等を選択することも検討に値する。

とりわけデータ取引との関係でいえば、仮に、準拠法を日本法にしたからといって、前記のデータ・ローライゼーションおよび越境移転規制に関する各国の規制を逃れられることにはならないと考えられるので、留意が必要である。

④ 裁判管轄（紛争解決手段）

日本の裁判所で裁判を行う方が手続の負担や見通しの立てやすさの点からメリットがあるため、日本の裁判所を専属的合意管轄としておくことが考えられる。

しかし、海外企業に対して日本の裁判所で裁判を提起して判決を得ても、相互承認等の問題で判決を執行することが難しいことも多いため、紛争解決手段を裁判ではなく仲裁にすることも多い。そして、紛争解決手段として仲裁を選択する場合、仲裁人の数、仲裁地、仲裁言語等についても定めることが多い。国際商事仲裁の場合、多くの国で「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（いわゆるニューヨーク条約。昭和36年7月14日条約第10号。）を批准しているため、他国で得た仲裁判断を容易に承認・執行することができるというメリットがある。もっとも、仲裁の場合、①仲裁の費用として仲裁人の報酬の支払いが必要になるが、特に仲裁人が3人の場合等は高額になり得ること、②仲裁は一審のみであり上訴できないことといったデメリットもあるので注意が必要である。

⑤ データ保護に関する主要各国の法制度

データ提供型契約の相手方が海外企業であり、提供データが海外に移転する場合、日本の法律を準拠法にするのか、当該外国法にするのかは、当該国のデータ保護に関する法律の内容を検討したうえで、より有利なものを準拠法として定めるという考え方もあり得る。

ただし、契約において準拠法を定めたからといって、必ずしもデータ保護に関する各国の規制を完全に逃れられることにはならない点に留意は必要である。以下では、参考のために、データ保護に関する主要各国の法制度の概要を比較した¹⁰¹。

¹⁰¹ 本表は、MUFG 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「平成29年度産業経済研究委託事業 海外におけるデータ保護制度に関する調査研究 調査報告書」、http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/000807.pdf、（平成29年11月）8頁より抜粋した。

国・国際機関	データ保護に関する考え	法制度によるデータ保護				契約によるデータ保護における特徴	権利付与によるデータ保護における特徴	その他動向
		営業秘密		不正アクセス				
		制度名称	民事：刑事	制度名称	民事：刑事			
アメリカ	・価値あるデータは、営業秘密関連法、その他現行法、契約等によってロバスト性の高い保護を実現している。一方で、契約関係にない第三者による不正取得等に対する懸念もある。	不法行為法リスティメント 連邦経済スパイ法（EEA） 統一営業秘密法（UTSA） 連邦営業秘密保護法（DTSA）	○ ○ ○	コンピュータ犯罪取締法 刑法第1030条)	 ○	懲罰的損害賠償	連邦著作権法（インターネット上のコンテンツを対象としたデジタルミレニアム著作権法）	－
欧州委員会	・価値あるデータは、契約による保護を基本としている。契約外の第三者による不正取得に対しては、営業秘密、競争法、サイバーセキュリティ法、内部告発者保護法等の各国現行法の範囲内で保護されるものがあるという考え。	営業秘密保護指令	○	－	－	モデル契約開発中	データベース保護指令（著作権とsui generisによる保護）	単一デジタル市場戦略
ドイツ	・価値あるデータは、契約による保護を基本としており、第三者による不正取得は営業秘密に該当する場合には営業秘密で規制するという考え。	不正競争防止法（UWG） 民法 §23条, 1004条)	 ○	刑法202a,b条	 ○		データベース保護指令に基づく国内法	自動車業界による自主的ガイドライン
フランス	・価値あるデータは、契約及び営業秘密で対応可能なものについてはそれぞれについて保護。	知的財産法典 §21-1条) 民法典 §1382, 1383条) 労働法典 §227-1条) 刑法典 §111-2, 313-1条)	－ ○ ○	刑法典 §23-1, 323-3条)	 ○		知的財産法典 §41-1条) 著作権)	－
イギリス	・価値あるデータは、営業秘密（機密情報の保持）、競争法、コンピュータ不正使用法等対応可能な範囲内で保護。	コモン・ロー※	○ ○	コンピュータ不正使用法（1条, 3条）	 ○		データベース保護指令に基づく国内法	
中国	・価値あるデータは、営業秘密に該当する場合には営業秘密で保護	反不正当竞争法 民法通则 §18条) 刑法 §219条)	－ ○ ○	サイバーセキュリティ関連法	 ○		－	サービス業革新発展大綱

※なお、法律専門家によればイギリスでは「商業上センシティブな情報」に該当する場合は、当該データは競争法が適用されるとの見解。

(6) 個人情報等を含む場合の留意点

① 提供データに「個人データ」を含むか否か

「個人情報」とは、①生存している個人に関する情報のうち、②(1)特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができるものを含む）、または(2)個人識別符号が含まれるものをいう（個人情報保護法 2 条 1 項）。

そして、個人情報データベース等を構成する個人情報は「個人データ」とされ、個人データを第三者に提供する際には、原則として、あらかじめ本人の同意が必要とされている（個人情報保護法 23 条 1 項）。したがって、データ提供型契約によって提供されるデータが「個人情報」を含む場合や「個人データ」に該当する場合、個人情報保護法に基づく規制に沿った対応が必要となる¹⁰²。

¹⁰² 独立行政法人等が取り扱う個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の

「個人データ」に該当するためには「個人情報」に該当することが前提となり、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができるものを含む）」であるものが「個人情報」に該当することになる。一方、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して集計して得られるデータであり個人との関係が排斥されている「統計情報」の場合には、個人情報保護法に基づく規制に沿った対応は不要になる¹⁰³。

たとえば、自動車のドライブレコーダー等の自動車に備え付けられた機器を経由して取得される車両情報、運転情報、位置情報等の情報が、その運転者の情報（運転者 ID 等）と結び付いて特定の個人を識別できる情報であれば「個人データ」に該当し得る一方、その情報を集計し個人との関係を持たない（排斥した）形で、交通事故が発生しやすい場所や交通渋滞が発生しやすい場所を特定し、それをまとめた情報にすぎない場合は「統計情報」にあたり、個人情報保護法に基づく規制に沿った対応は不要になるものと考えられる（ユースケース 3 参照）。

② 提供データに「個人データ」を含む場合

提供データに「個人データ」が含まれる場合、提供データを第三者に提供する際に、前記のとおり、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要がある（個人情報保護法 23 条 1 項）。

ただし、個人データの移転が、①委託による場合、②事業承継による場合、③共同利用による場合は、当該受領者は「第三者」にあたらないとされている（個人情報保護法 23 条 5 項 1 号ないし 3 号）。

また、①法令に基づく場合（個人情報保護法 23 条 1 項 1 号）、②人（法人を含む。）の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（同条項 2 号）、③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（同条項 3 号）、④国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（同条項 4 号）は、個人データの第三者提供に際し、あらかじめ本人の同意を得ることは不要である。

なお、一般的な個人データであれば、「オプトアウト」の方式による第三者提供が認められている（個人情報保護法 23 条 2 項）が、要配慮個人情報の場合、「オプトアウト」の方式による第三者提供が認められない点には留意が必要である。

③ 匿名加工情報の活用

保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）が適用される。また、個人情報保護法 76 条 1 項各号において、たとえば、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体またはそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合等が、個人情報保護法に基づく規制の適用除外とされている。

¹⁰³ 個人情報保護委員会・前掲注 32「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」4～5 頁参照。

提供データに個人データが含まれている場合に、それを加工することによって柔軟な利活用をするための手法として、データを匿名加工することが考えられる。その一つの例として、個人情報保護法に基づく「匿名加工情報」の枠組みを活用することが可能である。匿名加工情報とは、個人情報保護法 2 条 9 項各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

匿名加工情報の制度は、本人の同意に代わる一定の条件の下、パーソナルデータを自由に利活用するために設けられたものであり¹⁰⁴、匿名加工情報を作成したときは、匿名加工情報の作成後遅滞なく、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない（個人情報保護法 36 条 3 項）、また、匿名加工情報を第三者に提供するときは、①あらかじめ第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目およびその提供の方法について公表するとともに、②提供先の第三者に対して、提供された情報が匿名加工情報であることを明示しなければならない（個人情報保護法 36 条 4 項）。

匿名加工の方法については、個人情報保護法 36 条に基づいて「個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年 10 月 5 日個人情報保護委員会規則第 3 号）」第 19 条に匿名加工情報の作成の方法に関する基準が定められており¹⁰⁵、このほか、個人情報保護委員会のガイドライン¹⁰⁶等が参考になる。匿名加工情報の作成に際しては、ID や氏名等を削除しただけでは「個人を識別することができないように個人情報を加工」したとはいえない場合や、ID、氏名、生年月日等の情報を削除したとしても、他の情報（たとえば、購入商品、購入日時、場所、性別等）から個人を識別できれば「個人を識別することができないように個人情報を加工」したとはいえないとされる場合もあり得る。このように、匿名加工の方法やその程度には事案ごとの判断が要求されることから匿名加工には一定の困難も伴うことに留意する必要がある。

また、前記第 4-2-(4)で述べたように、提供データを匿名加工して第三者提供することが個人情報保護法に違反しないとしても、データ提供契約における目的外利用禁止の規定等に違反することはあり得るため、匿名加工情報を第三者に提供する際には、契約条項を慎重に検討する必要がある。

なお、加工を行うことによって、前記の「統計情報」にまで至った場合には、特定の個人との紐付きは完全に失われるため「匿名加工情報」にも該当せず、前記のとおり個人情報保護法に基づく規制に沿った対応は不要になる。

¹⁰⁴ 瓜生和久編著「一問一答 平成 27 年改正個人情報保護法」（平成 27 年 12 月）39 頁

¹⁰⁵ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530_personal_commissionrules.pdf

¹⁰⁶ 個人情報保護委員会・前掲注 32「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」

④ 越境データの留意点

a 外国にある第三者への個人データを提供する場合

事業者が個人データを外国にある第三者に提供する場合には、原則として、「外国にある第三者への個人データの提供を認める」という本人の同意を取得しなければならない（個人情報保護法 24 条）。もっとも、①提供先の第三者が、日本と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として個人情報保護法施行規則で定める国にあたる場合¹⁰⁷、②提供先の第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として個人情報保護法施行規則 11 条で定める基準¹⁰⁸に適合する体制を整備している場合、③個人情報保護法 23 条 1 項各号の例外事由に該当する場合には、「外国にある第三者への個人データの提供を認める」という本人の同意は不要である。

「外国にある第三者」にあたるか否かについては、法人格を基準にするので、日本企業が、外国の子会社に対して個人データを提供することは「外国にある第三者」への個人データの提供にあたるが、日本企業が、外国の支店や事務所等同一法人格内で個人データを提供することは「外国にある第三者」への個人データの提供にあたらない¹⁰⁹。

また、外国の法令に準拠して設立され外国に住所を有する外国法人であっても、当該外国法人が「個人情報取扱事業者」に該当する場合には、「外国にある第三者」には該当しない。そのため、たとえば、日本企業が外資系企業の東京支店に個人データを提供する場合、当該外資系企業の東京支店は「個人情報取扱事業者」に該当し、「外国にある第三者」にあたらないことになる¹¹⁰。

b 外国にある者から個人データの提供を受ける場合

外国にある者から個人データの提供を受ける場合、当該国の法律が適用され、当該国の法律に沿った対応が必要となる。そのため、たとえば、ある機械を販売して、その機械に取り付けたセンサから個人情報を含む機械の稼働情報を取得する場合において、当該機械が外国に販売され、当該外国に設置された機械のセンサから個人情報を含む機械の稼働情報を直接取得するような際には、その機械が設置

¹⁰⁷ 現時点で個人情報保護法施行規則において、日本と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国は定められていない（個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」、<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines02.pdf>、（平成 28 年 11 月）2 頁）。ただし、2018 年の早い時期に、日本が GDPR における十分性認定を受けることが検討されていることに伴い、日本が EU 加盟国に対してこれに対応する認定を行う可能性は十分にある（前掲注 100 参照）。

¹⁰⁸ 次のいずれかに該当すること

① 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

② 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

¹⁰⁹ 個人情報保護委員会・前掲注 107・5 頁

¹¹⁰ 個人情報保護委員会・前掲注 107・5 頁

された当該外国の個人情報に関する法制度について留意が必要である（ユースケース 4 参照）。

前記第 4-2-(5)-①で述べたように、諸外国の法令において、個人データの越境移転が規制されている場合は珍しくなく、また個人情報の範囲も国により異なり得るので、各国の法令に沿った対応をすることは極めて重要である。

3 データ流通を阻害する原因とその対処法

(1) 提供データの利活用がノウハウの流出につながる懸念とその対処法

前記第 3-2 で述べたように、データ提供者は提供データに含まれる自社の営業秘密・ノウハウがデータの提供に伴って社外に流出してしまうという懸念をもち、そのことがデータ流通を阻害している原因になっているといえ、前記第 3-2 で述べたように、契約、不正競争防止法（改正不正競争防止法を含む）、民法、不正アクセス禁止法等による法的保護、および、提供データの安全性を担保する技術的手段等により、提供データに含まれる営業秘密・ノウハウを守りつつ、データを流通させることが可能になる。

(2) データの価値算定の困難性

前記第 3-3 で述べたように、データの価値算定の困難性がデータの流通を阻害している面があるが、前記第 3-3 で述べたように、データを利用した価値の試験的検証の考え方をを用いる等して、データの価値を適切に算定する方法があるので、そのような手法を積極的に採り入れることも検討に値する。

4 適切なデータ提供型契約の取決め方法

データ提供型契約においては、以下のような内容について契約で定めるかを検討しておくことが望ましい。その具体的な条項例については、第 7 のデータ提供型契約書のひな形を参照されたい。

(1) データ等の定義

- ☐ 提供データの定義
- ☐ 派生データの定義
- ☐ 契約の目的

(2) 提供データの内容・提供方法

① 提供データの内容

- ☐ 提供データの対象（提供データの概要）
- ☐ 提供データの項目
- ☐ 提供データの量
- ☐ 提供データの粒度
- ☐ 提供データの更新頻度

② 提供データの提供方法

- ☐ 提供データの提供形式（紙／電子ファイル、電子ファイルのときのフ

ファイル形式)

- ☐提供データの提供手段（電子メールで送付、サーバからのダウンロード、サーバへのアクセス権の付与）
- ☐提供データの提供頻度
- ☐提供データの提供方法（提供形式、提供手段、提供頻度）の変更方法

(3) 提供データの利用許諾等

- ☐データ提供の法形式（利用許諾、譲渡、共同利用）
- ☐提供データの第三者提供等の禁止
- ☐提供データの目的外利用の禁止
- ☐提供データの本目的以外の目的での改変、加工、分析の禁止
- ☐提供データに関する知的財産権の帰属
- ☐提供データの利用許諾の場合、独占／非独占

(4) 対価・支払条件

- ☐提供データの対価の金額あるいはその算定方法
- ☐提供データの対価の支払方法

(5) 提供データの非保証

- ☐提供データに関する第三者の権利の非侵害の保証／非保証
- ☐提供データの正確性・完全性についての保証／非保証
- ☐提供データの安全性（提供データがウイルスに感染していないか）についての保証／非保証
- ☐提供データの有効性、本目的への適合性についての保証／非保証
- ☐提供データに関する第三者の知的財産権の非侵害の保証／非保証

(6) 責任の制限等

- ☐データ受領者に提供データの開示、内容の訂正、追加等の権限を与えない
- ☐提供データに関連して生じた第三者との紛争の対応責任（契約に違反しない態様での利用の場合／契約に違反した態様での利用の場合）
- ☐データ提供者が賠償責任を負う場合の上限額

(7) 利用状況

- ☐データ受領者が契約に従った提供データの利用をしているか否かの報告
- ☐データ受領者が契約に従って提供データの利用をしているか否かについてのデータ提供者の監査
- ☐監査の結果、提供データが契約に従った利用がなされていないことが発覚したときの追加の対価等の支払い

(8) 提供データの管理

- ☐提供データと他の情報との区分管理
- ☐データ受領者のデータ管理に関する善管注意義務
- ☐提供データの管理状況についての報告要求、是正要求

- (9) 損害軽減義務
- ☐ データ受領者が提供データの漏えい等が発覚した際の通知義務
 - ☐ データ漏えい等が生じた場合のデータ受領者の再発防止策等の検討および報告義務
- (10) 秘密保持義務
- ☐ 秘密情報の定義
 - ☐ 秘密保持義務の内容とその例外
 - ☐ 秘密保持義務が契約終了後も存続すること、およびその存続期間
- (11) 派生データ等の取扱い
- ☐ 派生データの利用権限の有無
 - ☐ 提供データのデータ受領者の利用に基づいて生じた知的財産権の帰属
 - ☐ 提供データのデータ受領者の利用に基づいて生じた知的財産権の、データ提供者の利用権限
 - ☐ 派生データおよび提供データのデータ受領者の利用に基づいて生じた知的財産権を利用して得られた利益の分配
- (12) 有効期間
- ☐ 契約の有効期間
 - ☐ 契約の自動更新
- (13) 不可抗力免責
- ☐ (一般的な不可抗力免責事由に加えて) 停電、通信設備の事故、サービス提供の停止または緊急メンテナンスも不可抗力事由とするか否か
- (14) 解除
- ☐ (一般的な契約解除条項で足りる)
- (15) 契約終了後の措置
- ☐ 契約終了後の提供データの廃棄・消去
 - ☐ 提供データの廃棄証明書の提出
- (16) 反社会的勢力の排除
- (一般的な反社会的勢力排除条項で足りる。たとえば、警察庁が示した暴力団排除条項モデル¹¹¹等)
- (17) 残存条項
- ☐ 契約終了後も存続させるべき条項について過不足はないか
- (18) 権利義務の譲渡禁止
- (一般的な権利義務の譲渡禁止条項で足りる)

¹¹¹ 警察庁、暴力団対策、<https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/bouryokudan.html>

- (19) 完全条項
(一般的な完全合意条項で足りる)
- (20) 準拠法
☐ 準拠法としてどの国、州等の法律を選択するか
- (21) 紛争解決
☐ 合意管轄として、裁判・仲裁のいずれを選択するか
☐ 裁判地・仲裁地としてどこを選択するか

第5 「データ創出型」契約（複数当事者が関与して創出されるデータの取扱い）

1 構造

(1) データ創出型契約の対象範囲

本ガイドライン（データ編）において、「データ創出型」契約とは、複数当事者が関与することにより、従前存在しなかったデータが新たに創出されるという場面において、データの創出に関与した当事者間で、データの利用権限について合意する場合を対象とする。本類型の対象には、たとえば、センサ等によって検知されるいわゆる生データ¹¹²が含まれるほか、そのようなデータを加工・分析することによって得られる派生データも含まれる。

想定されるケースの具体例として、以下のようなものがある。なお、契約形態としては、本ガイドライン（データ編）では当事者間での相対取引を想定しているが、後記ケース1のような事例や一般消費者を当事者とする事例等では、利用規約や約款による場合もあり得る。

ケース1

工作機械の製造業者Aは、顧客（B1、B2・・・）の工場に納入した工作機械にセンサを設置し、センサから取得した工作機械の稼働データを分析することを計画している。稼働データは、そのデータを取得した工作機械を使用している顧客に対して、工作機械の利用に関するアドバイスや保守等のアフターサービスを行う際に利用される。さらに、Aは、顧客の各工場にて取得したデータを分析し、生産性を向上させる使用方法をベスト・プラクティスとして各顧客に提供することを検討している。また、Aは、そのようなデータの分析結果を自社の工作機械製品の活用のために利用することも検討しているほか、将来的には、稼働データを統計化した情報を第三者に販売することも構想している。

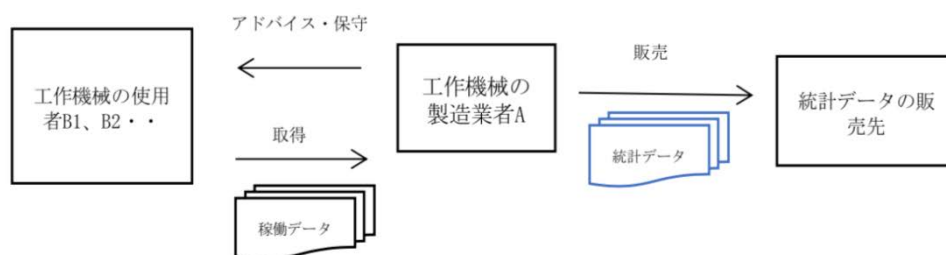


図4：ケース1

創出に関係する当事者：工作機械の製造業者 A

工作機械の使用者 B1、B2・・・

問題となるデータ：工作機械の稼働データ

¹¹² 後記第6および本ガイドライン（AI編）第2-3-(2)-①と異なり、ここでは、従前存在せず、新たに創出されたデータのことを「生データ」と呼んでいる。

ケース 2

長距離バス路線の運航をしているバス会社 A は、バス運転手の過重労働が社会問題化したことをきっかけに、労働環境改善のための対策として、従業員に対して、勤務中にウェアラブル端末を装着させ、勤務中のバイタルデータ（体温、心拍数、発汗等）を取得して、これらのデータに基づいて従業員の健康管理を行うことにした。具体的には、A はヘルスケアサービスを展開する B と共同してウェアラブル端末を開発し、端末から取得した従業員（C1、C2・・・）のバイタルデータをリアルタイムで監視し、体調が悪化したり疲労が蓄積したりしている従業員について、警告を出すというシステムを予定している。また、このシステムから取得された各従業員のバイタルデータは、B の管理するシステムに蓄積され、B が分析をすることで、全社的な健康管理施策の立案および助言を行うことも予定している。さらに、B は、このサービスを通じて得たバイタルデータを加工して、自社の展開している別の健康管理サービスに利用することができないかと考えている。

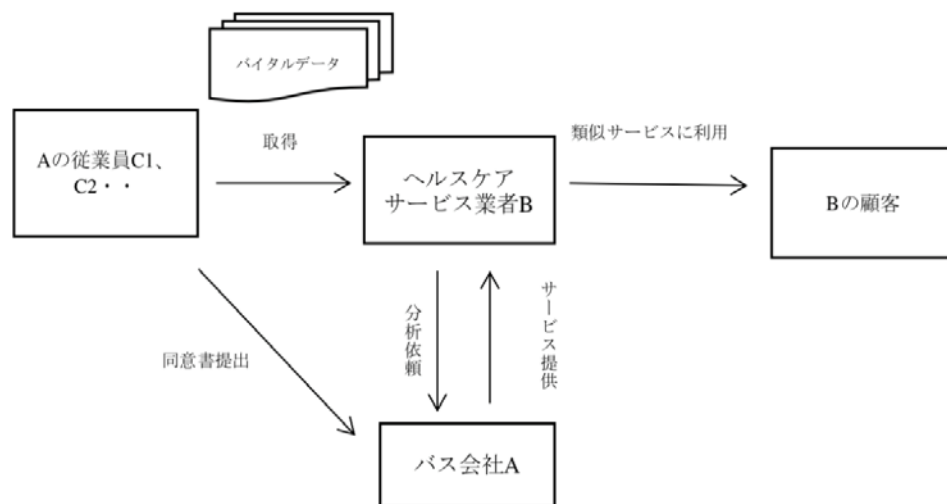


図 5：ケース 2

創出に関係する当事者：バス会社 A

ヘルスケアサービス提供事業者 B

A の従業員（バス運転者）C1、C2・・・

問題となるデータ：従業員のバイタルデータ

前記データの分析データ

ケース 3

大手物流業者 A は、全国に多数の配送拠点や倉庫を有し、多数の運送車両を保有して、常時全国の道路で走行させている。A は、気象予報および気象データやニュースの配信等を行っている B に対して、各拠点施設や運送車両に B の開発した環境センサを設置し、これらの環境センサから得られた気象データ

に基づいた気象予測を行うことを依頼しようとしている。Aは、これらの情報を用いて、自社の運送効率の向上を図ることを計画しているが、この事業で得られる気象予測は、従来よりも高い精度のものとなることが見込まれるため、これらの情報を第三者へ販売することで、新規の収益事業とすることも計画している。なお、Aは、自社の協力会社（C1、C2・・・）に、運送車両へのセンサの設置を依頼することも計画している。

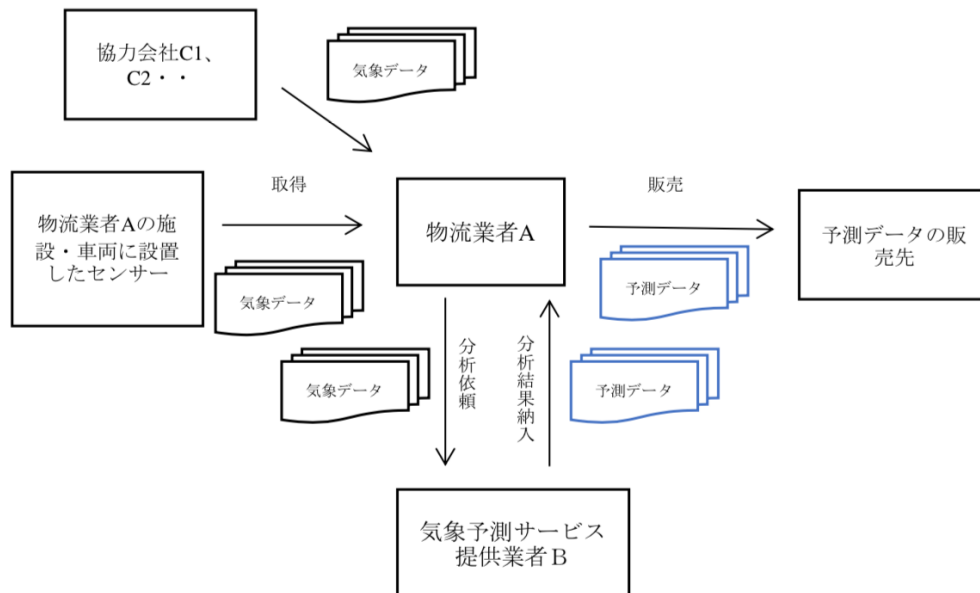


図 6：ケース 3

創出に関係する当事者：物流業者 A

気象予測サービスの提供会社 B

Aの協力会社 C1、C2・・・

問題となるデータ：環境センサから得られた気象データ（気温、湿度、気圧、風速等）

前記データの分析によって得られる気象予測データ

(2) データ創出型契約における課題

データ創出型契約を締結する際に生じる主な課題として、以下のものがある。

① データ創出に複数の当事者が関与するが、利用権限の調整ルールが明確ではないこと

たとえば、ケース 1 では、工作機械を実際に稼働させている顧客（B1、B2・・・）が稼働データに関する利用権限を有すべきであると考えられることもできる。他方で、センサの設置について企画し、取得するデータの種類や項目を立案した A が、稼働データの利用権限を有すべきであると考えられることもできる。また、センサから取得された生データを分析して得られた派生データの利用権限をどのように定めるかは、生データの利用権限とは別個の問題として検討しなければならないが、その利用

権限の定め方についても、明確な基準があるわけではない。このように調整ルールが明確ではないことから、当事者間の公平性をいかに確保するかが課題となる。

② データの創出がなされる場合でも、その利用方法が必ずしも明確ではない場合が多いこと

IoT 技術の普及等により、データの創出や蓄積が進んでいるものの、そのように創出されるデータの利用方法について、当事者間で明確なイメージが共有されていない場合も少なくない。また、データは分析の仕方により大きな価値が生じることがあるが、どのような価値が生じるかは契約締結段階で明確ではない場合が多い。したがって、収益や費用について、どのような基準で分配をすべきかを合意するのも容易ではない。

③ 個人情報およびプライバシー権に対する配慮

創出されるデータに個人情報が含まれる場合、第三者に当該データを提供するためには本人の同意を要する等の個人情報保護法の規制が適用される。また、個人情報に該当しない場合でも、利用方法等によっては個人のプライバシー権の侵害となる場合もあり得る¹¹³。

2 データ創出型契約における主な法的論点

(1) 当事者間で設定すべき利用条件

取引に関連して創出されるデータ（対象データ）を明確にし、各対象データについて、当事者間で利用条件を定めていくことになるが、当事者間で合意をしておくことが望ましい条件として以下のものがある。

項目	定めるべき事項
対象データの範囲	- 取引に関連して創出されるデータ（対象データ）の一覧表を作成する等して、対象データの範囲の明確化を図ること。 - 前記の一覧表から漏れたデータ等、明確に利用権限が合意されなかったデータについて、当該データの利用権限の定め方を定めておくこと。 - 必要に応じて、営業秘密やノウハウを除去または希薄化できる程度にデータの粒度を粗くし、取得

¹¹³ なお、パーソナルデータ（パーソナルデータの詳細については、後記第3-1-(3)-②参照）に由来してデータ創出を行う場面（たとえば、心拍数や血圧等のヘルスケアデータを測定して収集するケース）では、当該データが、パーソナルデータの主体たる本人の行動が生み出すデータであることを踏まえ、データ主体たる本人のコントロールが及ぶべきであるとする考え方がある。また、個人情報の場合には個人情報保護法を遵守する必要がある。この場合、データに対する本人のコントロールをどのように及ぼすことを認めるか、たとえば、ヘルスケアデータであれば、測定したデータ自体のみならず、測定したデータを加工して作られたデータについてコントロールすることを可能とするか整理が必要となる場合がある。とりわけ、データの対象となる情報の種類が、個人情報保護法における要配慮個人情報のように、慎重な取扱いが求められるものに関しては、法令に基づき適切に取り扱う必要がある。

	するデータの範囲・内容を限定することを検討する。
利用目的	利用目的を定めることにより、対象データの利用権限の範囲を明確にすること（たとえば、特定の事業領域での利用に限定する、当事者において既に決まっている研究開発契約での利用に限定する等）。
加工の可否と派生データに対する利用権限	- 対象となるデータの加工の可否およびその方法を定めること。 - 加工により創出される派生データに対する利用権限について定めること。
データ内容および継続的創出の保証／非保証	- データの内容の正確性等（前記第4-2-(2)参照）について保証することまたは保証しないことについて合意をすること。 - データに個人情報が含まれる場合には、個人情報保護法を遵守し必要とされる手続きが履践されていることを保証すること（利用目的、第三者提供の同意（または、業務委託・共同利用）の内容、確認記録義務の内容等）。 - データが継続的に創出され、データの量が確保されることについて、保証をすることまたはしないことについて合意をすること。
第三者提供の制限	- 第三者に対するデータの提供の可否。 - 第三者へのデータの提供ができる場合には、その際に第三者に課される条件。
収益および費用の分配	対象データを第三者提供すること等により収益を得る場合、収益および費用の分配を定めること。
管理方法・セキュリティ	データの性質やリスクに即して、具体的なデータの保存先や管理方法等を定めること。
利用期間	利用できる期間を定めること。
利用地域	データを利用できる国・地域を定めること。
契約終了時のデータの取扱い	利用期間が終了した後に、派生データを含めて、削除または返還を要するかを規定すること。
準拠法・管轄	契約に適用される法律および裁判管轄を合意すること。

(2) 対象データの範囲・粒度

① 対象データの範囲の明確化

データの利用権限を定めるにあたっては、そもそも当該取引に関連して、どのようなデータが創出され、合意の対象となるのかを、当事者間で明確にすることが重要である。特に、消費者や中小企業が契約当事者である場合には、当該取引においてどのようなデータが創出（収集）され、どのように権限が分配されるかについて共通の認識をもつことは、より重要性が高い。たとえば、ケース1の機器の稼働データは、そ

の内容を分析することによってB1らの製造ノウハウや生産水準等を推測することができる可能性があるが、このような場合に、B1らはいつどのようなデータが測定され、工作機械メーカーであるAに提供されているかを認識できていない場合も少なくない。

具体的な方法として、利用権限について協議を開始する前の段階で、創出されるデータを一覧化してカタログ化することが有益である。具体的なカタログの形式については、本章末尾のカタログの作成例（（参考）データカタログ）を参照されたい。このようなカタログを作成する目的は、当事者間での誤解や不意打ちを避け、のちの紛争を防止することにあるため、カタログには、可能な限り漏れなく、かつ、重複をすることなく対象データを列挙することが望ましい。

なお、創出されるデータの全てを列挙し、それぞれについて明確な利用権限を定めることが現実的には難しい場合や、列挙対象から一部のデータが漏れる場合もあり得る。このような、利用権限の明確な合意ができていないデータについては、データに事実上アクセスできる当事者が自由な利用をすることができるとすることが必ずしも望ましいとは限らないことから、そのような場合に備え、いずれかの当事者に利用権限を与える、または、当事者間の協議により利用権限を定めるという内容のバスケット条項を設けることも合理的である。

② データの粒度

対象データの範囲と関連して、データから営業秘密やノウハウが流出する可能性を低減するために、創出されるデータの粒度を粗くし、または、範囲・内容を限定することが考えられる。また、対象データが個人に関するものである場合、一部の情報をあえて収集しないことで、個人情報に該当することを避け、また、当該個人のプライバシー権に対する侵害となることを回避するということが考えられる。

たとえば、ユースケース3のリース会社は、自動車の走行に関する各種データを取得し、その中には車両の位置情報等も含まれるが、このように取得される各種データによりドライバー個人を識別することができる場合（他の情報と容易に照合することができ、それによりドライバー個人を識別することができる場合を含む）には、当該データは、ドライバー個人の個人情報に該当することになる。すなわち、当該データそのものが、ドライバーの氏名等の特定の個人を識別できる情報と紐付いていないとしても、仮に、車両の位置情報そのものや他の容易に照合できる情報から、ドライバー個人を識別できる場合には、当該走行データは、ドライバー個人の個人情報に当たることになる。一方、出発時と到着時からそれぞれ一定の時間については位置情報を削除し¹¹⁴、車両が幹線道路を走行しているときにのみ取得するときのみ位置情報を取得することでドライバー個人を識別できないようにするなど、個人情報保護法上の匿名加工情報となるように加工することにより、個人情報

¹¹⁴ 個人情報保護委員会・前掲注32「匿名加工情報 パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」58頁以下参照。

報の取扱いよりも緩やかな規律の下で第三者に提供することが考えられる。

もっとも、データの加工は、データの有効性にも影響し得るものであり、データの利用の観点とデータ保護の観点を踏まえたバランスの良い検討が求められるところである¹¹⁵。

(3) 利用目的の設定

データの利用目的を定め、その利用目的の範囲外の利用を制限するという条件である。利用目的の設定は、データ創出に関するビジネスモデル全体に関わるものであり、第1から第3で説明した基本的視点に沿って、利用の促進とデータを秘匿する必要性の両面から評価をするのが望ましい。データの秘匿の必要性の観点から、当事者の事業と競合する事業での利用を禁じる等、具体的なリスクを想定しつつ明確化を図ることが望ましいが、他方で、データの利用促進の観点からは、過度に詳細な記載をすることで、当該ビジネスを阻害するものとならないようにしなければならない。

たとえば、ケース1では、「利用目的」を、工作機械の利用方法に関するノウハウやツールの開発およびB1に対するサービスの提供のために利用すること等とし、ケース2では、「利用目的」を、従業員の健康管理の実施および労務環境の改善策の立案のため等とすることが考えられる。また、ケース3では、「利用目的」を、収集したデータに基づく気象予測の実施等とすることが考えられる。

(4) 分析・加工および派生データの利用権限

① 分析、加工の方法の制限

創出されたデータは多くの場合、何らかの分析または加工をされ、事業のために用いられることになる。このような分析や加工の方法については、統計学等の知見に基づく高度な処理が行われることがあり、新しく開発された手法を用いることで、既存のデータから大きな価値を引き出すことができる場合もある。このように、新しい分析手法の開発を促すことに合理性があるため、契約において分析手法を限定しないのが望ましいが、当事者の予期せぬ態様での利用を防ぐために、特定の方法での加工のみを認めるとすることもあり得る。特に、個人情報については、匿名加工情報とすることにより、本人の同意を得ずに第三者に提供することも考えられるところ、情報の性質によっては、匿名加工情報を作成する場合の留意事項を記載しておく方法もありうる。

② 派生データに対する利用権限の設定

このような分析または加工をすることによって得られた派生データについては、それ自体が新たに創出されたものであるとみなすことができる。したがって、派生データが生じる以前の生データに関する利用

¹¹⁵ 個人情報に限らず、たとえば製造業においても、ノウハウの流出防止等を目的として、どの工場でいつ製造されたかという情報を収集しないことはありうる。この場合も、データの有効性とデータの保護のバランスをとった判断が必要となる。

権限の帰属とは別に、派生データの利用権限および派生データに関する知的財産権についても当事者間で合意をしておく必要がある。

派生データについて具体的に定めるべき内容は、生データに対するものと同様であり、各派生データについて、分析または加工の方法およびそれによって派生するデータの利用権限、利用目的等利用範囲、データの粒度、第三者利用等の制限、利益分配、コスト・費用負担、利用期間および地域ならびに契約終了時の扱いを定める必要がある。

派生データに対する利用権限を設定する際には、①分析の対象となる生データの創出に対する各当事者の寄与度（コスト負担、機器の所有権、センサ等の設置方法の策定やデータの継続的創出のためのモニタリングの主体はどちらか）、②データの分析または加工にかかる労力および必要となる専門知識の重要性、③派生データの利用により、当事者が受けるリスク等が考慮要素となる。

たとえば、ケース1については、以下のように取り決めることが考えられる。

	工作機械の製造業者 A	顧客（工作機械の使用者） B1
当事者の寄与度	- センサの設置方法を策定。 - 継続的創出のためのモニタリングの実施。	工作機械を保有して使用しており、B1が工作機械を使用することにより初めてデータが創出される。
データの分析・加工	データの分析方法の選択や分析の実施はAが行う。	
リスク		- 製造方法に関する営業秘密、ノウハウの流出。 - 製品の製造状況に関する情報の流出。
取決め	分析結果を、B1に対するサービスの提供およびAの新製品の開発研究のために使用することはできるが、B1の競合事業者に対して、ベスト・プラクティスを提供する目的では使用してはならない ¹¹⁶ 。	

(5) 第三者への利用許諾等の制限

① 第三者への利用許諾等についての考慮要素

第三者への譲渡もしくは利用許諾または第三者との共同利用（利用許諾等）に関しては、当事者自身による利用と異なり、相手方当事者から反対の意向を示されることも少なくないので、事前に明確に合意しておくことが望ましい。

¹¹⁶ ケース1のような事案では、B1のデータが利用されない限りにおいて、AとB1の間で、Aが、B2のデータを活用してB2に対して同種のサービスを提供することを制限しないと取り決めることにも合理性があると考えられる。

とりわけ、競合事業者への利用許諾等は、大きな反発を招くことが想定される。他方で、競合事業者以外への利用許諾等については、相手方当事者がさほど強い反発・関心を示さない場合もあるため、双方にとって不満の生じない形で、第三者への利用許諾等の可能な範囲を設定することは十分あり得るところである。

基本的な考え方は、第三者にデータを利用させることによって当事者が得られる利益と第三者がデータを利用することによって生じる当事者の不利益を比較衡量するというものである。具体的に考慮すべきものとして、以下のような要素が考えられる。

- データの性質（営業秘密、ノウハウを推測可能なものか、個人のプライバシー権を侵害するものではないか等）
- 営業秘密、ノウハウ流出等を防止するために取られている方法（工場を特定する情報を削除する、同種の機器全体の統計情報として処理する等）
- 提供先の第三者が競業者であるか否か
- 提供先の第三者の利用に対してどのような制限を課すか（ただし、実効性を確保できるかについては慎重な判断が必要である）
- 対価の額、分配方法

② 創出データの分析結果の第三者への提供（「横展開」）について

データ創出型契約に関連して、当事者間で創出したデータを分析し、そこから得られたノウハウを、第三者に対するコンサルテーションサービス等の方法で第三者に提供することがある。

たとえば、ケース2で、ヘルスケアサービスを行っているBが、ケース2の事業で得たバイタルデータを加工して、別の健康管理サービスに利用することを検討しているというような場合がこれにあたる。また、ユースケース4では、複数の製造業者から取得した生データを加工して、解析用のデータベースを作成し、機械の最適利用や故障の予兆分析を行うため学習済みモデルを作成し、新規の顧客や第三者に対するコンサルテーションサービスとして活用することが検討されている。

そのような横展開のサービスは、もともとの創出データからの恩恵を受けているものの、全体として横展開のサービス提供者が得る経済的利益に対して、創出データがどの程度寄与しているのかを金銭的に評価するのが難しいことから、利益分配の対象とすることが難しい場合が多いと考えられる。

このような場合には、データ創出や創出データの分析のために行われるシステム（ケース2であれば、バイタルデータの取得やモニタリングのためのシステム）の開発を、サービス提供者（ケース2のB）が行う場合に、当該システムの開発に要する費用をディスカウントすることや、サービス提供者（ケース2のB）が他方当事者（ケース2のA）に対して、創出データに基づいて行うコンサルテーションサービス（全社的な健康管理施策の立案および助言）を減額した上で提供する等の方法を取ることが考えられる。また、たとえば、ケース1で、B1がAに対して自己の工作機械から取得したデータをB2へのサービスに利用

することを認めることを条件に、B1 に対するサービスにも B2 の工作機械から取得されたデータが利用される（A は B2 と同様の契約を締結している）というように、創出データを他事業者へのサービスに利用することを認める代わりに、他事業者から得た創出データを自社に対しても利用させるという方法も考えられるところであり、当事者間において、事案に応じた方法を選択する必要がある¹¹⁷。

(6) データ内容および継続的創出の保証／非保証

創出されるデータが、他の経済的活動に使用されるようになると、データの誤りやデータが継続的に算出されないことによって損害が生じることがあり得る。そのため、データの内容やデータの継続的な創出について、当事者間での責任関係を明らかにしておくことが望ましい。

たとえば、ユースケース 5 では、ネットワークの問題等何らかの理由により、実際の車両の挙動とは異なる値のデータがデータセンターに送信され、そのような誤った内容のデータを利用することで損害が生じるということはあり得るところであるから、データの正確性について保証する、または保証しない旨を定めておくことが望ましい。

ケース 1 では、顧客 B1 が、時季ごとの生産状況によって工作機械を稼働せず、稼働データが継続的に取得されないことがあり得る。そのような場合、生産状況という B1 が調整し得ない理由でデータを継続的に創出できないのであるから、データの継続的な創出について顧客 B1 の責任とすることが妥当ではない場合も多いと思われるため、顧客 B1 は何らの責任を負わない等とすることが考えられる。

他方で、ケース 2 では、A から提供されるバイタルデータは個人情報に該当すると考えられるため、A は B に対して、提供されるバイタルデータの取扱いについて本人の同意を得たことを保証するという条項を定めることが考えられる。

また、ケース 3 でも、A が B に対して、協力会社 C1 から、データの取得および利用について許諾を得ていることを保証することは合理的と考えられる。

(7) 収益分配

データ創出型契約では、データを当事者自らが利用するだけでなく、第三者へ提供する等により、収益をあげることが予定される場合がある。このような収益のモデルとしては、以下のようなモデルを含め、様々な態様が考えられる。

- 創出したデータそのものを第三者に利用許諾等することにより、ライセンスフィーを受領
- 創出したデータを用いて分析モデルを作成し、当該分析モデルに基づき開発した ASP (Application Service Provider) サービスを第三者に対して提供

¹¹⁷ ビジネスモデルの構築については、事案に応じた様々な創意が期待されるところである。たとえば、事案によっては、横展開によって実際に収益が発生したことを条件として、サービスの減額等の利益の分配を行うことなども考えられる。

また、収益分配の算定方式は、固定料金、従量制、売上配分等が考えられる。これらの方式に関しては単純に優劣がつけられるものではなく、個別の状況に応じた選択がなされるべきである。

たとえば、ケース1の場合であって、Aが同種の機器を納入している工場の数が相当数に上り、第三者に対して譲渡または利用許諾する分析データも、これら数千の工場の稼働データを統計的に処理したものであり、B1の工場の稼働データそれ自体の寄与度が小さく、B1の工場の営業秘密、ノウハウが流出するリスクも小さいというような場合には、AからB1に対して、データの販売量に応じた対価支払を行うというのではなく、AがB1に販売する機器の販売価格を減額するといった方法によることも考えられる。

ケース3では、気象予測情報の販売によって得た売上を、売上高に応じてAとBで分配する方法、AがBに対して固定料金を支払う方法および両者を組み合わせた方法等が考えられる。AがBに対して固定料金のみを支払う方法は、Aが当該事業のリスクとリターンの両方を負担するということになり、売上分配をする場合は、リスクとリターンをAとBとで分け合うことになる¹¹⁸。

また、一方当事者（甲）が、創出されたデータについて他方当事者（乙）に利用権限を認めることを条件に、乙が甲に対して、当該データに基づき作成した成果物（コンサルティング・サービスを含む）を提供するということも考えられる。たとえば、自社サービスにおいて、データの提供に応じた工場については、同様にデータの提供に応じた工場の分析データを活用した機器使用のコンサルティングを受けられる等、サービス内容に差を設けるといった方法を取ることもあり得る。

(8) コスト・損失負担

データの利用権限を定めるにあたって、当事者のコスト負担の程度を定め、当事者間でコスト負担等に関連して応分負担のための分担金を定めることがあり得る。このような例によらず、本来の代金や対価に反映させることもあり得る。

契約一般の問題として、複数の事業者が共同して行う事業の開始後に、想定外の高額なコスト負担が生じてしまった場合、あらかじめコスト分配について明確に定めておかなかったために、当事者間で紛争が発生することは少なくない。そこで、あらかじめ、コスト増加が懸念される項目については、当事者間で協議の上、合意内容を契約上明確にしておくことが、紛争発生防止の観点からは望ましい。もちろん、全ての懸念事項を、事前に洗い出すことはできないため、事業が一定程度進展した時点で合意内容を見直すことをあらかじめ予定しておく、または、相手方当事者に申し入れることができる旨を定めておく等の対応が必要となる場合もある。

¹¹⁸ 同様に、Aは、Cとの間についても、収益分配を検討する必要がある。

(9) 管理方法、セキュリティ

創出したデータは、その経済的価値を踏まえると、一定期間保管することが必要になる場合がある。このため、データを安全かつ効率よく、適切なコストで保存する手段を求める必要があるが、データの性質やリスク等に応じて、そのバランスは異なってくるものであり、セキュリティの面を含めて、具体的な管理方法について当事者間で合意しておくことが望ましい。

特に、データの種類や国によっては、データの保存先に関する規制が定められている場合があるので、注意が必要である。このような規制は、個人情報情報の越境移転規制およびデータ・ローカライゼーション規制として議論されることが多い（各国の詳細は、前記第4-2-(5)-①の「データ・ローカライゼーションと越境移転規制」を参照。）。以前は前者に注目が集まりがちであったが、とりわけ後者は、中国のサイバーセキュリティ法や、ロシアの規制法が著名であり、データ・ローカライゼーション規制を擁する国は世界各国に拡大しつつあることから、国際的な枠組みでデータ創出を行う場合は、注意が必要である。EU 加盟国各国でも規制を設けている国は少なくないが、EU においては、EU 域内の自由なデータ流通を目指して、このような加盟国ごとのデータ・ローカライゼーションは撤廃の方向で進んでいる。

また、創出データの管理を第三者に委託する場合は、適切な委託先を選任し、適切な管理方法が実施されることを担保できるような契約を委託先と締結する必要がある。とりわけ、責任のあり方に関連して、委託先において情報流出等の問題が発生した場合、どちらの当事者が責任を負うかを明確にしておく必要がある。

また、データに個人情報が含まれる場合、特に EU 由来の個人データが含まれる場合は、GDPR（EU 一般データ保護規則）では、契約で規定しなければならない必須事項がある（28 条 3 項）、EEA（European Economic Area。欧州経済領域。）域外への移転には一定の制約がある等厳格な規制が設けられているため、専門家へのレビュー依頼を含め、慎重な対応が必要となる。

(10) 利用期間、地域

創出したデータの利用権限を定める際、データを利用可能な期間および地域を定めておくべきである。利用可能な期間について契約上明らかにしておかなかった場合、契約の有効期間が存続する限り、データの利用は可能であると判断される可能性があり、利用可能期間が明確ではなくなるため、権利関係の明確化の観点から見ると望ましくない。また、創出データについて、オンライン上での利用や、海外での利用もあり得る状況で、データを利用可能な地域を定めておかなければ、後々紛争の原因になりかねないため、利用可能な地域を定めておくことが望ましい。

(11) 契約終了時の扱い

契約終了後にデータの破棄を要する場合と契約終了後も当事者が利用権限を有する場合があり得るところであるが、営業秘密、ノウハウまたは

個人情報等については破棄を要するが、それ以外のデータについては、その後も利用権限を継続して有することができる等、データの種類によって、契約終了時の扱いに差異を設けることは必ずしも不合理ではない。このようにデータの種類によって、契約終了時の扱いに差異を設ける場合には、どのデータについてはどのような扱いをするのかを明確にしておくことが必要である。

また、データの破棄を求める場合には、契約終了時のデータの消去等のルールを定めておくべきである。必要に応じて破棄の証拠化（当事者自身による場合のみならず、データの重要性によっては、専門業者等の第三者による破棄証明等も検討すべき）も定めておくことが望ましい。

他方、契約終了後においても、それまでに当事者が利用権限を有するデータについてはそれぞれが利用権限を継続して有すると定める場合には、契約の終了後も、データの管理方法について定めている条項が効力を有するのかが明らかではなく、相手方が、契約終了後も契約期間中と同様の管理義務を負うのかが不明確になるということにもなりかねない。このため、これらの条項が契約終了後も存続することについて明確にしておくことが望ましい。

(12) 準拠法・裁判管轄

データの創出の場面そのものを規律する法律は、世界的に見ても多くないものと考えられるが、データの創出過程で個人情報が含まれる場合は、各国によって規制が異なるので、その国の法制度について注意が必要である。

準拠法や裁判管轄については、前記第 4-2-(5)-③および④を参照。

(13) 消費者との間でデータ創出型契約を締結する場合の留意点

消費者契約法 10 条は、消費者と事業者との間で締結される消費者契約について、法律上の任意規定が適用される場合と比べて、消費者の権利を制限しまたは消費者の義務を加重する条項であって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とすると定めている。

また、データの漏えい等により消費者に損害が生じた場合の損害賠償の規定について、以下の免責規定は無効とされる（消費者契約法 8 条 1 項）。

- ・ 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- ・ 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者またはその使用する者の故意または重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
- ・ 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- ・ 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者またはその使用する者の故意または重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠

償する責任の一部を免除する条項

消費者との間でデータ創出型契約を締結する際には、これらの消費者保護法制にも留意をする必要がある。

(14) 独占禁止法・下請法

たとえば、サプライチェーンの上流から下流にかけて、生産状況をモニタリングして共有することで、当該サプライチェーン全体の遊休リソースを削減して生産性を向上させようといった試みがなされることがある。このような試みは、多くの場合、競争促進的な効果が認められ得ると考えられるが、下請けの立場にある製造業者が、優越的な地位にあることが認められる事業者からその地位を利用して、製造にかかわるデータを一方的に提供することを求められ、データ共有の方法や範囲が当該製造業者に不当に不利益を与えるものである場合には、独占禁止法上の優越的地位の濫用（2条9項5号）等に該当することがあり得る¹¹⁹。また、下請法の適用がある場合には、不当な経済上の利益の提供要請の禁止（4条2項3号）に該当する可能性が生じ得る。

このように、データ創出の契約を行う際には、競争法的な観点から問題が生じないかについて、十分に留意する必要がある。

3 適切なデータ創出型契約の取決め方法

データ創出型契約においては、以下のような内容について契約で定めるかを検討しておくことが望ましい。その具体的な条項例については、第7のデータ創出型契約書のひな型を参照されたい。

- (1) データ等の定義
 - ☐ 対象データの定義
 - ☐ 加工態様の定義および派生データの定義
- (2) データの利用権限の配分
 - ☐ 具体的な利用権限の内容
 - ☐ 契約書で利用権限が個別に定められていない対象データの利用権限の定め方
- (3) データの加工態様の定めおよび派生データの利用権限の配分
 - ☐ 対象データの加工態様の定め
 - ☐ 派生データの利用権限の配分
- (4) データに関する保証／非保証
 - ☐ 相手方が、本データ創出型契約に基づき利用権限を有するデータ（相手型データ）に関する第三者の権利の非侵害の保証／非保証
 - ☐ 相手方データの正確性・完全性についての保証／非保証
 - ☐ 相手方データの安全性（提供データがウイルスに感染していないか等）

¹¹⁹ 公正取引委員会競争政策研究センター・前掲注 33・37 頁参照。

についての保証／非保証

- ☐ 相手方データの有効性、本目的への適合性についての保証／非保証
- ☐ 相手方データに関する第三者の知的財産権の非侵害の保証／非保証
- ☐ 対象データの創出、取得および提供等について、個人情報保護法に定める手続きが履践されていることについての保証／非保証

(5) 収益とコストの分配

- ☐ 利用権限の配分に対する対価
- ☐ 収益の分配方法
- ☐ コストの分配方法

(6) 第三者により利用が制限される場合の処理

- ☐ 相手方の利用に制限があり得ることが判明した場合の協力

(7) データの管理

- ☐ 相手方データと他の情報との区分管理
- ☐ 相手方データの管理に関する善管注意義務
- ☐ 相手方データの管理状況についての報告要求、是正要求

(8) 秘密保持義務

- ☐ 秘密情報の定義
- ☐ 秘密保持義務の内容とその例外
- ☐ 秘密保持義務が契約終了後も存続すること、およびその存続期間

(9) 対象データの範囲の変更

- ☐ 対象データを変更する際の変更手続き

(10) 有効期間

- ☐ 契約の有効期間
- ☐ 契約の自動更新

(11) 不可抗力免責

- ☐ (一般的な不可抗力免責事由に加えて) 停電、通信設備の事故、サービス提供の停止または緊急メンテナンスも不可抗力事由とするか否か

(12) 解除

(一般的な解除条項で足りる)

(13) 契約終了時のデータの取扱い

- ☐ 契約終了後のデータの破棄を要するか否か
- ☐ 破棄を要する場合、廃棄証明書を提出することになっているか

(14) 反社会的勢力の排除

(一般的な反社会的勢力排除条項で足りる¹²⁰)

(15) 残存条項

(16) 権利義務の譲渡禁止

(一般的な権利義務の譲渡禁止条項で足りる)

(17) 完全合意

(一般的な完全合意条項で足りる)

(18) 準拠法

☐ 準拠法としてどの国の法律を選択するか

(19) 紛争解決

☐ 合意管轄として、裁判・仲裁のいずれを選択するか

☐ 裁判地・仲裁地としてどこを選択するか

¹²⁰ 前掲注 111・警察庁のウェブページ (<https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/bou-ryokudan.html>)

(参考) データカタログ

- ・製造業にて、機器にセンサを設置してデータを取得する際のサンプル

	製品・機器 名／製品・ 機器 ID	セ ン サ ID	稼 働 場 所	データ項目	データ集計 対象期間	デ ー タ 形 式
1	●●●●●	●●●●	● ● 工 場	選 定 対 象 デ ータの詳細	2018/●/● ～2018/●/ ●	●●形式
2						
3						

第6 「データ共用型（プラットフォーム型）」契約（プラットフォームを利用したデータの共用）

1 構造

(1)はじめに

本章では、プラットフォームを利用したデータの共用を目的とする類型の契約（以下「データ共用型」または「プラットフォーム型」契約という。）を取り扱う。

近時、第四次産業革命とも呼ばれる、IoT（Internet of Things）、ビッグデータ、AI（人工知能）、ロボット・センサ等の技術の急速な発展により、大量のデータを収集し、分析・解析することが可能になったことを背景に、各所に分散しているまたは眠っているデータを積極的に集約し、活用することの重要性がこれまで以上に認識されるようになってきている。このように経済産業社会システム全体が大きく変革しようとしている中、特に、我が国の強みの一つである健康情報、走行データ、工場設備の稼働データといった「リアルデータ」に関して、既存の企業や系列の枠を超えてプラットフォームを創出・発展させていくことが、我が国が第四次産業革命を勝ち残る戦略として必要であるとの指摘もなされている¹²¹。

このような潮流の中で、我が国の産業界においても、プラットフォームを利用してデータを共用し、活用する取組事例が増加しつつある。たとえば、複数の造船会社、船主、運航会社等が、それぞれが個別に保有している船舶データや海象データをプラットフォームに集約して共用する取組みや、複数のビデオカメラ設置事業者がそれぞれ保有する映像データをプラットフォームに集約し、商業利用や都市計画・防災等の公的目的に活用する取組み等が検討されている¹²²。

このようなプラットフォーム型の取組みは、その目的や対象となるデータの性質によって内容は千差万別であるが、本章では、主として以下のような取組みを念頭に置くことにする。

- 異なる企業グループに属する複数の事業者がデータをプラットフォームに提供し、
- プラットフォームが当該データを集約・保管、加工または分析し
- 複数の事業者がプラットフォームを通じて当該データを共用または

¹²¹ 日本経済再生本部、「日本再興戦略 2016 - 第4次産業革命に向けて - 」、http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/zentaihombun_160602.pdf（平成28年6月2日）。また、リアルデータに関するプラットフォームの創出を、我が国が提唱する「Connected Industries」（多様な組織、機械、技術、国家がつながり、新たな付加価値を創出し、社会課題を解決していくという産業コンセプト）の戦略の一つと位置づけ、それを実現するためのアプローチを示すものとして、産業構造審議会新産業構造部会事務局「『新産業構造ビジョン』一人ひとりの、世界の課題を解決する日本の未来」（平成29年5月30日）（<http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170530007/20170530007-2.pdf>）参照。

¹²² その他、本ガイドライン（データ編）で言及するプラットフォーム型の例としては、ユースケース1および2のほか、別添1で紹介する産業分野別のデータ利活用事例参照。

本章において以下の用語を用いる場合は、それぞれ以下の意味で用いるものとする。

「プラットフォーム」	プラットフォームという用語は、使用される場面により意味が大きく異なり得るが、本ガイドライン（データ編）では、「異なる企業グループに属する複数の事業者から提供される大量のデータを集約・保管し、複数の事業者が当該データを共用または活用することを可能にするための場所または基盤」という意味で用いることとする ¹²⁴ 。
「プラットフォーム事業者」、「プラットフォーム事業」	「プラットフォーム事業者」とは、プラットフォームを運営する事業者をいい、プラットフォーム事業者がプラットフォームを通じて行う事業を「プラットフォーム事業」という。
「データ提供者」、「提供データ」	「データ提供者」とは、プラットフォーム事業者によりあらかじめ設定された利用規約またはプラットフォーム事業者との個別契約に従い、プラットフォームにデータを提供する者をいい、データ提供者がプラットフォームに提供する当該データを「提供データ」という。提供データには、生データだけでなく、データ提供者の元で生デー

¹²³ 本章においては、事業者が提供したデータがプラットフォームを通じて何らかの形で他の事業者にも利用可能な状態となることをデータの「共用」といい、また、データの「共用」ととどまらず、プラットフォームに集約されたデータまたはその加工・分析結果を利用して新たなソリューション等を開発・創出するという側面を強調する際には、データの「共用」とは別にデータの「活用」という用語を使用することとする。もっとも、「共用」も広い意味では「活用」に含まれるものであり、両者は常に明確に区別されるものではない。

¹²⁴ 同一の企業グループ内の複数の会社が一つのデータベースにデータを集約したうえで、当該グループ内で共用することにより、または第三者に提供することにより当該データを活用する事例もみられるが、かかるデータベースは、異なる企業グループに属する複数の事業者からデータが提供されることが予定されていないため、本ガイドライン（データ編）においてはプラットフォームとしては扱わないこととする。

また、オンラインマーケットプレイスやソーシャル・ネットワーク・システム（SNS）等も、それぞれ「マッチング形」、「メディア型」のプラットフォームと呼ばれることがあるが、本ガイドライン（データ編）では、このような B to C または C to C 取引におけるプラットフォームは対象外としている。

なお、本ガイドライン（データ編）では、データに個人情報が含まれる場合についても付随的な限度で検討を加えているが、専ら個人情報を中心とする文脈で同様にプラットフォームとしての機能を果たし得る仕組みとして議論されている「情報銀行」や「パーソナルデータストア（PDS）」の導入についての検討は、本ガイドライン（データ編）の対象外とする。

	タに一定の加工を加えた加工済みデータも含まれ得る。また、プラットフォームが利用される事業分野によっては、産業データだけでなく、個人情報その他のパーソナルデータも含まれ得る。
「データ利用者」、「利用データ」、「利用サービス」	「データ利用者」とは、プラットフォーム事業者によりあらかじめ設定された利用規約またはプラットフォーム事業者との個別契約に従い、プラットフォームが提供するデータを共用・活用し、またはプラットフォームが提供するサービスを利用する者をいう。プラットフォームを通じてデータ利用者が共用・活用するデータを「利用データ」といい、利用データには、データ提供者からプラットフォームに対して提供される提供データのほか、当該提供データにプラットフォームが加工・分析を加えたデータも含まれ得る。また、提供データの加工・分析結果に基づいてプラットフォームにより提供されるサービス（新たに創出されるソリューション等を含む。）を「利用サービス」という。
「参加者」	プラットフォーム事業に参画する事業者（データ提供者およびデータ利用者を含む。）を総称して、「参加者」という。

(2) 構造・主体

① 基本的な構造・主体

前記のとおり、本章が対象とするプラットフォーム型の基本的な構造は、データを集約・保管、加工または分析するプラットフォームを中心に、プラットフォームにデータを提供するデータ提供者グループ（X1、X2、X3…）と、プラットフォームを通じてデータを共用・活用するデータ利用者グループ（Y1、Y2、Y3…）が存在するものを念頭に置いている。このような構造のイメージを図示すると以下の図7のとおりである。

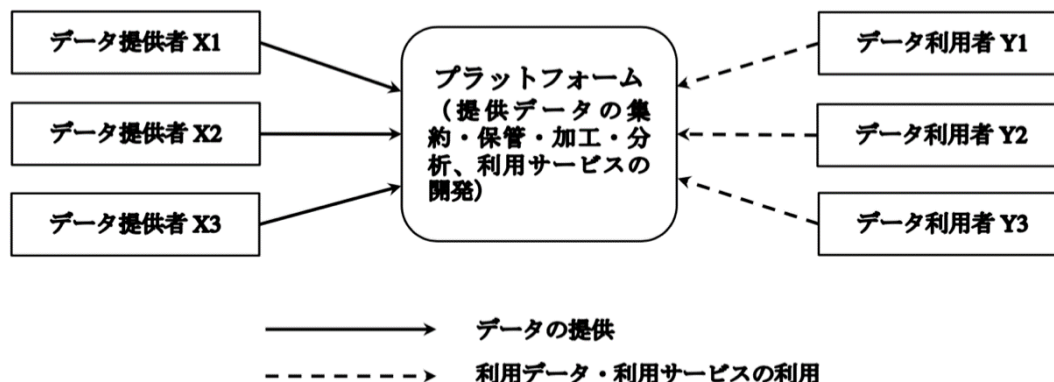


図 7：プラットフォーム型（基本構造）

実際には、データ提供者グループを構成する者とデータ利用者グループを構成する者が重複すること（前記図 7 では、X1 と Y1 が、X2 と Y2 が、X3 と Y3 がそれぞれ同一主体であること）が多いと考えられるが、両者が完全に一致する事例だけでなく、両者が完全には一致せずに、データを提供するだけの者または利用するだけの者がいる事例も考えられる。たとえば、プラットフォームが収集した一次データを加工・分析した二次データを、データ提供者グループ以外の第三者にも利用させる場合は、データ提供者ではない者がデータ利用者となり、両者が一致しないことになる¹²⁵。このようにデータを提供するだけの者または利用するだけの者がいる場合も、本章では、プラットフォーム型として扱うものとする。

プラットフォームは、提供データを集約・保管した上で、提供データをそのまま一次データとしてまたは一定の加工・分析を加えた二次データとしてデータ利用者に提供すること、さらには提供データの加工・分析結果に基づいて利用サービスを開発または創出し、提供することが期待されている（後記第 6-2-(1)参照）。

このようなデータの集約から利用サービスの提供まで全てをプラットフォーム事業者が単独で行う必要はなく、プラットフォーム事業者以外の第三者がその全部または一部を行うことも考えられる。このような第三者としては、プラットフォームまたはデータ利用者から委託を受けて、データの加工・分析を行う者（図 8 の A・B）または利用サービス等のサービス開発を行う者（図 8 の C）のほか、プラットフォームから利用データの提供を受けて、加工・分析またはソリューションそ

¹²⁵ なお、プラットフォームが、天気情報、地形情報等のデータを提供する第三者ベンダ（後記図 8 の甲）から当該情報を取得する場合や、官公庁（後記図 8 の乙）から官データ（国、地方公共団体または独立行政法人が事務または事業の遂行にあたって、管理、利用または提供しているデータ）の提供を受けて利用する場合等も、このような第三者ベンダや官公庁はプラットフォームを通じてデータを利用することは通常想定されていないため、プラットフォームを通じてデータを提供する者とデータを利用する者が一致しないことになる。もっとも、このような第三者ベンダや官公庁は、他のデータ提供者とは異なる条件でプラットフォームにデータを提供する場合が通常であると思われるため、本ガイドライン（データ編）では、「データ提供者」の定義には含めないこととする。

の他の利用サービスの開発を行った上で、それらをデータ利用者に提供する者（図 8 の D・E）も考えられる（図 8 参照）¹²⁶。

プラットフォームを通じて新たな利用サービスの開発やビジネス機会の創出を目指すという観点からは、このようにデータ提供者およびデータ利用者以外の事業者を積極的にプラットフォーム事業に参加させたり、さらには他のプラットフォームと連携する等¹²⁷、プラットフォームを中心としたネットワーク（エコシステム）を構築・拡大していくことも考えられる。

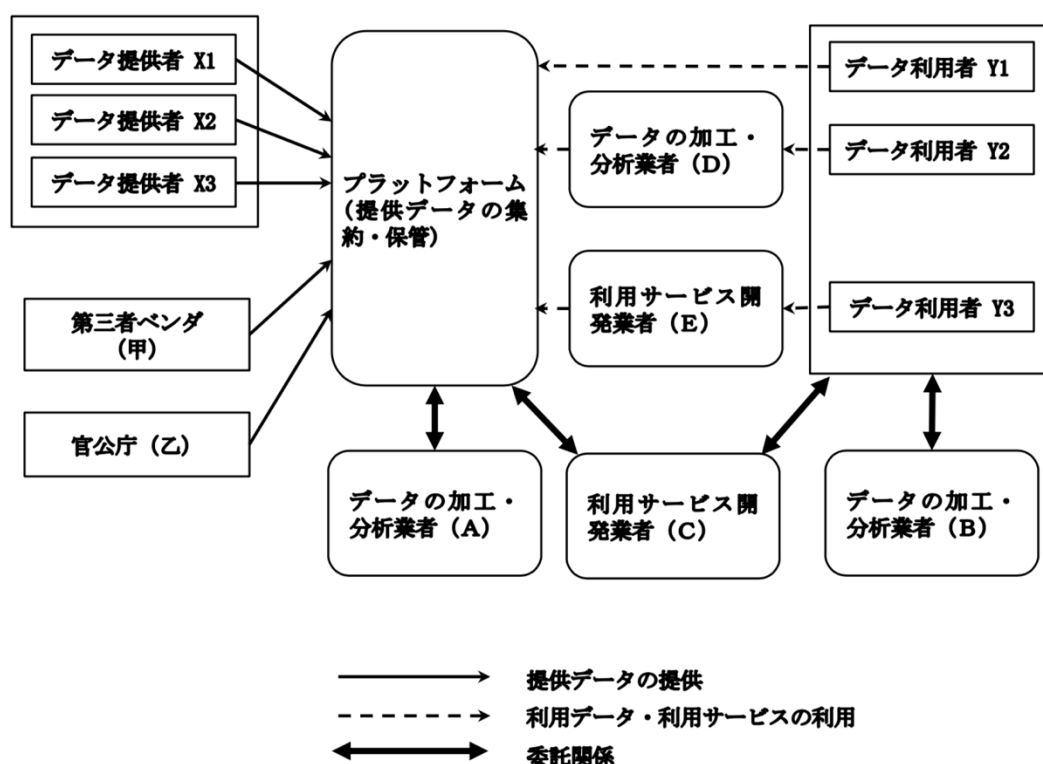


図 8：プラットフォーム型（第三者が加工・分析等を行う場合）

¹²⁶ このような第三者（データの加工・分析業者および利用サービス開発業者。図 8 の A～E）とプラットフォーム事業者との契約条件は、データ利用者とプラットフォーム事業者との契約条件とは異なるものになることが多いと思われる。

たとえば、当該第三者が、プラットフォームから提供データの加工・分析または利用サービスの開発等の委託を受ける場合は、当該第三者（図 8 の A・C）はプラットフォームのために当該受託業務を行うため、データ利用者とは利用データの利用目的等が大きく異なる。また、プラットフォームとデータ利用者の間に入り、プラットフォームから提供データの提供を受けて、加工・分析または利用サービスの開発等を行った上で、その結果をデータ利用者その他の第三者に提供する者（図 8 の D・E）とプラットフォームとの関係は、プラットフォームを通じて自らのために利用データを利用するという点でデータ利用者とプラットフォームとの関係と類似の側面もあるが、必要とするデータの性質・量、利用目的、利用方法等が、利用データ・利用サービスを最終的に利用するデータ利用者とは異なる可能性があるため、かかる違いに応じてプラットフォーム事業者との契約関係も異なる取扱いをする必要がある場合が多いと考えられる。

¹²⁷ 他のプラットフォームとの連携については、後記 6-3-(4)-②参照。

② クラウドサービス型との違い

プラットフォーム型と似ているものとして、特定のデータ提供者が提供したデータまたはその加工・分析結果を、当該データ提供者（またはそのグループ会社）のみが利用し、当該データ提供者以外の参加者がデータ利用者として共用しない取組みも考えられる（以下の図9参照）。

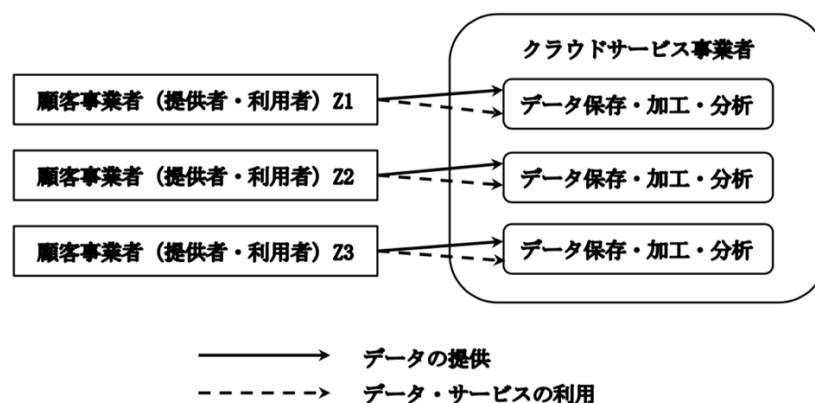


図 9：クラウドサービス型

このような取組みは、当該データ提供者の企業グループ内で当該データまたはその加工・分析結果の共用がなされる場合（たとえば、前記図9のZ1が企業単体ではなく企業グループの場合）には、本ガイドライン（データ編）の対象とするプラットフォームと類似の性質を有するものの、既存の企業グループの枠を超えた情報の共用・活用は行われておらず、むしろクラウドサービス事業者がネットワーク経由で各顧客に対してアプリケーションサービスを提供する従来のクラウドサービスと類似の性質を有するものと考えられる。

クラウドサービス事業者において、各顧客事業者のデータを適切に分別管理する体制が取られている限り、当該クラウドサービス事業者と各顧客事業者（Z1～Z3）との1対1のデータ提供型の取引が束になっているものと考えることが可能である。したがって、前記第4「データ提供型」契約において検討した事項の多くが当てはまると考えられるため、基本的に本ガイドライン（データ編）においてはプラットフォーム型としては扱わないこととする¹²⁸。

③ データ流通市場型との違い

また、自らのデータを第三者に提供することで対価を得たいと考える事業者と、第三者のデータを利用したいと考える事業者をマッチン

¹²⁸ ただし、各顧客事業者から提供を受けたデータを、直接的には当該顧客事業者以外の第三者に利用させることは想定していないとしても、当該データを元にクラウドサービス事業者のサービスを改善させる場合や、当該データを元に開発したサービスを第三者に提供する場合には、間接的にデータやデータの加工・分析結果を当該顧客事業者以外の第三者に利用させているとも考えられ、その限りでは本章においてプラットフォーム型に関して指摘する事項が当てはまると考えられる。

グさせるための、データ流通市場型（またはマーケットプレイス型）といわれるプラットフォームも考えられる。この類型は、データを提供者とデータを利用する者が一致しないことが通常で、データの共有が主たる目的となっていない点でプラットフォーム型と異なっており、データ提供者とプラットフォーム、プラットフォームとデータ利用者との取引それぞれが、1対1または1対nのデータ提供型の取引が束になっているものと考えることが可能である。したがって、本ガイドライン（データ編）においては基本的にプラットフォーム型としては扱わないこととする。

④ データの共同利用（相互利用許諾）型との違い

なお、複数の事業者間でデータを共有する取組みとしては、前記第4-1-(2)-③の「データ提供型」契約の類型における、データの共同利用（相互利用許諾）型も存在するが、データの共同利用型は、プラットフォーム事業者に相当する者が存在せず、データが事業者間で直接やりとりされることが想定されている点で、プラットフォーム型の構造と異なる。したがって、契約関係としても、プラットフォーム型であれば、データ提供者とデータ利用者との間には直接の契約関係が生じないのが通常であるが、共同利用型であれば、各事業者間の間でそれぞれ直接の契約関係が生ずるという違いが生ずる（後記第6-1-(3)参照）。

二者間または数社間のデータを共有する場合であれば、データの共同利用型を採用することも考えられるが、一定数以上の事業者間でデータを共有する場合には、プラットフォーム型を採用する方が、利用データや利用サービスの範囲や対象者の設定等に関して、より柔軟で多様な設計が可能となる場合が多いと考えられる。

(3) 当事者間の法律関係

前記図7のとおり、プラットフォーム型においては、プラットフォームを中心に、データ提供者とデータ利用者が存在するため、契約関係としては、各データ提供者とプラットフォーム事業者間の契約関係と、各データ利用者とプラットフォーム事業者間の契約関係がそれぞれ存在し、各データ提供者と各データ利用者間にも、また、各データ提供者間もしくは各データ利用者間にも直接の契約関係が生じないのが通常であると考えられる¹²⁹。

したがって、たとえば、データ利用者がプラットフォーム事業者との間の契約（利用規約の形式を取ることが多い）に違反した場合、当該契約違反を追及できるのは、直接的にはプラットフォーム事業者のみであり、データ提供者その他の参加者は、別途合意しない限り、プラットフォーム事業者に対して当該契約違反の追及を事実上求める以外には、責任追及の手段を有しない。したがって、プラットフォームの果たす役割が大きく、プラットフォーム事業者には、中立性・信頼性（後記第6-3-(5)-①参照）や、参加者が契約内容を遵守しているかをモニタリングすること（後記第

¹²⁹ なお、前記図8のとおり、第三者にデータの加工・分析またはソリューションその他の利用サービスの開発を委託する場合は、当該第三者との関係は委託関係となる。

6-4-(4)参照) が求められることがある。

(4) データのフロー・利用の仕組み

① データの提供・収集

データ提供者がプラットフォームにデータを提供する方法には様々なものが考えられる。データ提供者が保有するデータを、生データのまゝ、または生データに一定の加工・分析を加えた加工データとして提供する場合のほか、製造設備や自動車等に取り付けたセンサ等のデータ収集機器を通じてリアルタイムにプラットフォームにデータが収集される場合も考えられる。データの提供・収集の場面に着目すると、前者の場合は前記第4「データ提供型」契約の場合と、また、後者の場合は前記第5「データ創出型」契約の場合と同一または類似の関係にあり、それぞれの箇所で検討した事項が基本的に当てはまると考えられる。もっとも、プラットフォーム型ではデータが提供・収集された後の利用範囲や利用方法等が異なるため、プラットフォーム型特有の観点から留意すべき事項も存在する（後記第6-2「プラットフォーム型における主たる検討事項」および第6-3「プラットフォーム型における主な法的論点」参照）。

なお、プラットフォームが収集するデータは、データ提供者から提供を受けるものに限られず、天気情報、地形情報等のデータを提供する第三者ベンダから当該情報を取得する場合や、官公庁から官データの提供を受ける場合等も考えられる¹³⁰。

② データの保管・加工・分析

各データ提供者からデータの提供を受けたプラットフォームは、提供データを集約・保管し、利用しやすいように加工または整理することが想定される。たとえば、データのフォーマットを統一することや、個人情報その他のパーソナルデータ¹³¹が付随的に含まれる場合にはこれを削除するもしくは個人情報保護法に基づく匿名加工情報を作成すること、または統計情報を作成すること、データ提供者を識別できなくするように一般化すること等が考えられる。

さらに、データの価値を最大化するためには、一定の分析を加える必要があることが多く、特に近年では、AI（人工知能）を利用した分析技術の実用化が進んでいる¹³²。

③ データの共用・活用

プラットフォームにより提供される利用データをデータ利用者が共

¹³⁰ 官データの利用に関しては、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20170530/siryou1.pdf>）において、重点施策の一つとして、「民間ニーズに即したオープンデータ推進」が掲げられており、現在、具体的な検討が進められている。

¹³¹ パーソナルデータについては、前記第3-1-(3)-②参照。

¹³² AI 技術を利用する過程で創出される各データや成果物の権利関係については、本ガイドライン（AI 編）第5-3-(4)参照。

用・活用する方法も様々なものが考えられる。たとえば、API¹³³を通じて直接プラットフォームのデータベースから利用データを閲覧・取得等する方法のほか、特定のアプリケーションを通じてデータの分析結果をデータ利用者が利用できるようにする方法等が考えられる。また、データの活用の一つの形態として、プラットフォーム事業者が、プラットフォームに蓄積された提供データや、プラットフォームにおいて加工・分析されたデータを第三者に販売することも考えられる¹³⁴。

さらに、利用データとともに、または利用データの代わりに、利用サービスをデータ利用者に提供したり、新しいビジネス機会を創出するような仕組みも考えられる。近年、製造業のサービス化の必要性が認識されているが、プラットフォームは、データの共用・活用のための基盤としてだけでなく、製造業のサービス化を達成するための仕組みとしても機能し得るといえる。

2 プラットフォーム型における主たる検討事項

プラットフォーム型は、「データ提供型」や「データ創出型」と異なる特徴として主に以下の特徴を有しており、プラットフォーム型の採用を検討する際には、このような特徴を認識しておくことが有益であると考えられる¹³⁵。

- プラットフォームが存在し、複数の事業者のデータがプラットフォームに集約される
- データ提供者が提供したデータが第三者に共用・提供されることが想定されている
- 一つの事業者がデータ提供者とデータ利用者の両方の立場で関与することがある
- 提供データと利用データの内容、範囲等が異なるように、プラットフォームにおいて柔軟に調整またはコントロールすることが可能である
- 複数のデータ提供者およびデータ利用者やそれ以外の参加者も含め、多数かつ多様な者が関与する可能性がある

プラットフォーム型は、プラットフォームが利用される目的、関連する事業分野、参加者の範囲、提供データの内容・範囲、利用データの利用範囲等によってその内容は大きく異なり得るため、個別の事情に応じてテイラーメイドで仕組みを検討する必要があるが、以下、プラットフォーム型を採用する際に、通常検討する必要があると思われる主たる事項について述べる

¹³³ API (Application Programming Interface) とは、プログラムがその機能を他のプログラムから利用できるようにするためのインターフェースのことをいう。

¹³⁴ プラットフォーム事業者と第三者との間のデータの販売に関する契約における留意点については、データ提供型に関する前記第4参照。

¹³⁵ 前記第6-1-(4)-①のとおり、特にデータの提供・収集の場面に着目すると、データ提供型やデータ創出型と同一または類似の性質を有する側面もあるため、各類型における検討事項がプラットフォーム型においても参考になるものが多く存在する。データ提供型およびデータ創出型に特有の検討事項については、それぞれ本ガイドライン（データ編）の第4および第5参照。

(1) データ活用の目的・方法

まず、データ活用の目的が、プラットフォーム型に適したものか否かを検討する必要がある。データを活用する方法には様々なものがあるが、その中でも特に異なる企業グループに属する複数の事業者間でデータを共用することを検討する場合、プラットフォーム型を採用することが考えられる。

プラットフォームを利用して複数の事業者間でデータを共用する目的としては、たとえば、複数事業者の工場の製造設備等から取得した各種設備、機器の稼働データ等に基づいた分析結果を共用し、各事業者の工場の稼働率を向上させる目的や、メーカー、物流業者、小売業者等のサプライチェーン全体でデータを共用し、在庫・輸送ネットワーク全体の効率化を図る目的（ユースケース 2 参照）等、データの共用やデータの分析結果の共同利用を通じて既存のビジネスプロセスの効率化等を図る目的が考えられる。

また、それらにとどまらず、データの分析結果に基づいて、今まで存在しなかった新たなソリューションその他のサービスを開発または創出し、イノベーションを促進することが、我が国が第四次産業革命を勝ち残る戦略として重要であると考えられている。

前記の目的を達成するために、企業や系列の既存の枠を超えて複数の事業者がデータを共用・活用することの必要性が認識されており¹³⁷、プラットフォーム型は、このように既存の枠を超えてデータを共用・活用することにより、既存のビジネスプロセスの効率化等を図り、さらにはイノベーションを促進する目的でのデータの活用に適した類型であるといえる。

なお、プラットフォーム型では多数の参加者が関与するため、参加者間で共通認識を形成するためにも、また、プラットフォーム事業への積極的な参加を促すためにも、プラットフォーム事業の目的をできるだけ明確に設定し、必要に応じて利用規約等において明示しておくことが有益である。特に、後記第 6-2-(8)-①のとおり、データ提供者にデータの提供を促す観点からは、データ提供者がデータを提供する意義・メリット¹³⁸が説明できるまたはこれらと矛盾しない目的とすることが望ましい。

(2) データ提供者の数・参加者の範囲

① データ提供者の数

前記第 6-2-(1)のとおり、プラットフォーム型を採用する目的は複数の事業者間でデータを共用・活用することにあるが、プラットフォーム

¹³⁶ なお、これら全ての事項について、プラットフォーム事業立ち上げ当初から確定している必要はない。また、一度決定した事項であっても、プラットフォーム事業を進めていく上で変更の必要性が生じる事項もあると思われる。

¹³⁷ 前掲注 121 参照。

¹³⁸ 経済上または事業上の意義・メリットだけでなく、企業の CSR 活動や国家の安全保障等に資するという公共の利益の達成等を、データを提供する意義・メリットとすることも考えられる。

型を採用するには、プラットフォーム事業者の選定やプラットフォームを運営するルールの策定の必要があり、また、プラットフォームの運営コスト等もかかるため、データの共用・活用を行う当事者が少数にとどまるのであれば、一般的には、プラットフォームを利用しない前記第4-1-(2)-③のデータの共同利用型（相互利用許諾）の方が適切な場合が多いと考えられる。他方、データの共用・活用を行う当事者が多数である場合（当初の参加者は数社程度であっても、将来的には多数の事業者間でデータの共用を行うことを予定している場合を含む。）には、プラットフォーム型を採用することが考えられる。

データ提供者の範囲をどのように設定するかは、プラットフォームを利用したデータの共用・活用の目的によるところが大きい。より多くのデータを集めるという観点からは、データ提供者の範囲はできるだけ広い方が望ましいと考えられるが、本ガイドライン（データ編）が対象にするプラットフォーム型の場合、データ提供者は通常データ利用者となることが多く、後記第6-2-(3)のとおり参加者の数が増えると利害関係の調整の必要性が高まるため、このような点にも配慮しつつ、目的達成のために必要なデータ提供者の範囲を検討することが重要である。

② 参加者の範囲（プラットフォームをどこまで開放するか）

データ提供者やデータ利用者としてプラットフォームに参加する要件を厳しく設定して（たとえば、新たな参加にはプラットフォームまたは既存の参加者の承諾が必要とする等）、プラットフォームの参加者を特定の事業者に限定するプラットフォームのほか、プラットフォームに参加することを希望する第三者には、利用規約に定める条件を満たす限り広く参加を認めるプラットフォームも考えられる（後者のプラットフォームを「オープン型プラットフォーム」と呼ぶこともある）。さらに、オープン型プラットフォームの中には、データ提供者側もデータ利用者側もオープンにするものだけでなく、データ提供者側とデータ利用者側のいずれか一方のみをオープンにするものがある。たとえば、提供データに基づいて汎用性の高い利用データ・利用サービスが創出できる場合には、データ利用者側のみをオープンにすることも考えられる。このように、プラットフォームを利用して、データの利用に関して柔軟な設計が可能であるという点も、プラットフォーム型の特徴の一つといえる。

データの共用・活用を通じてイノベーションを促進するという観点からは、オープン型プラットフォームの方が望ましい場合もあるが、プラットフォーム型を導入する目的や、対象となるデータの性質・内容によってはオープン型を採用することが難しいまたは適切ではない場合も考えられる。まずは参加者を特定の事業者に限定したうえで、段階的にオープン型プラットフォームに移行していくことも考えられる。

(3) データ提供者とデータ利用者間の利害関係の調整

プラットフォーム型では多数の参加者が関与するため、参加者間の利害を調整することが必要となる。特に、データ提供者とデータ利用者の利

害関係は大きく異なり得るため、留意が必要である。すなわち、データが各事業者における事業活動において重要な資産であることはいうまでもなく、データ提供者は、データに第三者へのアクセスを認めること自体に慎重となる傾向があり、また、認める場合もその範囲（提供データの範囲、提供先の範囲、利用目的の範囲等）を限定的なものにとどめたいと考える傾向がある。他方、プラットフォームを通じて利用データまたは利用サービスを利用するデータ利用者としては、できるだけ多くの提供データがプラットフォームに提供され、かかるデータに制限なくアクセスすることを希望する傾向にある¹³⁹。

このようなデータ提供者とデータ利用者との間の構造的な利害関係の違いを調整するためには、対象となる提供データの種類・範囲（後記第6-2-(4)参照）やデータの利用範囲（後記第6-2-(5)参照）等を適切に設定する必要がある。また、データ提供者とデータ利用者の間に入るプラットフォーム事業者の選定（後記第6-2-(6)参照）も重要となる。

なお、データ提供者とデータ利用者間の利害関係の調整にあたっては、プラットフォーム型においては、多くの場合データ提供者はデータ利用者の地位を兼ねることが多いことから、自社のデータの共用・活用を他の参加者に認めることは、自らが他社のデータを共用・活用できる可能性を高めることにつながり、ひいては参加者全体の利益になることも忘れてはならない。

(4) 対象となる提供データの種類および範囲

① データの性質

プラットフォーム型を検討する場合、対象となる提供データの種類および範囲を適切に選択することが重要である。そのための視点の一つとして、たとえば、他の事業者（特に、自社の競合事業者）に開示すると自社の競争力を削ぐ可能性があるデータと、他の事業者に開示しても自社の競争力には直接には影響がないまたは影響が小さいデータを切り分けた上で、まずは後者のデータを優先的に提供データとすることが考えられる（後記第6-3-(3)-①参照）¹⁴⁰。これは、前記第6-2-(3)のとおり自らのデータをプラットフォームを通じて第三者に開示することに慎重となる傾向があるデータ提供者の心理的抵抗を低減する観点からも、また、競合事業者間でデータが共用される場合に、独占禁止法上の問題が生じる懸念（後記第6-3-(4)-①参照）を低減する観点からも有用である。

¹³⁹ これは、データ提供者がデータ利用者の地位を兼ねる場合でも同様であり、自社のデータをプラットフォームに提供することについては慎重になる一方、プラットフォームに提供された他社のデータにはできる限りアクセスしたいという傾向を示すと指摘されている。

¹⁴⁰ 以上とは異なる視点として、「競争領域」と「協調領域」を区別した上で、協調領域に関しては複数の事業者・官公庁間で積極的にデータを共用することを促す考え方がある。協調領域としては、防犯や交通整理のためのカメラ画像データ、自動走行のための地図データ、防災のための衛星データ等が考えられるが、競争領域と協調領域のいずれに該当するかは一義的に定まるものではなく、データの利用目的の公益性、国際競争力確保の必要性、データ共用の有益性・効率性、データ価値、データ共用による事業への影響等を総合考慮して判断されることが多いのではないかと考えられる。

どの種類のデータが他の事業者の開示しても自社の競争力には直接には影響がないまたは影響が小さいデータに属するかは、必ずしも客観的に定まるものではなく、当該データを利用する他の事業者の属性、当該データが利用される方法（生データのまま利用されるか、加工・分析した上で利用されるか等）、各事業者または業界における戦略的な意思決定により定まる場合も多いと考えられる。

また、他の事業者（特に、自社の競合事業者）の開示すると自社の競争力を削ぐ可能性があるデータであっても、プラットフォームを利用して共用・活用することは考えられる。たとえば、ある業界内の他の競合事業者の開示された場合には自社の競争力を削ぐ可能性があるデータであっても、当該データのデータ利用者をまったく異なる業界の事業者限定することや、当該データそのものではなくデータ提供者が特定できないよう一般化するための加工・分析を加えたデータのみを利用データに設定することにより、プラットフォームを通じて複数の事業者間で共用・活用することが可能になる場合もあると考えられる

¹⁴¹。

② オープン・クローズの視点

データ提供者が保有するデータの中には、それ自体が営業秘密・ノウハウとしての価値をもつものや、事業上高い価値を有するものも存在するため、自社内のデータのうち、どのデータを提供データとしてプラットフォームに提供し、どのデータを意識的に自社内にとどめておくかというオープン・クローズの観点からの検討が重要である（後記第6-3-(3)-①参照）。

なお、データの共用・活用を通じて既存のビジネスプロセスの効率化等を図り、ひいては新たなソリューションの創出等のイノベーションを促進するというプラットフォーム型の目的からは、データの提供が過度に控えられるのは望ましくなく、前記第6-2-(4)-①（データの性質）の視点も踏まえた上で、オープンにするデータとクローズにするデータの適切なバランスが図られることが期待される。

③ 不要なデータを対象としない

プラットフォームの価値を高める観点からは、一般論としては、できるだけ多くの種類および量のデータがデータ提供者から提供されることが望ましい。もっとも、不必要に収集するとプラットフォーム運営上の管理コストの増大やデータ利用の制約につながるおそれがあるデータも存在する。たとえば、提供データの中に付随的に個人情報やプライバシー権に関連する情報が含まれる場合には、当該情報については個人情報保護法その他の関連法令に基づく規制を遵守する必要があることを踏まえ、その取扱いについて慎重に検討する必要がある（後記第6-3-(3)-⑥参照）。

¹⁴¹ もっとも、他の事業者（特に、自社の競合事業者）の開示すると自社の競争力を削ぐ可能性があるデータをプラットフォームに集約する場合は、提供データがデータ提供者の競合事業者の開示されることがないよう、システム上および利用規約上、十分な措置を講じる必要があるだろう。

このような観点から、データの性質や価値を踏まえて、プラットフォームが収集する提供データから明示的に除外すべきデータがないかを検討することも重要である。

(5) データの利用範囲

プラットフォームがデータ提供者から収集する提供データを、プラットフォーム事業者、データ利用者その他の参加者がどのような範囲で利用できるかは、合意なく当然に定まるものではなく、データ提供者とプラットフォーム事業者との間の契約において規定しておく必要がある（データ・オーナーシップの議論については前記第 3-1-(2)参照）。このようなデータの利用範囲を検討する際には、「誰が（データ利用者の範囲）」、「どのデータを（利用データの範囲）」、「どのような目的で（データの利用目的）」利用できるかという視点で検討することになる。

なお、プラットフォーム事業者による提供データの利用、またはデータ利用者による利用データ・利用サービスの利用により生じる派生データ等の成果物の権利関係については、後記第 6-3-(3)-③参照。

① データ利用者の範囲

まず、どの範囲の者にデータの利用を認めるのか、すなわちデータ利用者の範囲を検討する必要がある。通常のプラットフォームでは、データ提供者がデータ利用者となる場合が多いと思われるが、それ以外の者にデータの利用を認める必要があるか、検討する必要がある。また、利用データ・利用サービスの種類毎に異なるデータ利用者の範囲を設定することも考えられる。

② 利用データの範囲

プラットフォーム型を採用すれば、提供データと利用データの種類・範囲を一致させないことも可能であり、データ提供者に対しては、プラットフォームにできるだけ多くの提供データを提供することを求めた上で、データ利用者に対しては、提供データの性質・内容や、データ利用者の属性等によって、各データ利用者が利用できるデータの種類・範囲を柔軟かつきめ細やかに設定することで、データ提供者とデータ利用者との間の利害関係の調整を行うことが可能となる。

③ データの利用目的

プラットフォームがどのような目的で提供データを利用できるか、また、データ利用者がどのような範囲で利用データ・利用サービスを利用できるかをどの程度具体的に特定するかは、プラットフォームの利用目的等によっても異なると考えられる。前記のとおりデータ提供者は自らのデータをプラットフォームを通じて第三者に開示することには慎重となる傾向があることに鑑みると、提供データおよび利用データ・利用サービスの各利用目的を明確に定めることでデータ提供者に安心感を与え、データ提供を促進することにつながる可能性もある（データの利用目的を利用規約に定める際の留意点については、後記第 6-3-(2)参照）。

(6) プラットフォーム事業者の選定

できるだけ多くの参加者が安心して関与できる体制を整えるという観点から、また、前記第 6-2-(3)「データ提供者とデータ利用者の利害関係の調整」で述べたデータ提供者とデータ利用者の利害関係の調整の必要性からも、プラットフォーム事業者の中立性が確保されていることが望ましい場合も考えられる（特に、オープン型プラットフォームの場合はその傾向が強いと考えられる。）。

中立性の確保が要請される場合は、参加者のうちの一者が単独でプラットフォームを運営するよりも、①参加者以外の第三者がプラットフォームの運営者となる方法や、②参加者の全員または一部が共同でプラットフォーム事業者となる方法が考えられる。②の方法としては、共同で合弁会社（ジョイントベンチャー）や組合、一般社団法人を設立する方法等が考えられる（後記第 6-3-(5)参照）。

なお、いずれの方法の場合も、中立性確保の観点や、プラットフォーム型を採用する目的等に鑑み、プラットフォーム事業者としては利益を上げることが積極的には目指さない場合もあると考えられるが、プラットフォームの適切な運営にはシステム対応のための費用を含め、相応の人的リソースや費用が必要となるため、プラットフォームの安定的な運営を維持するための収入を確保する仕組みが必要となる場合も多いと考えられる。

(7) 利用規約の要否

プラットフォーム型においては、多数の参加者が関与することが想定されるため、データ提供者またはデータ利用者とプラットフォーム事業者との契約条件を個別に交渉して決定するのは時間・コストの面から現実的ではなく、また、参加者によって条件が大きく異なることは運用上も問題を生じさせる可能性がある。したがって、統一的に適用される契約条件を規定した利用規約をあらかじめ準備しておき、同じ立場の参加者には原則として同じ利用規約が適用されるようにすることが考えられる（利用規約の主要条項に関しては、後記第 6-4 参照）。

(8) プラットフォームの活用を促すための仕組み

① データの提供を促すための仕組み

プラットフォーム型は、複数の事業者が多くのデータをプラットフォームに集約するための仕組みであり、どれだけ多くのデータを集められるかが当該プラットフォームの価値・競争力に直結することになる。特に、データを有効活用するという観点からは、データの提供時点では想定されていなかった方法または用途でデータが利用される可能性もあるため、できるだけ多くの種類および量のデータがプラットフォームに提供されることが望ましい。また、多くのデータを集めたプラットフォームがその利用価値を高め、さらに多くの参加者からデータを集められるようになるという効果（いわゆる「ネットワーク効果」）も期待できる。

もっとも、データの種類・内容によっては、データが各事業者におけ

る事業活動において重要な資産である場合も多く、前記のとおりデータ提供者としては、データ（特に、生データまたはそれに近いデータ）に第三者へのアクセスを認めることに慎重となり、また、第三者へのアクセスを認めるとしても利用範囲を限定したいと考える傾向がある。したがって、できるだけ多くのデータを提供させ、提供データをできるだけ多様な方法・用途で共用・活用できるようインセンティブを与えられるかが、プラットフォーム事業の成功のカギを握るといえる。たとえば、多くのデータを提供することによって、より有利な条件で利用データまたは利用サービスの提供を受けられるようにする等の工夫も考えられる¹⁴²。

また、プラットフォーム型においては、データ提供者から見ると提供データが自社の枠を超えた外部で保管されることになるため、データ提供者は、セキュリティ上の問題（外部からの不正アクセスやデータの漏えい等）に関して懸念を有する場合が多い。したがって、データ提供を促すという観点からも、このような懸念をできるだけ払拭するための仕組みを講じることが望ましい（後記第6-3-(5)-②参照）。このようなセキュリティ上の問題に関しては、まずは可能な限りシステム上または技術面において対応することになると思われるが、それには一定の限界があるため、技術的またはコスト的にシステム上十分に対応できない部分を補完するために、プラットフォームの利用規約等でデータの利用目的を明確にしたり、プラットフォーム事業者にはデータの安全管理に関する義務を課すこと等が考えられる（後記第6-3-(5)-②および第6-4-(5)-①-a参照）。

② データの共用・活用を促すための仕組み

プラットフォームにデータを集約しても、そのデータが有効に共用・活用されなければ、プラットフォーム型が本来意図していた目的を十分に達成することはできない。また、前記のとおり、提供データの共用を越えて、提供データの加工・分析結果に基づいて新たな利用サービスの開発やビジネス機会等の創出をすることが積極的に行われることが期待されている。

そこで、データの共用・活用を促すための仕組みとして、これらの活動の全部または一部をプラットフォーム事業者以外の第三者に委ねることで、当該第三者の知見や技術を活用してデータの活用を促すことが考えられる。また、当該第三者やプラットフォーム事業者に対して、利用データまたは利用サービスの提供に対して適切な課金方法を設定することで、データを活用するインセンティブを付与することも重要である。

(9) プラットフォーム間の競争・国際化の視点

プラットフォーム型が採用される事例が増えれば、同一または類似の

¹⁴² データの提供に対するインセンティブの目的で、データの提供に対して金銭的な対価を提供することも考えられる。もっとも、プラットフォーム型で収集するデータは、それ自体は経済的または事業上の価値が高くないものも含まれるため、適正な価格を設定することが困難な場合も多いと思われる。

分野のデータを扱うプラットフォーム間での競争が生じる可能性がある。どれだけ多くのデータを集められるかが当該プラットフォームの価値・競争力に直結することになるので、前記第 6-2-(8)-①のネットワーク効果の観点も踏まえると、プラットフォームとしては、できるだけ多くの参加者を集めることが生き残りのためには必要となる。また、提供データの統一的な規格を設定し、プラットフォームに集約したデータの取り扱いや活用を容易にすることで、プラットフォームの利用価値を高めることも考えられる。

また、データの流通は容易に国をまたがって行うことが可能であるため、このようなプラットフォーム間の競争も、国内市場内にとどまるものではなく、国をまたいで生じる傾向がある。したがって、海外の動向¹⁴³を継続的にモニタリングするほか、分野によってプラットフォームの参加者に積極的に海外事業者を含めることを検討することが望ましい場合もあると考えられる¹⁴⁴。

3 プラットフォーム型における主な法的論点

(1) 利用規約の要否・種類について

① 利用規約が採用される背景

プラットフォーム型において参加者を規律する契約としては、個別契約ではなく利用規約が用いられることが多い。その主たる理由は、プラットフォームを中心とする $n:1:n$ という構造ゆえ、複数の契約関係が成立することとなり、前記第 6-2-(7)のとおり、一つずつの契約関係に相違点を設けると、プラットフォーム事業者において多数のデータ提供者およびデータ利用者と個々に契約条件を交渉して決定するのに時間やコストがかかり、また、契約管理のコスト¹⁴⁵もかかるため、利用規約を用いて画一的で効率的な対応をしたいという動機付けが生ずることが挙げられる¹⁴⁶。

また、データ提供者およびデータ利用者においても、個別契約によりプラットフォームが構築されていると、他のデータ提供者およびデータ利用者とプラットフォーム事業者間の個別契約の内容を知り得る手段がないものの、画一的な契約内容の利用規約が採用されていれば、他のデータ提供者またはデータ利用者と比べて不利な条件設定がされて

¹⁴³ たとえば、IoT 推進コンソーシアム等による「新たなデータ流通取引に関する検討事例集 Ver1.0」 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000471623.pdf) 86 頁以下に、パーソナルデータやオープンデータに関するプラットフォームの海外動向が紹介されている。

¹⁴⁴ 海外事業者からデータを収集する際の留意点については、前記第 4-2-(5)参照。

¹⁴⁵ 契約管理のコストとは、たとえば、データの利用目的を記載している条番号が異なると、契約関係毎に、何条に何が書いてあるかを探す必要が生ずる手間や、利用料の支払期限がデータ利用者ごとに異なっていると、毎日のように利用料の入金確認をしなければならない、といった手間のことをいう。

¹⁴⁶ 他方、プラットフォームの目的や参加者の属性によっては、参加者毎に異なる契約条件を定める必要がある場合も考えられる（特に、プラットフォームの参加者を特定の事業者に限定するプラットフォームの場合）。このような場合に、プラットフォーム事業者が個々のデータ提供者ごと、またはデータ利用者ごとに個別契約を締結することもあり得る。また、利用規約に上乗せをする形で、プラットフォーム事業者が一定のデータ提供者やデータ利用者等との間で特約を締結することもあり得る。

いないという安心感を得られるため、利用規約に基づく契約関係が構築されているプラットフォームに参加しやすくなるというメリットも考えられる¹⁴⁷。加えて、他のデータ提供者またはデータ利用者が利用規約違反その他のトラブルを起こしたときに、当該行為が利用規約のどの条項に反する行為なのかが分かれば、前記第 6-1-(3)記載のとおり、プラットフォーム事業者に対して、当該違反者に対する利用規約に基づく責任追及を求めやすい¹⁴⁸。

そこで、本節では、プラットフォーム型において、用いられることが多いであろう利用規約を前提として、プラットフォーム型の仕組みを作る上で、法律上、留意すべき点を挙げる。

② データ提供者との利用規約とデータ利用者との利用規約¹⁴⁹

プラットフォーム型において必要となる利用規約としては、少なくともデータ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約と、データ利用者・プラットフォーム事業者間の利用規約が存在する¹⁵⁰。

この二つの利用規約を、それぞれ別個独立したものとして作成するか、一体のものとして作成すべきかについては、個別の事情に応じた判断となるが、一般論としては、データ提供者とデータ利用者が完全に一致する場合においては別個独立したものとして作成する必要はないと思われるものの、データ提供者とデータ利用者が一致しない場合においてはいずれもあり得る¹⁵¹。

(2) データの利用範囲を利用規約に記載する意義について

前記第 3-1 記載のとおり、データは物権の客体となり得ず、複数の者の

¹⁴⁷ なお、利用規約を採用する場合でも、一部の参加者との間で、特別な契約内容の合意がなされることもありうる。

¹⁴⁸ データ利用者の債務不履行責任を追及することをプラットフォーム事業者に対して請求できる権利まで規定する利用規約もあれば、そのような権利までは規定しない利用規約もあり得る。

いずれの場合であっても、データ提供者とデータ利用者との間に直接の法律関係が生じない以上、データ提供者およびデータ利用者は、プラットフォーム事業者に対して、単なる場を提供している者というよりも、データ提供者およびデータ利用者を規律する者として、プラットフォーム事業者が積極的に参加者間の関係を規律することや紛争解決に携わることを期待することになる。

¹⁴⁹ なお、平成 32 年 4 月 1 日から施行される改正民法において、「定型約款」に関する規定が新設されることとなる（新第 548 条の 2）。プラットフォームが採用する利用約款が「定型約款」に該当するか否かは個別の判断が必要となるが、仮に該当する場合には、内容変更の有効性の判断や、不当条項規制等に関して、改正民法の施行後は新しいルールが適用されることになるため、留意が必要である。

¹⁵⁰ その他の参加者（プラットフォームが提供する利用データを利用して加工・分析を行う事業者（前記図 8 の A・D）や、利用サービスを開発する事業者（前記図 8 の C・E）等）とプラットフォーム事業者との契約についても、個別契約ではなく利用規約を採用する場合も考えられる。

¹⁵¹ なお、仮に、データ提供者・プラットフォーム事業者間の規約と、データ利用者・プラットフォーム事業者間の規約とが別々に書き分けられていたときには、データ提供者／データ利用者は、自己が締結するものではなくても、データ利用者／データ提供者とプラットフォーム事業者との規約の内容を確認しようとする動機が働くといえる。

間においてデータを争いなく利用するためには、データの利用権限¹⁵²に関する合意の形成（債権債務関係の構築）が必要となるところ、プラットフォーム型においては、利用規約にデータの利用範囲を記載して合意することにより、データの共用・活用に関する債権債務関係を構築することが一般的であると考えられる。

そして、プラットフォーム型の利用規約において「利用範囲」を定める必要があるのは、提供データ・利用データというデータの種類に応じて、少なくとも以下の二つの場面があると考えられる。

一つは、①データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約に規定される、提供データを、プラットフォーム事業者またはその他の参加者（プラットフォームが提供する利用データを利用して加工・分析を行う事業者や、利用サービスを開発する事業者等）が、いつ、どのような目的で、どのような態様で利用できるのかということを定める利用範囲であり、もう一つは、②データ利用者・プラットフォーム事業者間の利用規約に規定される、利用データまたは利用サービスについて、データ利用者が、いつ、どのような目的で、どのような態様で利用できるのかということを定める利用範囲である。

① データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用範囲について

プラットフォーム事業者およびデータ利用者は、データを広く共用・活用したいという動機が働くものであるから、提供データについて、できるだけ広範または抽象的な利用範囲としたいという要望をもつ傾向にあるといえる。

他方、データ提供者は、提供データがどのように共用・活用されるのかということへの関心が高く、後記第6-3-(3)-①記載のとおり、データ利用者を限定したい場合もあるため、提供データについて、できるだけ具体的または限定的な利用範囲としたいという要望をもつ傾向にあるといえる。すなわち、利用範囲は、データ提供者に対して、プラットフォームに提供する提供データがどのようなデータ利用者またはその他の参加者にどのように共用・活用されるかという予測可能性を与え、ひいては、データを提供するか否かの動機づけを与えるといえる。

このように、データ提供者側とプラットフォーム事業者（ひいてはデータ利用者）側との間には、提供データの利用範囲の具体性について、背反する要請が存在し得るため、提供データの利用範囲を利用規約において定めるときは、利用範囲の記載内容（具体性）について十分な検討を行うことが、将来の紛争を予防する観点から望ましい¹⁵³。

¹⁵² 前掲注25のとおり、データへのアクセス権、利用権、保有・管理に係る権利、複製を求める権利、販売・権利付与に対する対価請求権、消去・開示・訂正等・利用停止の請求等の契約上の権利を自由に行使できる権限のことを意味する。

¹⁵³ なお、データ提供者がプラットフォーム事業者に対して提供データを提供する場合だけを見ると、「データ提供型」（前記第4）の利用許諾の場合と類似の関係にあるが、プラットフォーム型においては、提供データがプラットフォーム事業者により利用データまたは利用サービスとしてサービス利用者に共用または提供されることが当然の前提となっているため、たとえば「プラットフォーム事業者の事業に必要な範囲内で利用できる」という定め方をする場合、データ提供型の利用許諾よりも利用範囲が広く解釈される可能性がある。

なお、このように、データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約では、プラットフォーム事業者またはプラットフォーム事業者から委託を受けた第三者が、提供データを利用することができる利用範囲（当該第三者の有無・範囲、提供データの範囲、利用目的、利用態様）を定める規定を置くことになる。このとき、当該規定において、プラットフォーム事業者が提供データに基づいた利用データ・利用サービスを提供できる範囲を定めることにより、さらにデータ利用者の利用範囲も制限する場合もあろう。

② データ利用者・プラットフォーム事業者間の利用範囲について

データ利用者・プラットフォーム事業者間の利用規約における利用データないし利用サービスの利用目的は、データ利用者に対して、どのような範囲で利用データまたは利用サービスを共用・活用することが許されるのかという判断基準を与える。

プラットフォーム事業者は、データ提供者との利用規約で定めた利用範囲に違反または抵触しない範囲内で、利用データ・利用サービスの利用範囲を定める必要がある点に留意が必要である。その意味では、データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約と、データ利用者・プラットフォーム事業者間の利用規約を別々に定める場合であっても、それぞれに定めるデータの利用範囲は関連しているといえる。

なお、前記①、②のいずれの場合も、プラットフォーム型においては、データの目的外の利用を禁止し、義務違反に対しては損害賠償その他の制裁を規定することが一般的であることから、プラットフォーム事業者またはデータ利用者の行為を律し、または利用規約違反行為を認定する判断にも、「利用範囲」が用いられることがあり得る¹⁵⁴。そのため、プラットフォーム事業者またはデータ利用者にとって予見可能性（何が許されているのか、何が禁止されているのか）が担保される程度に具体的な利用範囲であることが、将来の紛争予防に資するといえる。

(3) プラットフォームにおいて取り扱われるデータやサービスの種類等

① データの性質について

前記第 1-2 のとおり、業種を超えた複数のデータの組み合わせはオープンイノベーションをもたらすものと期待されており、データの付加価値を高め競争力を強化するためには、利活用するデータの対象や種類を広げ、多様な組み合わせで利活用することが重要である。

もっとも、プラットフォーム型の場合、データ提供者とデータ利用者が完全に一致する場合だけでなく、両者が完全には一致せずにデータを提供するだけの者または利用するだけの者がいる場合のいずれの場合においても、データ提供者の競合事業者がデータ利用者として含まれ得ることがあり、そのような場合、データ提供者としては、データを提供することに消極的になることも多い。

¹⁵⁴ たとえば、利用規約において禁止行為を列挙する場合、「その他、第…条に定める利用範囲を逸脱する行為」といった包括的な禁止条項（いわゆるバスケットクローズ）を設けることが考えられる。

そこで、たとえば、プラットフォーム事業の目的を設定するにあたって、参加者に競合事業者が含まれる場合であってもプラットフォームを利用することについて共通のメリットを享受できるようにし、プラットフォームにより多くのデータを集めることを目指すことが考えられる（ユースケース2参照）。

他方、他の事業者（特に、自社の競合事業者）に開示すると自社の競争力を削ぐ可能性があるデータと、他の事業者に開示しても自社の競争力には直接には影響がないまたは影響が小さいデータを切り分けた上で、まずは後者のデータを優先的に提供データとすることや、前者のデータについては、データ提供者の事業に損害その他の悪影響が生じないように、一定の制約をかけることが考えられる。

この点、プラットフォーム型のメリットとしては、他の事業者（特に、自社の競合事業者）に開示すると自社の競争力を削ぐ可能性があるデータであっても、事業領域の切り分けを行うことで、領域毎のデータの共用・活用の管理ができることが挙げられる。たとえば、領域aにおいては制約をかけてもなお他社に共用・活用されることを回避すべきであるものの、領域bや領域cにおいては当該データについての「競合事業者」が観念し得ないと評価できる場合¹⁵⁵には、当該データをプラットフォームに提供し、プラットフォーム事業者との間で当該データの利用先について制限をかけることを合意することにより、プラットフォーム事業者が提供先（利用先）を選別して、領域aに属するデータ利用者には当該データまたはこれを用いた利用サービスを提供しない一方で、領域bや領域cに属するデータ利用者には当該データまたはこれを用いた利用サービスを提供するという、領域毎のデータの共用・活用の管理ができる。

このように、領域を分けてデータの共用・活用を行う場合には、データの種類に応じた共用・活用の制約条件について、データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約で定めておく必要がある。

② 利用データ・利用サービスの種類について

プラットフォーム事業者が提供するものとしては、データの形式を取るもの（利用データ）と、サービスの形式を取るもの（利用サービス）が考えられる。利用データの提供態様としては、①提供データをそのまま利用データとして提供する場合、②提供データをプラットフォーム事業者またはプラットフォーム事業者が委託した第三者が加工したデータまたは分析した結果（データ）をプラットフォーム事業者が提供する場合が考えられる。また、利用サービスとしては、③提供データをプラットフォーム事業者またはプラットフォーム事業者が委託した第三者が利用して、分析結果に基づくサービス、アプリケーション、ソリュ

¹⁵⁵ もちろん、競合事業者が観念し得ないだけではなく、領域bまたはcのみに属するデータ利用者がプラットフォームを介して提供を受けたデータを領域aに属する者に対して提供しないといった条件が担保される必要もあろう（いわゆる転売先の制限）。この場合、プラットフォーム事業者としては、データ利用者との間で、プラットフォームを介して提供を受けた当該データを領域aに属する者に提供しない旨の合意を得る必要が生ずるものの、他方で、独占禁止法違反（非価格制限行為）とならないよう留意する必要も生ずる。

ーションまたはビジネス機会をプラットフォーム事業者がデータ利用者に提供する場合等が考えられる。

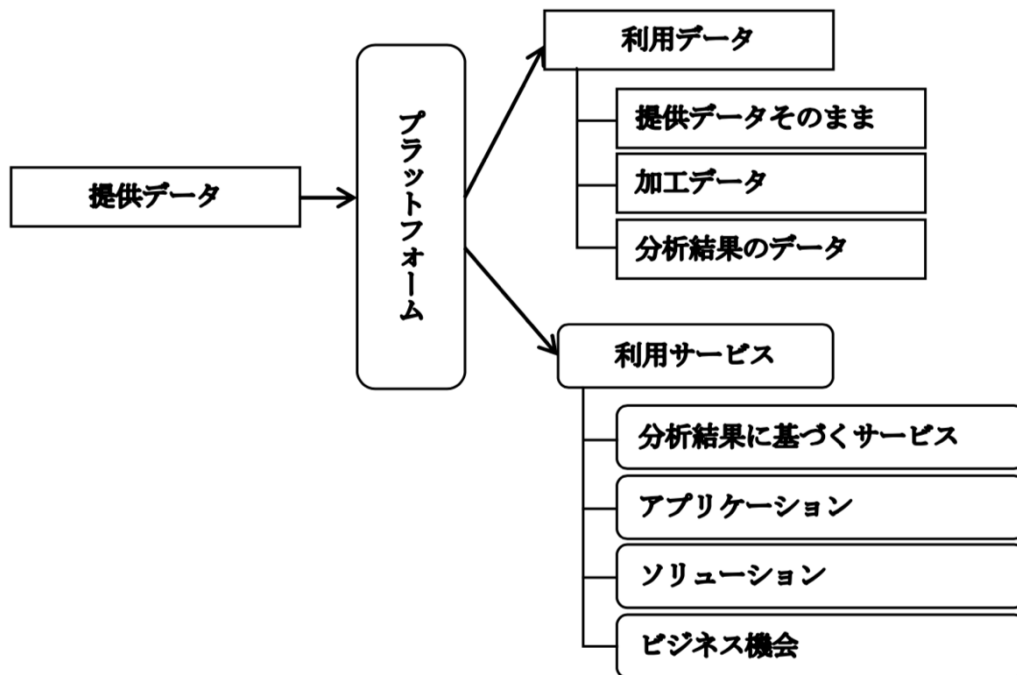


図 10：利用データ・利用サービスの種類

データの幅広い共用・活用を目指すプラットフォーム型においては、できるだけ提供データを提供してもらいたいという要請が働く一方で、プラットフォームがデータ利用者との間のフィルターとなって、提供データの共用・活用態様に制限をかけるときもあるため、提供データがどのような形でプラットフォームから出ていくかおよびプラットフォームにおいてどのような形で保管されるのかについて、前記①～③の観点から整理して利用規約に明記し、プラットフォーム事業者・データ提供者間において、提供データそのものの開示・提供を受けて利用する者の範囲、提供データの利用目的、利用形態・方法、提供データおよび利用データ・利用サービスの保管態様、ならびにデータ利用者の範囲といった事項について合意することが、将来の紛争予防の観点から望ましい。

プラットフォーム事業者・データ利用者間においても、プラットフォーム事業者から提供を受けられるものは、提供データそのものなのか、加工データ、分析結果のデータなのか、分析結果に基づくサービス、アプリケーション、ソリューションもしくはビジネス機会なのか、またはこれらの一部もしくは全部なのかについて利用規約に明記して合意することが、将来の紛争予防の観点から望ましい。提供データの種類ごとに、または時期に応じて、プラットフォーム事業者からデータ利用者が提供を受けられるものが異なるのであれば、種類ごとにデータ利用者が提供を受けられるものを整理して利用規約に明記し合意することになる。

③ 派生データ等成果物について

a プラットフォーム型における成果物¹⁵⁶について

「データ提供型」では、提供したデータをデータ受領者側が活用することにより生じる派生データの利用権限その他の成果物の取扱いについて、データ提供者とデータ受領者の間で取り決める必要があったが、プラットフォーム型においては、プラットフォームによる提供データの分析・加工またはその結果に基づくサービスの開発により生じる成果物（利用データ・利用サービス）がデータ利用者によって利用されることが予定されているため、このような成果物の利用権限をどのように取り決めるかは、利用データ・利用サービスの利用範囲をどのように定めるかという形で問題となる¹⁵⁷。

なお、プラットフォーム事業者が派生データ、派生サービス¹⁵⁸をデータ利用者以外の者に展開していく場合には、利用範囲にその旨を明記し、将来の紛争を避けるように努めることが望ましい。

b プラットフォームが創出する知的財産権等について

他方、プラットフォームが成果物（利用データ・利用サービス）を創出するにあたり生じた知的財産権および知的財産の取扱いについては、利用データ・利用サービスの利用範囲を定めても、それにより一義的に定まるものではないため、別途規定を設けるかを検討する必要がある。

利用規約において、成果物（利用データ・利用サービス）を創出するにあたり生じた知的財産権等について取り決める場合は、①プラットフォーム事業者のみに帰属すると定める場合、②全データ提供者に帰属する（全データ提供者間で共有）と定める場合、③プラットフォーム事業者および全データ提供者に帰属する（プラットフォーム事業者および全データ提供者で共有）と定めることが考えられる。

この点、②、③いずれの場合であっても、プラットフォーム事業者が知的財産権等のライセンス（必要に応じてサブライセンスを含む）を利用規約において一律に得ておけば、プラットフォーム事業者が利用データおよび利用サービスをデータ利用者に提供するにあたり、知的財産権侵害によるプラットフォーム事業の中断や終了といった問題は生じないといえる。

c データ利用者において生じた成果物について

データ利用者がプラットフォームから提供を受けた利用データ、利用サービスを共用・活用することにより生じた成果物（知的財産権

¹⁵⁶ 成果物と「物」と記載しているが、有体物に限る趣旨ではなく、無体物も含んだ用語として用いる。

¹⁵⁷ これは、データ提供者が、データ利用者としての地位も兼ねることが多いプラットフォーム型の特徴とも関連する。

¹⁵⁸ 派生サービスとは、提供データを加工、編集、分析、統合等することによって新たに生じたサービスのことをいう。当該サービスの内容の一部または全部として、派生データの活用を含む場合もあれば、含まない場合もある。

等を含む。)の取扱いについても、利用データ・利用サービスの利用範囲を定めても、それにより一義的に定まるものではないため、別途規定を設けるかを検討する必要がある。

なお、データ利用者に帰属すべき知的財産権等についてプラットフォーム事業者が非独占的なライセンスを受けることは原則として問題ない一方で、無対価で譲渡を受けることや、独占的なライセンスを受けることをデータ利用者・プラットフォーム事業者間の利用規約に定める場合は、独占禁止法上の問題を生じうる可能性があるため、注意が必要である。

d プラットフォーム事業者またはその委託を受けた第三者が AI 技術を用いた解析を行った場合の成果物の取扱いについて

たとえば、プラットフォーム事業者が AI 技術を利用したデータ解析事業者に提供データを提供してデータ解析を依頼する場合等、提供データの AI 解析に関して生じた成果物（学習用データセット、学習済みモデル等）の取扱いについては、AI 編を参照されたい。

④ 利益の分配について

プラットフォームが創出する成果物から得られる利益の分配について、データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約に定めることも考えられる。

もっとも、プラットフォーム型においては、データ提供者がデータ利用者としての地位も併せもつことが多く、そのような場合にはデータ提供者はデータ利用者として成果物を利用することにより一定の利益を得ていると整理し、それ以上データ提供者としては利益分配を求めない構造のプラットフォーム型とすることもあり得る。

また、たとえば、データ利用者がプラットフォームを通じて提供を受けたデータを分析会社に提供してデータ分析を依頼し、得られたデータ分析結果に基づいて、データ利用者が業務を効率化したときの利益の分配等、多数の参加者が関与するプラットフォーム型においては、当該利益への提供データの貢献の程度（寄与度）や、当該利益を分配すべき者の範囲を算定し難い場合も多いことからすると、利益分配を定めない方が適切な場合も多いと考えられる。

⑤ 営業秘密・ノウハウが含まれるデータについて

オープン・クローズの視点から、提供データに営業秘密が含まれる場合があり得るため、データ提供者としては、どのデータを提供データとしてプラットフォームに提供し、どのデータを意識的に自社内にとめておくかという観点からの検討が重要となる。

また、営業秘密が含まれるものであっても、提供データとしてプラットフォームに提供した上で、データ利用者をグループ分けし、プラットフォーム事業者がグループに応じて提供データの共用・活用をコントロールする旨の規定を利用規約の利用範囲の条項に定めることも考えられる。たとえば、どのデータ利用者であれば営業秘密である提供データをそのまま共用・活用させてよいのか、どのデータ利用者については

当該提供データを一切、共用・活用させないのか、どのデータ利用者に
ついてはある一定の加工をすれば当該提供データを共用・活用させて
よいのか等、提供データの制約条件についてデータ提供者・プラット
フォーム事業者間において利用規約をもって合意し、プラットフォーム
において、当該制約条件に沿った提供データのコントロールをすること
となる。

なお、営業秘密が含まれる提供データがプラットフォームに提供さ
れ、当該提供データがプラットフォーム事業者を通じて利用データま
たは利用サービスとしてデータ利用者に提供され得る状態に置かれる
ことで、不正競争防止法上の「営業秘密」としての要件のうち、特に、
「秘密管理性」または「非公知性」を欠くことになる場合も考えられる
ため、かかる観点からも、当該提供データをプラットフォームに提供す
ることの可否や、提供する場合には当該提供データの制約条件を検討
する必要がある場合もある。

⑥ 個人情報が含まれるデータについて

前記1のとおり、プラットフォーム型においては、事業グループを越
えた複数の事業者提供データに提供データを共用・活用させることで新たな価値
を生み出すことが期待されるため、利用範囲をできるだけ広く規定す
る場合もある。一方、利用範囲を広く規定することは、個人情報保護法
第15条等で個人情報取扱事業者が求められる利用目的の特定や同法等
第23条の第三者提供に関する本人の同意取得を満たすことが難しい可
能性がある。このため、利用目的や第三者提供の範囲をあらかじめ十分
特定できないプラットフォームを通じた情報提供を行おうとする場合
には、法令を遵守する観点から、提供データとして個人情報プラットフォーム
に収集されない体制を取ることが望ましい場合もある¹⁵⁹。

そこで、個人情報を含む提供データを扱う場合には、あらかじめデー
タ提供者の元で匿名加工情報（個人情報保護法2条9項）または統計
情報その他の非個人情報とした上で、プラットフォームを通じて流通
させることが考えられる¹⁶⁰。この場合、提供データが個人情報ではな
く非個人情報であることについて、データ提供者に一定の責任を追わ
せることも考えられる¹⁶¹。

¹⁵⁹ データ提供者において、事前に利用規約に記載された利用範囲をもって個人情報取得の
利用目的をできる限り特定し、多くの個人（本人）から当該プラットフォームにおける個人
情報の第三者提供についても同意を得て個人情報を収集し、プラットフォーム型に提供す
る場合もあり得る。一方、いったん取得し収集済みの個人情報をプラットフォームに提供す
るに際して、利用目的の範囲内の利用または同意の範囲内の第三者提供等であると整理で
きない場合には、本人に対して、改めて同意等を取得しなければならない。

¹⁶⁰ 提供データに匿名加工情報が含まれ得る場合には、プラットフォーム事業者は、デー
タ利用者に対して法令に基づいて当該情報が匿名加工情報であることを示すとともに識別行
為の禁止を求めることが必要である。

¹⁶¹ たとえば、データ提供者に、（i）提供データに個人情報が含まれないことを表明保証
させる、（ii）提供データに個人情報が含まれる場合には、個人情報にかかる本人から本プ
ラットフォームにおける個人情報の第三者提供等について同意を取得したことを表明保証
させる、（iii）提供データが匿名加工情報または統計情報であることを表明保証させる、と
いった対応が考えられる。

⑦ 知的財産権の対象となるデータについて

知的財産権の対象となるデータとしては、

- (i) 営業秘密に係る権利 (前記⑤参照)
- (ii) 著作権 (たとえば、提供データが、創作性のある画像や動画の場合¹⁶²、データベースの著作物の場合、キャラクターフィギュア等の 3D データの場合)
- (iii) 意匠権 (たとえば、提供データが意匠登録された家具の 3D データの場合)
- (iv) 特許権 (たとえば、提供データが特許権 (プログラム等の特許権) を取得したプログラム等の場合)
- (v) 回路配置利用権 (たとえば、提供データが半導体集積回路の回路配置に関する法律にいう回路配置を記載した図面または写真の場合)

が考えられる¹⁶³。

そこで、提供データに知的財産権の対象となるデータが含まれる場合には、プラットフォーム事業者による加工、分析行為またはデータ利用者によるデータの共用・活用行為が知的財産権侵害とならないよう留意し、対処しなければならない。

もっとも、前記 (ii) ～ (v) については、知的財産権の対象となるデータを利用するからといって、直ちに、知的財産権侵害が成立すると懸念するのではなく、どのような行為を行うのかまたは行うことが予測されるのかについて具体的に分析し、行為態様に応じて侵害行為が成立するか否かを詳細に検討し対応することが必要となる^{164 165} (なお、営業秘密 (前記 (i)) については、前記第 6-3-(3)-⑤参照)。

なお、表明保証 (Representations and Warranties を略して、「レプワラ」と呼ばれることもある。) 条項とは、ある時点の事実関係が真実であることを表明させ、その事実関係が相違していた場合に損害賠償責任を負わせる条項をいう。

¹⁶² なお、産業データのうち、設計図面については、一般的に、創作性が認められ難く、著作物に当たらない場合が多いと解されているが、他方で、秘密情報として扱われている場合も多く、データがどのような知的財産権の対象となり得るのかという点について多面的な検討が必要である。

¹⁶³ 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会次世代知財システム検討委員会、「次世代知財システム検討委員会報告書～デジタル・ネットワーク化に対応する次世代知財システム構築に向けて～」、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyok_a_kikaku/2016/jisedai_tizai/hokokusho.pdf、(平成 28 年 4 月) 31 頁～34 頁

¹⁶⁴ たとえば、意匠登録された家具の 3D データを 3D プリンタに入力し家具を製造する行為の場合には、意匠権侵害が成立し得るが、意匠登録された家具の 3D データを用いてパソコン上でどのような家具なのかをシミュレートする行為については、有体物が生成されていないため、「物品」の「製造」とはいい難く、意匠権侵害は成立しないと考えられる。

¹⁶⁵ 著作権法違反が問題となる場合、創作性 (著作権法 2 条 1 項 1 号) が争点となることが多く、裁判所において創作性が認められない (著作物ではないと判断される) こともある。このように、裁判所で判断されるまで、「著作物」に該当するか否か判然としない場合であっても、著作権法は各種の権利制限行為を規定しているため、仮に著作物に該当するとしても権利制限行為としてデータを利用することができないか、という観点から検討することとなる。

(4) 参加者の範囲

① データ提供者がデータ利用者の地位を併有することについて

前記（図 7）のとおり、全部または一部のデータ提供者がデータ利用者という地位も併有するため、プラットフォームを介してデータを共用・活用することで、他の参加者と直接、連絡をせずとも、商品の価格や生産数量等を取り決めることができてしまうと、カルテル規制に該当するおそれが生じ得る¹⁶⁶。

また、データを提供しているから他の提供データを利用できるという対価関係を観念し得ない者がデータ利用者として登場する場合には、データ提供者ではないデータ利用者のための条項を利用規約に規定することとなる。すなわち、データ提供者でもあるデータ利用者は、プラットフォーム事業者との間でデータ提供義務を負うと解されるものの、データ提供者ではないデータ利用者については、プラットフォーム事業者との間でどのような義務を負う契約関係とするのか（利用料支払義務以外の義務を負う契約関係とするのか）について検討する必要がある。

② オープン型プラットフォームについて

オープン型プラットフォームの場合、オープン型であるということを利用規約に明記し、提供データをデータ提供者ではないデータ利用者が広く共用・活用し得ることについて、データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約の利用範囲の規定に明記しておくことが、将来の紛争予防のために望ましい。

なお、前記第 6-1-(2)-①記載のとおり、オープン型プラットフォームの発展形ともいえるものとして、データ利用者として他のプラットフォーム事業者が登場する場合もある¹⁶⁷。この場合も、少なくとも利用規約の作成時点で他のプラットフォーム事業者がデータ利用者となることが想定されているときは、その点について利用規約に明記し、将来

¹⁶⁶ 事業者相互で直接、連絡をせずとも、拠点（ハブ）を介して商品の価格や生産数量等の取り決めに関して「意思の連絡」が行われることでカルテル規制に該当する類型について、ハブアンドスポーク型と呼ぶ場合がある。

なお、「意思の連絡」が認められるために、事業者相互で拘束し合うことを明示して合意する必要までではないと判断されたものとして、東芝ケミカル事件（東京高判平成 7 年 9 月 25 日、判タ 906 号 136 頁）参照。

¹⁶⁷ データ流通プラットフォーム間の連携のために最低限共通化することが必要な事項は、①データカタログの整備、および②カタログ用 API の整備とされる（IoT 推進コンソーシアム・総務省・経済産業省、「データ流通プラットフォーム間の連携を実現するための基本的事項」、<http://www.meti.go.jp/press/2017/04/20170428002/20170428002-1.pdf>、（2017 年 4 月））。

①データカタログの整備とは、データ利用側（ママ）が複数のデータ流通プラットフォームに対して、同一の検索ワード・方法でデータを検索・発見することが可能となるよう、データの所在、種類、名称等、提供しているデータに関する情報（メタデータ）を集約したデータカタログの整備することであり、②カタログ用 API の整備とは、データカタログに対し、メタデータの検索を行うことを可能とするカタログ用 API（Application Programming Interface）の整備をすることである。

の紛争予防に努めることが望ましい。

③ プラットフォーム事業者が提供データの加工、分析等について第三者に委託等する場合について

前記図 8 のとおり、プラットフォーム事業者が提供データの保管について第三者のサーバやクラウドを借りる場合や、提供データの加工、分析等を第三者に委託をする場合、第三者が提供データを利用してアプリケーションやサービスをデータ利用者に直接提供する場合等、プラットフォーム事業者が、提供データの取扱いにおいて第三者と協力することも多い（このような第三者を本章では、「協力先」という。）。

協力先がいる場合、提供データを外部（協力先）に提供したり、協力先において加工、分析等をしたりにすることについて利用範囲に明記し、将来の紛争予防に努めることが望ましい。

なお、どのような第三者を協力先とするかについては、技術の進歩やコストダウン等の観点から、将来にわたって詳細に予測することが困難である場合が多く、利用規約上、協力先について、ある程度、抽象的、包括的な記載をすることになる場合も多いと考えられる（すなわち、プラットフォーム事業者としては、協力先が提供データを利用することについて一定の包括的な定めを利用規約に明記することにより、データ提供者から協力先選択の裁量を得ておくこととなる）。このような場合、協力先の範囲を画する条件等を記載し、データ提供者における協力先の範囲に関する予測可能性を持たせることで、将来の紛争の防止につながり得る。

また、協力先がプラットフォーム事業者・当該協力先間の契約に違反して提供データを利用する等して、データ提供者またはデータ利用者に損害を生じさせた場合に、プラットフォーム事業者が一次的な責任をもつのか否か（プラットフォーム事業者が当該協力先に代わって損害を賠償するのか否か）について、利用規約に明記し、データ提供者／データ利用者に対してプラットフォーム事業者が負う責任の範囲を明らかにすることが望ましい。

(5) 誰がプラットフォーム事業者になるか

① 中立性および信頼性について

プラットフォーム事業者に誰になるかについては、事業上の観点から誰が担うのがより良いのかという視点に加えて、中立性および信頼性が求められる場合もある。

前記第 6-3-(1)記載のとおり、利用規約の内容に基づいてプラットフォーム事業者がデータ提供者およびデータ利用者の権利義務や責任を規律する者としての責任を負う場合には、データ提供者またはデータ提供者ではないデータ利用者のうちの一家がプラットフォーム事業者になるというよりも、データ提供者、データ利用者とは資本関係や事業関係のない第三者がプラットフォーム事業者となる、または、データ提供者およびデータ利用者間もしくは参加者間でジョイントベンチャー（合弁企業）や組合、一般社団法人を設立するほうが中立性を確保し、

信頼を得やすい場合も多い¹⁶⁸。

もっとも、合弁会社（ジョイントベンチャー）¹⁶⁹や組合、一般社団法人を設立する形式を採用するからといって、直ちに、中立性が確保されるものではない。たとえば、データ提供者およびデータ利用者、または、参加者の出資により、合弁会社として株式会社を設立しようとする場合、出資の割合（どの参加者が株式をどれくらいもつのか、議決権のない株式や配当の異なる株式等種類株式を設けるのか等）や、合弁会社を運営する取締役をどの参加者から何名出すのか、合弁会社の運営にかかる経費の負担割合をどうするのか等、参加者間で検討して合意すべき事項は多くある¹⁷⁰（ユースケース 2 参照）。

② 安全性（サイバーセキュリティ）について

また、プラットフォーム事業者は、前記のとおり、多種多様の提供データを取り扱うため、一定程度のサイバーセキュリティ対策を行うことが要求され、提供データ、利用データおよび利用サービスの安全管理に関する義務を負うと解される。

プラットフォーム事業者として一般的に期待される／通常実施されるサイバーセキュリティの措置¹⁷¹を実施していない場合には、セキュリティインシデントが生じた場合にプラットフォーム事業者が責任を負うものと解される。他方、完璧なサイバーセキュリティ対策は存在し得ないといえるため、一定の範囲のセキュリティインシデントについては免責とすることを検討する必要もある¹⁷²。（ユースケース 1 参照）

③ 「革新的データ産業活用計画の認定制度」の創設（参考）

事業者によるデータの集約・活用や連携を支援するため、新たに制定予定の生産性向上特別措置法（平成 30 年通常国会に法案提出）においては以下の措置等が予定されている。

a 認定制度の創設と税制上の優遇措置等を通じた支援の創設

データを収集し、産業活動において活用しようとするプラットフォーム事業者は、セキュリティ確保等の一定の要件を充たすことを

¹⁶⁸ プラットフォームが紛争に巻き込まれないように法人格をもたない形式を取ることを要望する場合がありますが、法人格がない社団であっても、民事訴訟の被告となり得る（民事訴訟法 29 条）。

¹⁶⁹ 合弁会社の会社形態としては、株式会社や合同会社等があり得る。

¹⁷⁰ データのプラットフォームの構築ではない従前の事業における合弁会社の設立においても、このような事項の交渉が進まず、合弁会社の設立に至らなかったり、合弁会社の運営がうまくいかなかったりすることと同様に、データのプラットフォーム事業においても出資割合等の交渉に時間がかかることが予想されるため、従前の事業における合弁会社の設立や運営において得た経験等を活かすことが期待される。

¹⁷¹ プラットフォーム事業において、クラウドサービスを利用して事業を実施する場合は、情報管理策等に関する ISO/IEC27017 やクラウドサービス上の個人情報保護に関する ISO/IEC27018 などの規格の認証取得などによる対策等の措置が期待される。

¹⁷² この点、免責／非免責のセキュリティインシデントの範囲を文言として明確化することは困難ともいえるため、重過失の場合は非免責といったような抽象的な規定を利用規約に設けることも考えられる。

条件に、データの産業活用事業に係る計画（革新的データ産業活用計画）について主務大臣の認定を受けることができ、当該認定を受けた場合には税制上の優遇措置等を受けられるものとする（当該プラットフォーム事業者等にインセンティブを付与する）。

b 個人情報保護とデータの安全管理のための専門的な政府機関等の協力

主務大臣は、上記計画の認定にあたって、（i）必要に応じて個人情報保護委員会への協議を行い、個人情報保護法の遵守状況を確認し、消費者の不安や懸念の抑止を図り、（ii）独立行政法人情報処理推進機構等への協力依頼を可能とすることによって、データの安全確保を図る。

c データ提供要請制度による支援

上記計画認定を受けたプラットフォーム事業者等は、他の事業者における活用のためにデータの整理、提供等を行う場合には、主務大臣によるセキュリティ確認を得て、公共機関等が保有するデータの提供を求めることができる。

4 利用規約における主要事項

(1) 提供データまたは利用データ・利用サービスの利用を許諾する範囲（利用範囲）

前記第 6-3-(2)記載のとおり、①データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約においては、提供データの利用範囲を規定し、②データ利用者・プラットフォーム事業者間の利用規約においては、プラットフォームが提供する利用データまたは利用サービスの利用範囲を規定することになると考えられる。

このようにして、提供データまたは利用データもしくは利用サービスについて利用を許諾する範囲を画することとなる。

また、前記第 6-3-(3)-③のとおり、データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用範囲の定めにより、成果物である利用データ、利用サービスの取扱いも定まることとなる。

利用範囲は、①どの提供データについて、②誰が（データ利用者の属性、範囲や条件、プラットフォーム事業者の協力先等その他の参加者の範囲や条件等）、③いつ（期間）、④どこで（たとえば、国外サーバに提供データを記録しないで欲しいといったことが考えられる）、⑤どのような目的で、⑥どのような態様で共用・活用するため、という要素の全部または一部を組み合わせる形で規定されることが多い。

特に、前記第 6-3-(4)-③記載のとおり、プラットフォーム事業者が協力先と協力する可能性がある場合には、どのような協力先¹⁷³とどのような

¹⁷³ 個社名を記載する場合もあれば、協力先の属性や条件を記載する場合、プラットフォーム事業者の判断に委ねる場合等がある。

協力¹⁷⁴を行い得るのかについて、利用範囲の条項において明確化することが望ましい。

また、前記第 6-3-(3)-①記載のとおり、提供データの種類や領域等に応じてデータ利用者を調整する旨の規定等を、利用範囲の条項に置く場合もある。

ほかにも、たとえば、広く提供データの共用・活用を認めるプラットフォームの場合には、「データ利用者は、利用データについて、自己もしくは第三者をして加工もしくは分析し、第三者に対して利用許諾もしくは譲渡し、または第三者との間で共同利用をすることができる」といったように包括的な利用範囲の条項を規定し、当該条項をデータ利用者・プラットフォーム事業者間の利用規約およびデータ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約に定める場合もある。

さらには、明らかに他の事業者の開示しても自社の競争力には直接には影響がないまたは影響が小さいデータを提供データとする場合等には、提供データの共用・活用についてプラットフォーム事業者に一任するような包括的な利用範囲を規定することもある。

このように、利用を許諾する範囲を具体的に規定する場合も、包括的に規定する場合も、いずれの場合においても、利用を許諾する範囲が、データ提供者・プラットフォーム事業者間およびデータ利用者・プラットフォーム事業者間の権利義務や責任関係を画するものとなるため、データ提供者およびデータ利用者において予測可能性を担保し得る内容とすることが求められる。

(2) 提供データに関するデータ提供者の責任（保証／非保証）

① 責任を規定する場合／しない場合

提供データに関して、データ提供者がどのような責任を負うのか、または負わないのかについて利用規約に規定することが考えられる。前記第 4-2-(2)記載のとおり、データの量、内容、粒度、形式等について非保証とする旨を規定する場合もある。

他方、後記②のとおり、一定の場合には、データ提供者に提供データに関する責任を負わせる場合もある。

このように、データ提供者に提供データに関する責任を負わせたり、負わせなかったり、または責任の一部を負わせたりする場合があるところ、客観的にいずれが好ましいというものではなく、どのように責任関係を設計すれば、必要な数、属性のデータ提供者を確保しつつプラットフォームを持続的に運営できるかという事業上の観点を踏まえて、データ提供者の責任範囲を設計することとなる。

なお、データ提供者がデータの正確性について責任を負わない旨の非免責条項を利用規約に規定することは、プラットフォーム型におい

¹⁷⁴ たとえば、「●●分析法に基づいたデータ分析を行い得る」等具体的に定める場合もあれば、「第●条に定める利用範囲内で」等広範に記載する場合もある。

てもあり得るものの、産業データについては、たとえば、時間軸がずれていた、単位変換を誤った、検査をクリアするためにデータが改竄または捏造されていた、といった事態が生ずると、複数の参加者がプラットフォームを通じて当該データを利用することで、予期せぬ損害が生じる可能性もある。データの正確性について保証を求める場合でも、「正確性」にどのような意味を持たせるのかについては、利用規約において詳細に内容を規定した上で、誰が責任をもつのかまたは誰も責任を持たないのかについて明記することが望ましい。

② 違法または不正な手段で得られたデータではないこと

a 包括的な場合

提供データが違法または不正な手段で得られたデータではないことについてデータ提供者に責任を負わせるために、どのような法令なのかということについて詳細に記載せず、包括的にその旨を表明保証させる場合もあれば、逆に、データ提供者が一切当該責任を負わない旨を規定する場合もある。

b 具体的な法令を挙げる場合

他方、どの法令なのかについて詳細に規定する場合としては、たとえば、提供データが営業秘密に該当するときは、データ提供者が当該営業秘密の真の所有者であることを表明保証させたり、営業秘密が複数の者によって保有されている場合には他の所有者からプラットフォームにおいて共用・活用することについて同意を得たこともしくは委任を受けたことを表明保証させる条項を規定することとなる。

また、第三者が保有する営業秘密であるときには、当該第三者からプラットフォームにおいて共用・活用することについて同意を得たこともしくは委任を受けたことを表明保証させる条項を規定することとなる。

その他知的財産権の対象となるデータの場合についても、前記第6-3-(3)-⑦記載のとおり、そもそも、(i) 当該データをプラットフォームに提供する行為が侵害行為となり得るのか、また(ii) プラットフォームを通じた共用・活用行為が侵害行為となり得るのかについて詳細に検討した上、もし、侵害行為が成立し得る場合には、データ提供者から、(ア) 当該データをプラットフォームに提供する行為について当該知的財産権の権利者から同意を得たこと、および(イ) 当該データをプラットフォームを通じて共用・活用する行為について当該知的財産権の権利者から同意を得たことを表明保証させる条項を規定することとなる。

なお、(i) に該当しないことが明らかである場合に、データ提供者に、提供データをプラットフォームに提供することが第三者の知的財産権を侵害しないことを表明保証させる場合も見受けられるが、データ提供者に対する萎縮効果という事実上の効果を与えてしまうものの、法律上の効果は見出し難い。

また、たとえば、提供データに個人情報が含まれる場合には、プラットフォームにおいて共用・活用することについて本人の同意を得たことをデータ提供者に表明保証させる場合もあれば、提供データが非個人情報であることをデータ提供者に表明保証させる場合もある（脚注 161 参照）。

(3) 派生データ等成果物の権利関係

① 定義条項の必要性

まず、何をもって「派生データ」または「成果物」と定義づけるのかについての明確な条項が必要となるところ、前記第 6-3-(3)-③のとおり、プラットフォーム型においては、成果物のうち派生データおよび派生サービスについては、プラットフォーム事業者がデータ利用者に提供することにつき、利用範囲の条項をもって同意を得られていると整理できる。

そこで、別途、派生データ、派生サービスの定義を置かずに、利用データ、利用サービスが成果物であるという関係性について、確認的に記載する場合もある。もちろん、派生サービス、派生データの定義条項を置く場合もある。

いずれにしろ、参加者間において定義に齟齬が生じないように、また、派生データ、派生サービスが利用データ、利用サービスに相当することについての共通認識が持てるよう、留意すべきである。

② 知的財産権等の取扱いについて

前記のとおり、(i) プラットフォーム事業者が派生データ、派生サービスを創出するにあたり生じた知的財産権等と、(ii) データ利用者が利用データ、利用サービスを共用・活用するにおいて生じた知的財産権等とに分けて整理することに留意すべきである。

なお、その他の参加者、たとえば、協力先における提供データの分析行為により生じた知的財産権等については、一義的には、プラットフォーム事業者・協力先において取扱いを定めるものであるものの、プラットフォーム事業者・協力先における取扱いをデータ提供者／データ利用者・プラットフォーム事業者間の利用規約において確認的に規定する場合もある。

③ データ利用者において生じたその他の成果物について

たとえば、データの共用・活用を促進するため、データ利用者による利用データまたは利用サービスの利用行為により生じた成果物は全てデータ利用者が保有するものである旨を規定する場合もあれば、データ提供者にデータ提供を促すため、データ利用者が利用データを共用・活用した結果生じたアプリケーションやサービスについては、データ提供者に利用させる機会を設けなければならない旨の規定を置く場合もある。

④ 成果物に関する利益の分配について

利益の分配については、(i) プラットフォーム事業者が派生データ、派生サービスの提供により得る利益、(ii) プラットフォーム事業者が派生データ、派生サービスを創出するにあたり生じた知的財産権等の実施により得る利益、(iii) データ利用者において利用データ、利用サービスを共用・活用するにあたり生じた成果物（知的財産権等またはアプリケーション等）の利用により得る利益、のように種類を分けて整理する必要がある。その上で、(i) ないし (iii) について、利益分配をどのような設計とするかについては、プラットフォームごとに異なる。

前記第 6-3-(3)-④記載のとおり、当該利益への提供データの貢献の程度（寄与度）や、当該利益を分配すべき者の範囲を算定し難いことを踏まえて、利益分配をしない場合もある。

また、データ提供者の参加を促すために、「利益」を算定し難いとしても、(iii) の場合について、データ利用者がデータを共用・活用した結果生じたアプリケーションやサービスを当該データ提供者に第三者よりも低額で利用させる機会を設けなければならない旨を規定する等して、できるだけ利益分配に近い設計とする場合もある。

(4) 監査および苦情・紛争処理

プラットフォームの事業運営に対する信頼性を維持するために、データ提供者およびデータ利用者が利用規約に基づいたデータ提供行為または利用データ、利用サービスの利用行為を行っているかについて確認すべく、プラットフォーム事業者がデータ提供者およびデータ利用者に対して定期的または不定期に書面による報告を求めたり、または、一定の書面の開示を求めたり、場合によっては、プラットフォーム事業者によるデータ提供者またはデータ利用者への実地監査権を利用規約に規定する場合もある¹⁷⁵。

また逆に、データ提供者またはデータ利用者がプラットフォーム事業者に対する監査権を有する旨規定する場合もある。

実地監査についても、データ契約以外の契約における実地監査のように、どれくらいの予告期間を設けるのか、また、プラットフォーム事業者がデータ提供者またはデータ利用者である法人の敷地内に立ち入るのか、イベントログを閲覧するのか、サーバにアクセスするのか等、様々な態様があり得る。

また、プラットフォームの運営に対する信頼性を維持する観点として、データ提供者およびデータ利用者のための苦情申出先や、データ提供者およびデータ利用者間で紛争が生じた場合の解決手順等をあらかじめ利

¹⁷⁵ 技術的に可能であれば、監査という古典的な方法を取るのではなく、提供データの追跡結果（トレース結果）をプラットフォーム事業者がデータ提供者に開示して、自社が提供したデータが利用目的に沿って共用・活用されているかについて情報提供する場合もあり得る。

もっとも、技術的な追跡により共用・活用結果をデータ提供者に情報提供する場合、自社が某データないしこれに基づく利用サービスを共用・活用したことを当該データのデータ提供者に知られたくないというデータ利用者の要請とバランスを取ることが求められるであろう。

用規約に規定する場合もある。

なお、第三者による苦情申出（たとえば、自社に関するデータが同意なく第三者によりプラットフォームに提供されており、直ちに提供を止めたい等）に関する対応方針をあらかじめ利用規約に規定する場合もある。

(5) プラットフォーム事業者の義務・責任（責任限定）

① プラットフォーム事業者の義務

a 提供データ、利用データおよび利用サービスの保管におけるサイバーセキュリティに関する義務

プラットフォーム事業者は、提供データを収集・保管する立場にあるため、大量に収集する提供データの内容や質を網羅的に確認する義務を負う（たとえば、提供データが第三者の権利を侵害していないことを調査した上で利用データとして提供する義務を負う等）ことは難しい面があるものの、大量また多様な提供データを収集し、保管する事業を行っている以上、一定程度のサイバーセキュリティ対策を行うことが要求され、提供データ、利用データおよび利用サービスの安全管理に関する義務を負わせるのが適切な場合も多いと考えられる。

あわせて、前記第 6-3-(5)-②記載のとおり、完全なサイバーセキュリティ対策を求めることはできないため、サイバーセキュリティ対策について一定の範囲で責任を限定する旨を利用規約に規定する場合もある。

b 保管義務、消去義務

プラットフォーム事業者について提供データ等の保管義務（一定期間保管する義務）または消去義務（一定の条件により消去する義務）を規定する場合もある。

たとえば、データ利用者は、ある利用データについて過去どれくらいまで遡って保管されているのか（どれくらいの期間分の利用データの提供を受けられるのか）といったことについて関心を有することが想定されるため、利用データについてどれくらいの期間保管するかを義務付ける場合がある。また、データ提供者は、提供した提供データについてどのような場合に消去されるか関心を有することが想定されるため、どのような条件によりプラットフォーム事業者が提供データを消去するのかを義務付ける場合がある。

c プラットフォームへのアクセス等に関する義務

プラットフォームは、何時でもアクセスできること、すなわち、何時でも提供データを提供することができ、何時でも利用データまたは利用サービスの提供を受けられることが要請される。

他方で、通信障害や天変地異、プラットフォーム事業者または協力先従業員のストライキ、裁判所や行政庁による業務停止命令等の不可抗力によって、このような提供義務を果たせないこともあるため、どのような場合にプラットフォーム事業者が利用データまたは利用

サービスの提供義務を免れるかについての責任の限定についても利用規約に定めておくことが望ましい。

d 秘密保持義務

提供データが営業秘密に該当しない場合であっても、たとえば、データ事業者が当該プラットフォームにデータを提供していることや、データ利用者が当該プラットフォームを通じてデータの共用・活用を行っていることを口外しないで欲しいといった要請があり得るため、秘密保持義務を利用規約に規定する場合がある。

また、利用規約の内容が、データ提供者およびデータ利用者以外の者に開示されることを望まない場合は、プラットフォーム事業者がデータ提供者およびデータ利用者に対して利用規約の内容に関して秘密保持義務を課す場合もある¹⁷⁶。

提供データが営業秘密に該当する場合については、プラットフォーム事業者が提供データを秘密として管理する義務のみならず、プラットフォーム事業者がデータ利用者に対して秘密保持義務を課して提供データを開示・提供する義務も課す旨を利用規約に規定することとなる（第6-3-(3)-⑤参照）。

e 情報開示義務

一般的に、信用を得る・増やすためには情報開示が効果的といわれることから、プラットフォーム事業者としては、プラットフォームにおけるデータの共用・活用の状況やサイバーセキュリティ対策の実施状況等を定期的にデータ提供者およびデータ利用者（加えて、データ提供者またはデータ利用者となることを希望する者）に開示することも考えられる。

f 独占禁止法の遵守

なお、プラットフォームを運営するにあたっては、データ提供者の範囲や取り扱うデータの性質によっては、参加者の選定や参加者との契約内容および運用に関して、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法（優越的地位の濫用、拘束条件付取引、排他条件付取引等）等の独占禁止法違反とならないよう、留意が必要である。利用規約に、プラットフォーム事業者は独占禁止法を遵守するといった抽象的な規定を置く必要があるとはいえないが、そのような規定の有無に関わらず、独占禁止法は公法として遵守が求められる。

独占禁止法上の規制の詳細は前掲注 33「データと競争政策に関する検討会報告書」を参照されたい。

② プラットフォーム事業者の責任（責任限定）

a データ提供者に対する提供データの取扱いに関する責任

¹⁷⁶ 利用規約内容の秘密保持義務をデータ提供者またはデータ利用者に課す場合、プラットフォーム事業者の行為が独占禁止法違反に当たる可能性があるときに、利用規約の内容を開示して競争当局や規制当局に相談や通報をすることも制約されてしまうかのような印象や萎縮効果をデータ提供者またはデータ利用者に与え得るため、留意が必要である。

プラットフォーム事業者としては、(i) データ提供者と利用規約をもって合意した利用範囲の中で利用データ、利用サービスを創出する責任、および(ii) データ提供者と利用規約をもって合意した利用範囲の中で提供データの種類の応じて一定の範囲のデータ利用者に利用データ、利用サービスを提供する義務を負うと解されるから、提供データの取扱いについてこのような責任を負う旨をデータ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約において規定する場合もある。

この点、プラットフォーム事業者が提供データの取扱いについて何ら責任を負わないとすると、データを提供しようとする者が現れることが期待できない一方で、全てについて責任を負うことも費用の観点から難しいため、一定の範囲で責任を限定する規定をデータ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約に置く場合が多いものといえる。

また、個人情報が含まれる提供データの場合には、プラットフォーム事業者は、安全管理措置を講じなければならない(個人情報保護法 20 条)。

b 共用・活用行為に関する責任

前記第 6-3-(1)-①記載のとおり、他のデータ提供者またはデータ利用者が利用規約に違反した場合に当該者への責任を追及し得るよう、利用規約違反時に損害賠償その他の制裁を発動することをプラットフォーム事業者に対して請求できる権利がある旨(データ利用者の債務不履行責任を追及することをプラットフォーム事業者に対して請求できる旨等)を利用規約に定める場合がある。

なお、そのような旨が利用規約に定められない場合であっても、プラットフォーム事業者が、プラットフォーム事業者・データ利用者間の利用規約違反を問わないこと(不作為)が、プラットフォーム事業者・データ提供者間における債務不履行を構成すると解釈することができる場合もある。

また、第三者からデータ利用者に対して、プラットフォームを通じて取得したデータの利用停止の請求がなされた場合に、プラットフォーム事業者が一定の責任を負う旨または何らの責任を負わない旨を規定する場合もある。

c プラットフォーム事業者の責任限定

プラットフォーム事業者の責任を限定しようとする場合、プラットフォーム事業者が負う損害賠償額の上限規定を定めることがある。

もともと、後記第 6-4-(6)記載のとおり、利用料を徴収しているデータ利用者との間では、利用料を基にした損害賠償額の算定式をあらかじめ規定することができるが、データ提供者との間では、料金を徴収して提供データの提供を受ける場合は想定し辛く、どのような算定式により損害賠償額を一定額に限定する旨を規定するかについ

て検討を要する。

(6) データ提供者・データ利用者の義務・責任（責任限定）

① データ提供者およびデータ利用者の義務

データ提供者に対して、提供データを一定期間提供することや、一定量提供する義務を課したり、データ利用者に対して、利用データを第三者に対して有償で譲渡することを禁止する義務を課したりする場合がある。

その他、データ提供者およびデータ利用者の双方に対して、プラットフォームに対して不正アクセスを行わない、プラットフォーム事業者のプラットフォーム運営を妨害しない等の禁止行為を規定する場合もある。

また、データ提供者に対して、個人情報が含まれる提供データの場合にプラットフォームを通じた共同利用や第三者提供について法令に基づく必要な措置をとる義務を課す旨を規定したり、個人情報から匿名加工情報を作成した場合は識別行為を禁止する等、法律上求められる義務を規定する場合もある。

② データ提供者およびデータ利用者の責任（責任限定）

営業秘密を含むデータが提供される場合に、データ提供者に対して、第三者の営業秘密を侵害していないことについて責任を負わせたり、提供データが画像データである場合に、データ提供者に対して、第三者の著作権を侵害していないことについての責任を負わせない（責任限定）といった規定があり得る。

特に、データ提供者に対する責任については、正確性、完全性および有効性について責任を負わせたり、逆に責任を限定するため非保証とする旨を規定したりする場合がある。

また、責任限定については、前記第 6-4-(5)-②-b 記載のとおり、損害賠償額を一定額に限定する旨を規定する場合もある。この点、データ利用者については、利用料を支払って利用データないし利用サービスの提供を受けている場合が多いと考えられるため、あらかじめ利用料に基づいて損害賠償額を算定し利用規約に記載し得るが、データ提供者については、料金を支払って提供データを提供する場合は別として、どのような算定式により損害賠償額を一定額に限定する旨を規定するかについて検討を要する。

(7) 利用規約違反時の制裁措置

プラットフォームの運営に対する信頼性を維持するために、データ提供者、データ利用者またはプラットフォーム事業者が利用規約に違反したときの制裁措置を規定する場合もある¹⁷⁷。

利用規約違反時の制裁措置を規定する場合には、その前提として、利用

¹⁷⁷ プラットフォーム事業者としては、制裁措置を発動するにあたって、独占禁止法違反としないよう留意する必要がある（前掲注 33「データと競争政策に関する検討会報告書」の「2 収集されたデータへのアクセスに関する行為」参照）。

規約違反行為をどのようにして認定するかについての手続規定を置くことも考えられる。

(8) 脱退時・終了時における提供データや成果物の取扱い

① 脱退・終了の影響が及ぶ範囲

データ提供者またはデータ利用者がプラットフォーム事業から脱退した場合、当該者が提供したデータまたは共用・活用した結果生じた成果物等をどのように扱うかという問題が生じ得る。

また、データ提供者の脱退に関わらず、データ提供者がプラットフォームへのデータ提供を止めた場合に、プラットフォーム事業者が当該提供データを加工・分析してデータ利用者に提供しているデータやアプリケーション、サービスの提供についても、またデータ利用者が当該提供データを共用・活用することについても終了とすべきかという問題が生じ得る。

仮に、脱退時や終了時に提供データの共用・活用について遡及的無効¹⁷⁸とする設計を採用してしまうと、すでに提供データを共用・活用しているデータ利用者およびその他参加者の取引の安全が害されることが懸念される。

このため、たとえば、データ提供者がプラットフォームへのデータ提供を止めた場合であっても、当該提供データをデータ利用者が共用・活用して得た成果物等には何ら影響を及ぼさない旨を規定しておくことも考えられる。

脱退時・終了時と同時にまたは直ちに、当該データ提供者の提供データの共用・活用を停止する場合もあれば、一定期間経過後に共用・活用を停止とする場合もある。

また、遡及的無効または将来的無効のいずれを採用する場合であっても、プラットフォーム事業者等における提供データ等の消去義務¹⁷⁹を定める場合がある。このとき、終了事由（契約期間満了、合意解約またはプラットフォーム事業者による解除等）により、消去義務の生ずる時期や範囲を異なる取扱いとする場合もある。

② データの返還請求について

プラットフォーム事業からの脱退時や終了時に、データ提供者がプ

¹⁷⁸ 遡及的無効とは、契約締結当初に遡って効力を失わせることをいい、将来的無効とは、ある時点から将来に向かって契約の効力を失わせることをいう。遡及的無効の場合は、契約締結時から遡及的無効とすることとなった時点までの間において、契約関係に基づいて生じたあらゆる権利・義務関係を契約締結時どおりに元に戻す必要が生ずる。

¹⁷⁹ プラットフォーム事業者等が負う提供データの消去義務も、提供データを提供したことにより当然に生ずるものではないため、消去請求権が認められるときは、その旨、利用規約に記載することが望ましい。また、消去義務を負う者の範囲についても明確化することが望ましい。なお、プラットフォーム事業者等のサーバの中身を点検することによって消去を確認することは通常困難であるから、消去したことの証明書を提出させる場合もある。

プラットフォーム事業者に対して提供データの全部または一部の返還を求める可能性が考えられる。

この点、前記第 3-1 記載のとおり、データは所有権の客体とはなり得ないため、所有権に基づいて返還請求権が当然に生じるのとは異なり、データの返還請求権は当然には生じないと考えられるので、必要であれば利用規約において、データ提供者またはプラットフォーム事業者がデータの返還請求権を認めるか否かについて定めておく必要がある。

③ データポータビリティについて

データポータビリティとは、主としてパーソナルデータについて、当該本人がプラットフォームに対して、提供したデータを他のプラットフォームにおいても利用できるフォーマットで返還することを請求したり、他のプラットフォームに直接、自己が提供したデータを移転するよう請求したりする権利のことをいう¹⁸⁰。今後、パーソナルデータ以外の産業データについても、同様の権利が主張される可能性が考えられるため、特にデータ提供者の中に海外の事業者が含まれる場合は、注意が必要である¹⁸¹。

たとえば、プラットフォーム利用終了時に、データ提供者が、プラットフォーム事業者に対して、自社の提供データを他のプラットフォームにおいても利用できるフォーマットで返還するよう請求したり、他のプラットフォームに直接自社の提供データを移転するよう請求したりする可能性があり得る。

そこで、技術的な観点からの対応可能性について検討することもさることながら、規約上も、このような返還・移転請求に対応する旨の文言を規定するのか、または、対応しない旨の規定を設けるのかを検討をすることが必要となる場合も考えられる。

¹⁸⁰ EU 一般データ保護規則（GDPR）20 条 1 項がデータポータビリティの権利を定めており、同項は、「データ主体は、データ管理者に提供したパーソナルデータを、構造化された、通常用いられる機械判読可能な形式で受け取る権利を有し、また、当該データを、妨害されることなくデータ管理者から他のデータ管理者に移転する権利を有する」と規定する（未来投資会議構造改革徹底推進会合「第四次産業革命」会合、「説明資料（データ利活用ビジネスの本格展開）」、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/suishinkaigo2018/revolution/dail/siryou4.pdf>、（2018 年 11 月））。

なお、「データ管理者（controller）」とは、「単独または共同で個人データの処理の目的と手段を決定する」者をいう（日本貿易振興機構（ジェトロ）ブリュッセル事務所海外調査部欧州ロシア CIS 課、「「EU 一般データ保護規則（GDPR）に関わる実務ハンドブック（入門編）」」、https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/dcfcebc8265a8943/20160084.pdf、（2016 年 11 月））。

¹⁸¹ 欧州委員会では、「非個人データの EU 域内自由流通のための枠組」規則案が公表されている（European Commission - Press release, 'State of the Union 2017: A framework for the free flow of non-personal data in the EU', 2017.9.19., http://europa.eu/rapid/press-release_IP-17-3190_en.htm および European Commission, 'Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on a framework for the free flow of non-personal data in the European Union', 2017.9.13., <http://ec.europa.eu/transparency/regdoc/rep/1/2017/EN/COM-2017-495-F1-EN-MAIN-PART-1.PDF> 参照）。

第7 主な契約条項例

1 データ提供型契約のモデル契約書案

●●株式会社（以下「甲」という）および●●株式会社（以下「乙」という）は、甲から乙への●●データの提供に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条 （定義）

本契約において、次に掲げる語は次の定義による。

- ① 「提供データ」とは、本契約に基づき、甲が乙に対し提供する、甲が利用権限を有するデータであって、別紙に詳細を定めるものをいう。ただし、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報は含まない。
- ② 「本目的」とは、乙が、●●することをいう。
- ③ 「派生データ」とは、乙が、提供データを加工、編集、分析、統合等することによって新たに生じたデータをいう。

<ポイント>

- ・ 「提供データ」を定義する。
- ・ 提供データの対象、項目、件数等の提供データの詳細の特定が必要である。提供データの詳細等は別紙を用いて特定する。
- ・ 契約目的（データを提供する目的）を特定する。
- ・ 「派生データ」等解釈に幅のある概念を定義する。

<解説>

- 1 データ提供契約において、取引の対象となる提供データの対象、項目、件数等の提供データの詳細を明確に契約で定めることが重要である。取引の対象となる提供データの詳細が明確に定められていなければ、データ受領者は想定していたデータとは異なるデータの提供しか受けられず、提供データを利用したビジネスを実現できず、契約目的（データを提供する目的）を達成できないことがあり得る。また、取引の対象となる提供データの詳細が明確に定められていないと、データ受領者が負う秘密保持義務の範囲や、より慎重な提供データの管理を求められる範囲が不明確となってしまう。そのため、取引の対象となる提供データの内容等を明確に契約で定める必要がある。
- 2 取引の対象となる提供データの詳細を契約書で定める際には、その提供データがどのような内容のものであるかが契約当事者双方にとって明確でなければならないので、たとえば、データの対象（提供データの概要）、データの項目、量、粒度、更新頻度等を定めておくことが推奨される。

本条項例では、提供データに個人情報を含まないとしているが、個人情報が含まれる場合は、少なくとも以下のような規定を設けることが望ましい。

- 1 甲は、本目的の遂行に際して、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報法」という）に定める個人情報または匿名加工情報（以下「個人情報等」という）を含んだ提供データを乙に提供する場合には、事前にその旨を明示する。
- 2 本目的の遂行に際して、甲が個人情報等を含んだ提供データを乙に提供

する場合には、その生成、取得および提供等について、個人情報法に定められている手続を履践していることを保証するものとする。

- 3 乙は、第1項にしたがって提供データが提供される場合には、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。

第2条 (提供データの提供方法)

甲は、本契約の期間中、乙に対して別紙に定める仕様のデータを、別紙に定める提供方法で提供する。ただし、甲は、データ提供の●日前までに乙に通知することで別紙の仕様および提供方法を変更することができる。

<ポイント>

- ・ 提供データの提供形式（紙、電子ファイル、電子ファイルのときはファイル形式）
- ・ 提供データの提供手段（電子メールで送付、サーバからのダウンロード、サーバへのアクセス権の付与）
- ・ 提供データの提供頻度

<解説>

- 1 スムーズかつ安定的なデータの提供のために、あらかじめ提供データの提供方法について合意し、その合意されたデータの提供方法に基づいて提供データが提供されることが望ましい。そのためには、たとえば、提供データの提供形式（紙、電子ファイル、電子ファイルのときはファイル形式）、提供データの提供手段（電子メールで送付、サーバからのダウンロード、サーバへのアクセス権の付与）等を定めておくことが推奨される。また、継続的にデータが提供されるような場合は、提供データの提供頻度（「毎月」、「●ヶ月に1回」等）についてもあらかじめ合意をしておくことが望ましい。
- 2 事情の変動に伴って提供データの提供方法（提供形式、提供手段、提供頻度）を変更する必要があることもあり得るので、データ提供者からデータ受領者に対する事前の通知を発することで提供データの提供方法の変更が認められるようにしておくことも考えられる。

第3条 (提供データの利用許諾)

- 1 甲は、乙に対して、提供データを本契約の有効期間中、本目的の範囲内でのみ利用することを許諾する。
- 2 乙は、本契約で明示的に規定されるものを除き、提供データについて開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および提供の停止を行うことのできる権限を有しない。
- 3 乙は、甲の書面による事前の承諾のない限り、本目的以外の目的で提供データを改変、加工、分析その他の利用をしてはならず、提供データを第三者（乙が法人である場合、その子会社、関連会社も第三者に含まれる。）に開示、提供、漏えいしてはならない。
- 4 提供データに関する知的財産権（データベースの著作物に関する権利を含むが、これに限らない）は、甲に帰属する。ただし、提供データのうち、第三者に知的財産権が帰属するものはこの限りではない。

<ポイント>

- ・ データ提供の法形式（利用許諾、譲渡、共同利用）を定める。
- ・ 第三者提供等の禁止
- ・ 目的外利用の禁止
- ・ 提供データの本目的以外の目的での改変、加工、分析等の禁止
- ・ 提供データに関する知的財産権の帰属

<解説>

- 1 提供データの提供にあたっては、データ提供の法形式を明らかにする必要がある。上記の条項例は、提供データの利用許諾の場合である。データ提供の法形式が①提供データの譲渡の場合、②提供データの共同利用の場合の条項例については下記に示した。なお、①提供データの譲渡の場合、データ提供者は、提供データの利用をコントロールできる地位を含む提供データに関する一切の権限を失うことになり、提供データのデータ受領者の利用態様について制限を設けることができないことになるので、目的外利用禁止や第三者提供禁止を規定していない。
- 2 提供データの利用許諾の場合において、データ受領者が提供データを独占的に利用したいという要請があるときは、本条第 1 項を「独占的に利用することを許諾する」と規定することができる。この場合、データ提供者自身による提供データの利用も禁止するか否かを明記しておくことが望ましい。
- 3 本条第 3 項において、提供データの目的外利用禁止を規定している。目的外利用禁止を定めることで、データ提供者の意に反する提供データの利用を防止することができる。なお、「開示、提供、漏えい」が禁止される「第三者」の範囲については、子会社・関連会社等が含まれるか否かを契約上明確化しておくことが望ましい。
- 4 現在改正が検討されている不正競争防止法において、「限定提供データ」に該当すれば当該データの不正取得・使用等に対して、損害賠償請求、差止請求、損害賠償額の推定規定等の民事上の救済が受けられるようになる。この「限定提供データ」にあたるためには、「限定的な外部提供性」の要件を充足する必要がある、秘密として管理され、保有者内での利用又は例外的に秘密保持契約を結んだ限定的な者に開示される「営業秘密」とは異なり、データ提供者が、外部の者からの求めに応じて、特定の者に対し選択的に提供することを予定しているデータであることが必要となる。したがって、データ提供契約に基づいて提供した提供データを「限定提供データ」として保護するためには、データ提供契約の中で第三者提供を禁止する条項を入れておくことが求められる。
- 5 本条第 4 項では、提供データが、データベースの著作権、営業秘密、意匠権といった知的財産権の対象となることがあり得るが、提供データの利用許諾に伴い、知的財産権の帰属が変更されないことを確認している。

【①提供データの譲渡の場合】

甲は、乙に対して、提供データに関する一切の権限（著作権法 27 条および同法 28 条の権利を含むがこれに限られない）を譲渡する。

【②提供データの共同利用（相互の利用許諾）の場合】

- 1 甲は、乙に対して、甲が保持するデータ（以下「甲データ」という。）を本契約の有効期間中、本目的の範囲内でのみ利用することを許諾し、乙は、甲に対して、乙が保持するデータ（以下「乙データ」という）を本契約の有効期間中、本目的の範囲内でのみ利用することを許諾する。
- 2 甲および乙は、相手方の書面による事前の承諾のない限り、相手方が利用権限を有するデータを第三者に開示、提供、漏えいし、本目的以外の目的で利用してはならない。

第4条 （対価・支払条件）（※従量課金の場合）

- 1 乙は、提供データの利用許諾に対する対価として、甲に対し、別紙の1単位あたり月額●円を支払うものとする。
- 2 甲は、毎月月末に乙が利用している単位数を集計し、その単位数に応じた利用許諾の対価を翌月●日までに乙に書面で通知する。
- 3 乙は、本契約期間中、第1項に定める金額に消費税額および地方消費税額を加算した金額を、前項の通知を受領した日が属する月の末日までに甲が指定する銀行口座に振込送金の方法によって支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

<ポイント>

- ・ 提供データの対価の金額あるいはその算定方法
- ・ 提供データの対価の支払方法

<解説>

- 1 データ提供の対価の金額あるいはその算定方法として、①従量課金の場合、②固定料金の場合、③売上げの配分の場合が代表例として挙げられる。
- 2 上記で条項例を示した①従量課金の場合、対価算定の基礎となる単位を契約で定めておくことが望ましい。とりわけ、継続的にデータが提供されることが予定されている契約の場合、単位数に応じて提供データの対価を決める方式が簡便である。単位数としては、データの数量、データの容量、アカウント数、ソフトウェアのライセンスの数、APIのコール数等がある。従量課金の場合、データ受領者からすると対価算出の根拠となる数値が不明確になるため、上記の条項例では、第2項においてデータ受領者が利用している単位数をデータ提供者が書面で通知することで対価算出の根拠が明確になるようにしている。
- 3 ②固定料金の場合の条項例は下記のとおりであるが、毎月一定額を支払うような場合は、月の途中で契約を締結することもあり得るため、対価の日割り計算に関する規定を入れることも必要に応じて検討することもあり得る。
- 4 ③売上げの配分の場合は、データ受領者がデータを利用して行った事業によって得られた売上げに応じて、データ提供者に支払う提供データの対価が変動する場合である。この場合、まずは、提供データの対価の算定の基礎となる「事業」の範囲を明確にする必要がある。次に、提供データの対価の算定の客観性を担保する必要があるため、対価の支払いの際に、算定の根拠資料の提出をデータ受領者に要請することがある。そして、データ提供者側で当該根拠資料の内容に疑義が生じた場合にデータ受領者に対する当該根拠資料の閲覧・検査ができるようにしておくことも重要である。

【固定料金の場合】

- 1 乙は、提供データの利用許諾に対する対価として、毎月月末までに月額●●円を甲が指定する銀行口座に振込送金の方法によって支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。
- 2 前項の提供データの利用許諾に対する対価の計算は、月の初日から末日までを1月分として計算し、乙による提供データの利用可能な期間が月の一部であった場合、対価は利用した期間の日割り計算によるものとする。

【売上の配分の場合】

- 1 乙は、本契約の有効期間中、各計算期間（4月1日～翌年3月31日とする。）における●●によって生じた売上金額その他甲の指定する事項に関する報告書を作成し、当該計算期間終了後15日以内に甲に対して提出しなければならない。
- 2 乙は、●●によって生じた売上金額の●●%を、提供データの利用許諾に対する対価として、第1項に定めた報告書を提出した日の翌月末までに、甲が指定する銀行口座に振込送金の方法によって支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。
- 3 乙は、第1項にいう報告書に記載する事項に関しては適正な帳簿を備えるものとし、これを本契約の有効期間中、保存・保管するものとする。甲またはその代理人は必要に応じて当該帳簿を閲覧および検査することができる。
- 4 甲は、前項における帳簿の閲覧および検査により知り得た乙の機密事項は第三者に開示・漏えいしてはならない。また、甲およびその代理人は、前項以外のいかなる目的・用途に帳簿の閲覧および検査により知り得た乙の機密事項を利用してはならない。

<解説>

「●●によって生じた売上金額」は外延が明確になるようにケースに応じて規定することが必要である。その際には、提供データを利用したサービスによって生じた売上金額のみに限り、派生データを利用したサービスによって生じた売上金額を除くか、派生データを利用したサービスによって生じた売上金額も含めるか、ここでいう「サービス」の内容・範囲をどのように特定するのかといった視点が必要になる。

第5条 （提供データの非保証）

- 1 甲は、提供データが、適法かつ適切な方法によって取得されたものであることを表明し、保証する。
- 2 甲は、提供データの正確性、完全性、安全性、有効性（本目的への適合性）、提供データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証しない。

<ポイント>

- ・ 提供データに関する第三者の権利の非侵害の保証／非保証
- ・ 提供データの正確性・完全性についての保証／非保証

- ・ 提供データの安全性（提供データがウイルスに感染していないか等）についての保証／非保証
- ・ 提供データの有効性（本目的への適合性）についての保証／非保証
- ・ 提供データに関する第三者の知的財産権等の非侵害の保証／非保証

<解説>

- 1 ポイントで示した提供データの品質はトラブルになりやすいため、データの品質について、データ提供者が保証するのか、保証しないのかを明確に契約書で定めることが望ましい。
- 2 提供データが適法かつ適切な方法により取得されたことをデータ提供者が表明保証する契約条項例を示しているが、この表明保証を「甲の知る限り」と限定することも可能である。
- 3 提供データの正確性、完全性、有効性等について、データ提供者の努力義務として定めることもあり得るが、努力義務だからといって債務不履行責任が発生しないわけではなく、提供データの正確性、完全性、有効性等に疑義が生じている中で漫然と提供したように、これらの提供データの品質を高めるための努力をしなかったような場合は債務不履行責任が生じ得るので注意が必要である。上記の契約条項例では、提供データの品質について保証責任を負わない内容になっているが、提供データの性質・内容、契約目的、契約当事者の関係等を考慮して提供データの品質の全部または一部についてデータ提供者が保証責任を負うこともあり得る。
- 4 提供データの正確性、完全性、有効性等について、データ提供者が保証しないことを契約で定めた場合であっても、データ提供者が損害を加えることを目的として、故意または重大な過失により品質に問題があるデータを提供した場合にまで、データ提供者が責任を免れることはできないと考えられるため、その点を但書で規定することも検討に値する。
- 5 なお、データ提供者がデータの品質に関する事項の全部または一部を表明保証する場合、保証責任の範囲（データ提供者が損害賠償義務を負う範囲）を一定金額（たとえば、データ受領者から受け取った対価）を上限とする規定を設ける場合もある。ただし、このような規定を設けていても、データ提供者が提供データの品質に問題があることにつき悪意または重過失の場合、データ提供者の保証責任の範囲を限定する規定は無効となり、データ提供者は、提供データの品質の問題と相当因果関係のあるデータ受領者に生じた損害について賠償責任を負うことには注意が必要である。

第6条 （責任の制限等）

- 1 甲は、乙による提供データの利用に関連する、または提供データの乙の利用に基づき生じた発明、考案、創作および営業秘密等に関する知的財産権の乙による利用に関連する一切の請求、損失、損害または費用（合理的な弁護士費用を含み、特許権侵害、意匠権侵害、その他これらに類する侵害を含むがこれに限らない。）に関し責任を負わない。
- 2 乙は、提供データの利用に起因または関連して第三者との間で紛争、クレームまたは請求（以下「紛争等」という。）が生じた場合には、直ちに甲に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任および費用負担において、当該紛争等を解決する。甲は、当該紛争等に合理的な範囲で協力する

ものとする。

- 3 乙は、前項に定める紛争等に起因または関連して甲が損害、損失または費用（合理的な弁護士費用を含み、以下「損害等」という。）を被った場合（ただし、当該紛争等が甲の帰責事由に基づく場合を除く。）、甲に対して、当該損害等を補償する。

<ポイント>

- ・ 提供データに関連して生じた紛争等の対応責任

<解説>

- 1 本条第1項および第2項において、乙による提供データの利用に関連する、または提供データの乙の利用に基づき生じた発明、考案、創作、営業秘密等に関する知的財産権の乙による利用に関連する紛争等について、原則としてデータ受領者の費用と責任で解決することを規定している。また、第3項において提供データに起因または関連して生じた紛争においてデータ提供者に損害が生じた場合、データ受領者がデータ提供者の損害を補償する義務を規定している。
- 2 別の規定方法としては、提供データの利用に関連して生じた紛争等について、本契約に違反しない態様の利用の場合はデータ提供者が責任を負うという方法である。この規定方法の具体的内容は下記のとおりである。なお、この下記の条項の第1項に関して、データ提供者が損害賠償等の責任を負う範囲を、第3条に基づき受け取った対価を上限とすることもできる。

【対応責任をデータ提供者が原則負う場合】

- 1 乙による提供データの利用（本契約に違反しない態様での利用に限る）に起因または関連して第三者との間で紛争、クレームまたは請求（以下「紛争等」という。）が生じた場合、甲の費用と責任で解決するものとする。また、当該紛争等に起因または関連して乙が損害、損失または費用（合理的な弁護士費用を含み、以下「損害等」という。）を被った場合、甲は損害等を負担するものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、乙は、本契約に違反する態様での提供データの利用に起因もしくは関連して生じた紛争等について、乙の費用と責任で解決するものとする。また、当該紛争等に起因または関連して甲に損害等が発生した場合、乙は当該損害等を負担するものとする。

第7条 （利用状況）

- 1 甲は、乙に対し、乙による提供データの利用が本契約の条件に適合している否か検証するために必要な利用状況の報告を求めることができる。
- 2 甲は、合理的な基準により、前項に基づく報告が提供データの利用状況を検証するのに十分ではないと判断した場合、●営業日前に書面による事前通知をすることを条件に、1年に1回を限度として、乙の営業所において、乙による提供データの利用状況の監査を実施することができるものとする。この場合、甲は、乙の情報セキュリティに関する規程その他の乙が別途定める社内規程を遵守するものとする。
- 3 前項による監査の結果、乙が本契約に違反して提供データを利用してい

たことが発覚した場合、乙は甲に対し監査に要した費用および提供データの利用に係る追加の対価を支払うものとする。

<ポイント>

- ・ 提供データの利用条件の遵守についての報告および監査

<解説>

- 1 データ受領者による提供データの漏えいや目的外利用のおそれ等がある場合に、データ提供者が速やかにデータ受領者の提供データの利用状況を確認することができるようにしておかなければならない。
- 2 その手段として、上記の条項例では、データ提供者がデータ受領者に対して利用状況の報告を求めることができるとし、さらに、その報告では提供データの利用状況を検証できないとデータ提供者が合理的に判断した場合には、データ受領者の提供データの利用状況を監査することができるとしている。そして、監査の結果、データ受領者による本契約違反が発覚した場合には、データ受領者に監査費用や追加の対価の支払いを義務付けている。

第8条 （提供データの管理）

- 1 乙は、提供データを他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理・保管しなければならず、適切な管理手段を用いて、自己の営業秘密と同等以上の管理措置を講ずるものとする。
- 2 甲は、提供データの管理状況について、乙に対していつでも書面による報告を求めることができる。この場合において、提供データの漏えいまたは喪失のおそれがあると甲が判断した場合、甲は、乙に対して提供データの管理方法・保管方法の是正を求めることができる。
- 3 前項の報告または是正の要求がなされた場合、乙は速やかにこれに応じなければならない。

<ポイント>

- ・ データ受領者の提供データの区分管理と善管注意義務
- ・ 提供データの管理状況についての報告要求および提供データの管理方法の是正要求

<解説>

- 1 データ提供者から受領した提供データと、データ受領者自身が保有していた情報とのコンタミネーションを防ぐ必要があるため、受領した提供データと他の情報とを区別して管理・保管することをデータ受領者に義務づけている。なお、改正不正競争防止法において「限定提供データ」に該当するためには、秘密として管理されていないことが要件となるため、「限定提供データ」として提供する場合は、「乙は、提供データを他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理・保管するものとする。」との記載が想定される。
- 2 データ受領者による提供データの管理が契約に沿って適切に行われているかどうかをデータ提供者は外部から知ることはできないため、本条第2項において、データ提供者が、データ受領者に対して、提供データの管理状況について書面で報告を求めることができることを規定している。そして、データ受

領者による提供データの管理状況からして提供データの漏えいまたは喪失のおそれがあるとデータ提供者が判断した際にはデータの管理方法等の是正を求めることができることを規定している。

- 3 第10条では秘密表示のある秘密情報について秘密保持義務の内容を規定しているが、第10条の「秘密情報」から「提供データ」は除外されており、「提供データ」については本条において秘密表示の有無を問わず、データ受領者が適切に管理する義務を負うことになる。
- 4 本契約では、提供データをデータ受領者が第三者に開示または利用させることを想定していないが（第3条第3項も参照）、仮に、提供データをデータ受領者が第三者（許容開示先）に開示または利用することを認める場合、データ受領者は、本契約に定める受領者と同等の義務を当該第三者に課して、その義務を遵守させるものとし、かつ、当該第三者においてその義務の違反があった場合には、データ受領者による義務の違反として、データ提供者に対して直接責任を負うといった規定を設けることが考えられる。
- 5 データ受領者が本条のデータ管理義務や、本契約第3条第3項などに違反したことによって、提供データに含まれるデータ提供者のノウハウ等が流出等してしまった場合、データ提供者はデータ受領者に対して契約違反に基づく損害賠償請求をすることができる。もっとも、ノウハウ等が流出したことによってデータ提供者に生じた損害額の算定が困難であることがあるため、損害賠償額の予定を契約書に規定しておくことが検討に値する。この予定される損害賠償額は、提供データの重要度・規模などを勘案してデータ提供者が管理義務違反等を冒さないための抑止力となる合理的な金額を両当事者の合意に基づき定められることになる。ただし、損害賠償額の予定を契約で規定した場合（「違約金」との表現を用いても、賠償額の予定と推定される（民法420条3項））、損害賠償がその予定額に限定されない旨の合意であることを立証しない限り、予定額を超えた損害額を請求することはできないと解されている。そのため、損害賠償額の予定あるいは違約金を契約で規定する場合には、実際の損害額が予定額を超えた場合には、その超えた部分についても請求できることを規定しておくのが一般的である。

【参考：違約金に関する条項例】

提供データの漏えい、喪失、第三者提供、目的外利用等本契約に違反する乙の提供データの利用により、甲に損害が生じた場合、乙は甲に対して違約金として●円を支払う義務を負う。ただし、甲に生じた損害が上記違約金額を上回る場合には、甲は実際に生じた損害額を立証することで乙に対し当該損害額の賠償を請求することができる。

第9条 （損害軽減義務）

- 1 乙は、提供データの漏えい、喪失、第三者提供、目的外利用等本契約に違反する提供データの利用（以下、「提供データの漏えい等」という）を発見した場合、直ちに甲にその旨を通知しなければならない。
- 2 乙の故意または過失により、提供データの漏えい等が生じた場合、乙は、自己の費用と責任において、提供データの漏えい等の事実の有無を確認し、提供データの漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討しその内容を甲に報告しなければならない。

<ポイント>

- ・ データ受領者が提供データの漏えい等を発見した際の通知義務
- ・ 提供データの漏えい等が生じた場合のデータ受領者の再発防止策等の検討・報告義務

<解説>

提供データの漏えい、喪失、目的外利用等の本契約に違反するデータの利用が生じた場合、速やかに適切な対応をしなければ被害は拡大していく可能性があり、データ提供者もデータ漏えい等の状況を速やかに把握する必要がある。そこで、本条第1項において、データ漏えい等をデータ受領者が発見した際に、直ちにデータ提供者に通知する義務を定め、本条第2項において、データ受領者の費用と責任において、原因調査、再発防止策について検討し、その内容をデータ提供者に報告する義務を定めた。

第10条（秘密保持義務）

- 1 甲および乙は、本契約を通じて知り得た、相手方が開示にあたり、書面・口頭・その他の方法を問わず、秘密情報であることを表明した上で開示した情報（以下「秘密情報」という。ただし、提供データは本条における「秘密情報」には含まれない。）を、本契約の有効期間中および本契約終了後●年間厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、また、秘密情報を本契約に基づく権利の行使または義務の履行以外の目的で利用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたらぬものとする。
 - ① 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - ② 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - ③ 開示の時点で公知の情報
 - ④ 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ⑤ 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
- 3 被開示者は、前項に定める目的のために必要な範囲内に限り、本条第1項に基づく秘密保持義務を遵守させることを前提に、自らの役職員または法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対して秘密情報を開示することができる。
- 4 本条に基づく義務は、本契約が終了した後も●年間存続する。

<ポイント>

- ・ 秘密情報の定義
- ・ 秘密保持義務の内容とその例外
- ・ 秘密保持義務が契約終了後も存続すること

<解説>

本条第1項では、書面に限らず、口頭等によって提供された情報も、秘密情報であることが表明される限りは「秘密情報」としているが、秘密情報の範囲を明確にするために「書面に秘密であることが表示されたもの」とする場合もある。逆に、秘密情報であることを積極的に表明しなくても、広く秘密情報の定義に含める場合もある。

なお、提供データについては、第3条第3項において、データ受領者の第三者に対する開示、提供が禁止され、第8条第1項において、データ受領者が、提供データを他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理・保管すること等が定められているため、提供データについては、本条第1項における秘密表示の有無にかかわらず、データ受領者は適切に管理しなければならない義務を負うことになる。なお、本契約書案では、「秘密情報」の秘密保持義務を負う期間については本条第4項で制限を設けているが、第8条の「提供データ」の管理義務を負う期間については制限がないことになる¹⁸²

第11条（派生データ等の取扱い）

<データ提供者が派生データの利用権限および提供データに基づいて生じた知的財産権を有さない場合>【案1】

- 1 派生データに関しては、当事者間で別途合意した場合を除き、乙のみが一切の利用権限を有する。
- 2 提供データの乙の利用に基づき生じた発明、考案、創作および営業秘密等に関する知的財産権は、乙に帰属する。

<データ受領者だけでなく、データ提供者も、派生データの利用権限および提供データに基づいて生じた知的財産権の利用権限を有する場合>【案2】

- 1 派生データに関して、乙がその利用権限を有し、乙は、甲に対して、●●の範囲において[●●の目的の範囲において]派生データを無償[有償]で利用することを許諾する。
- 2 提供データの乙の利用に基づき生じた発明、考案、創作および営業秘密等に関する知的財産権は、乙に帰属する。ただし、乙は、甲に対し、当該知的財産権について無償[有償]の実施許諾をする。
- 3 派生データ、および前項の提供データの乙の利用に基づき生じた発明等に関する知的財産権の、乙から甲に対する利用許諾の条件の詳細については、甲および乙の間において別途協議の上決定する。
- 4 乙が、派生データを利用して行った事業あるいはサービスによって売上げを得たときには、乙が得た売上金額の●%を甲に対して支払う。その支払条件については甲および乙の間において別途協議の上決定する。

<派生データの利用権限の有無および提供データに基づいて生じた知的財産権の帰属を協議で定める場合>【案3】

¹⁸² 優越的地位にある事業者が課す秘密保持義務が取引の相手方に不当に不利益を与えるものである場合には、独占禁止法上問題となり得る（公正取引委員会競争政策研究センター、「人材と競争政策に関する検討会報告書」、<http://www.jftc.go.jp/cprc/conference/index.files/180215jinzai01.pdf>、（平成30年2月15日））。

派生データの利用権限の有無、ならびに提供データの乙の利用に基づいて生じた発明、考案、創作および営業秘密等に関する知的財産権の帰属については、甲および乙の間において別途協議の上、決定するものとする。

<ポイント>

- ・ 派生データの利用権限の有無
- ・ 提供データのデータ受領者の利用に基づいて生じた知的財産権の帰属
- ・ 提供データのデータ受領者の利用に基づいて生じた知的財産権についての、データ提供者の利用権限
- ・ 派生データおよび提供データのデータ受領者の利用に基づいて生じた知的財産権を利用して得られた利益の分配

<解説>

- 1 派生データの利用権限の有無・配分、提供データのデータ受領者の利用に基づいて生じた知的財産権の帰属は法律上当然には定まらなかったり、一義的に明確とはならないこともあるので、契約においてその点を明らかにしておくことが望ましい。
- 2 派生データについて、【案1】は、データ提供者に派生データの利用を認めない案である。次に、【案2】は、データ提供者に派生データの利用を非独占的に許諾する案である。なお、データ提供者が派生データに関する一切の権利（著作権法 27 条および同法 28 条の権利を含むがこれに限られない）の譲渡を受ける場合や、派生データについて独占的に利用許諾を受ける場合は、独占禁止法における不公正な取引方法に該当する可能性があるので注意が必要である。【案3】は、派生データの利用権限の有無について、契約書では明示せずに別途協議で定めることにしている。
- 3 提供データのデータ受領者の利用に基づいて生じた知的財産権の、データ提供者の利用権限についても、派生データに関して述べたことがあてはまる。
- 4 派生データの利用権限がデータ受領者にある場合、データ受領者は派生データを自由に利用することができることになるため、データ受領者が派生データを利用する行為は、提供データについて課されている目的外利用禁止に反しないことになり得る。データ提供者が派生データの自由な利用を禁止したい場合、契約で派生データの利用について制限を設ける必要がある。
- 5 【案2】の第3項では、派生データを利用してデータ受領者が行った事業あるいはサービスによって売上を得たときにその売上げの一定割合をデータ提供者に分配することを規定している。このような規定を設けることで、データ提供者がデータを提供するメリットが経済的にもより明確になり、データ取引の流通に資する側面もある。

第12条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から●年間とする。ただし、契約の有効期間満了の●ヶ月前までに甲または乙から書面による契約終了の申し出がないときは、本契約と同一の条件でさらに●年間継続するものとし、以後も同様とする。

第13条（不可抗力免責）

本契約の契約期間中において、天災地変、戦争、暴動、内乱、自然災害その他の不可抗力、停電、通信設備の事故、サービスの提供の停止または緊急メンテナンス、法令の制定改廃その他甲および乙の責に帰することができない事由による本契約の全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能については、甲および乙は責任を負わない。

<ポイント>

- ・ 停電、通信設備の事故、サービス提供の停止または緊急メンテナンスも不可抗力として定める。

<解説>

IT系のサービスに影響を与え得る停電、通信設備の事故、サービス提供の停止または緊急メンテナンス等も不可抗力として定めておくことが望ましい。ただし、これに限られるものではなく、サービスの種類に応じて柔軟に不可抗力事由を規定すべきである。

第14条（解除）

（省略）

第15条（契約終了後の措置）

- 1 乙は、本契約の終了後、理由の如何を問わず、提供データを利用してはならず、甲が別途指示する方法で、速やかに受領済みの提供データ（複製物を含む）を全て廃棄または消去しなければならない。
- 2 甲は、乙に対し、データが全て消去されたことを証する書面の提出を求めることができる。

<ポイント>

- ・ 契約終了後の提供データの廃棄・消去
- ・ 提供データの廃棄証明

<解説>

提供データ自体が廃棄・消去されたことをデータ提供者が外部から確認することは困難であるため、データ受領者に対して提供データを消去したことを証明する書類の提出を求めることができることを規定している。

第16条（反社会的勢力の排除）

（省略）

第17条（残存条項）

本契約終了後も、第3条第2項および3項（受領者の義務）、第6条（責任の制限等）、第10条（秘密保持義務）、第11条（派生データ等の取扱い）、第14条（解除）、第15条（契約終了後の措置）、第16条（反社会的勢力の排除）、本条（残存条項）、第18条（権利義務の譲渡の禁止）、第20条（準拠法）、第21条（紛争解決）は有効に存続する。

第 1 8 条（権利義務の譲渡禁止）
（省略）

第 1 9 条（完全合意）
（省略）

第 2 0 条（準拠法）
（省略）

第 2 1 条（紛争解決）
（省略）

別 紙

1 提供データの詳細

(1)対象
・・・に関する・・・のデータ
(2)項目
(3)件数・単位
提供データは、●件を1単位とする。
(4)データの更新頻度
甲は1年に数回の頻度でデータの更新を実施
(5)その他

2 提供データの提供方法

甲は、本契約の有効期間中、（ファイル形式）の電子ファイルを甲のサーバにアップロードし、乙が適宜当該サーバから当該電子ファイルをダウンロードする方法により提供する。

2 データ創出型契約のモデル契約書案

●●株式会社（以下「甲」という）および●●株式会社（以下「乙」という）は、甲および乙が共同して行う事業において創出、取得または収集されるデータに関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条 （定義）

本契約において、次に掲げる用語は次の定義による。

- ① 「本件事業」とは、甲および乙の間で行われる●●をいう。
- ② 「対象データ」とは、本件事業に基づいて、創出、取得または収集されたデータをいう。
- ③ 「加工等」とは、対象データを、加工、編集、分析、統合等することをいい、「派生データ」とは、そのような「加工等」がなされたデータをいう。

<ポイント>

- ・ 本条は契約における用語の定義を定めるものである。

<解説>

- 1 データには明瞭な外縁がないため、対象データの範囲を明確に定めることは一般的に容易ではない。必要に応じて、サンプルデータ等を分かりやすい形式で掲載する等して、可能な限り「対象データ」の範囲を特定することが望ましい。たとえば、対象データを収集する「センサ等」および当該センサ等を設置する「機器等」について別途定義を定め、当該センサ等が当該機器等から取得したデータを対象データとする等と定める方法を取ることが考えられる。
- 2 本条項例では、データの性質によって「対象データ」の範囲を限定することはしていないが、個人情報等の一部データについては、「対象データ」の定義から除外し、異なる規律のもとに置くことも可能である。

第2条 （データの利用権限の配分）

- 1 対象データに対する利用権限の内容は、別紙 A において対象データの種類ごとにそれぞれ定める。

【案1】

- 2 対象データのうち、別紙 A に定めがないものについては、当該対象データの利用、開示、譲渡（利用許諾を含む）および処分を含む当該対象データに係る一切の利用権限は、【甲 or 乙】が有する。

【案2】

- 2 対象データのうち、別紙 A に定めがないものについては、両当事者間で別途合意をした上で、当該対象データの利用権限を定めるものとする。
- 3 甲および乙は、前項および別紙 A により、各当事者に認められた利用権限の範囲を越えて、対象データを利用、開示、譲渡（利用許諾を含む）および処分をすることはできない。

別紙 A 対象データの権限（第 2 条関係）

	データ名	データ項目	対象期間	甲の権限	乙の権限
1	●●	【機器名、センサ名等、データを特定するに足りる情報】	【2018/●/●～2019/●/●】の期間に取得されたもの	【利用目的】 【第三者提供（譲渡または利用許諾）の可否】 【加工等の可否】	【利用目的】 【第三者提供（譲渡または利用許諾）の可否】 【加工等の可否】

<ポイント>

- ・ 対象データの利用権限を定める条項である。
- ・ 個別のデータごとに、機器名やセンサ名およびデータの取得期間等を記載することで、データを特定する。その上で、各データについて、データの取得時期、利用目的、第三者提供の可否および加工等の可否の各点について、甲および乙の利用権限を定める。

<解説>

- 1 利用権限の定め方については、甲のみが利用権限を有するデータ（甲利用データ）、乙のみが利用権限を有するデータ（乙利用データ）、甲および乙が利用権限を有するデータ（甲乙利用データ）等と分類して、各類型ごとに同一の利用権限を設定するという方法も考えられるが、本条項例では、個別のデータごとに利用権限を設定するという方法を採用している。甲のみが権限を有する場合には、「乙の権限」の欄には、「権限なし」等と記載する。
- 2 リアルタイムに継続して発生するデータについては、データが取得される対象期間を明らかにする。終期を定めない場合には、契約終了時点まで等と定めることが考えられる。
- 3 利用目的は、対象データの利用範囲を画するものであり、データの秘密性を確保できるものである必要があるが、他方で、過度に利用目的を狭めることで、データを利用する事業を阻害するものとならないようにしなければならない。具体的には、「本件事業における乙の甲に対するサービスの提供」「乙における新規製品の開発」等と規定することが考えられる。
- 4 データは加工または分析等により初めて価値が創造されることも多いから、新しい分析手法の開発や使用を制限しないことには合理性があるといえる。このため、本条項例では加工の方法について制限を設けていないが、当事者の予期しない態様での利用を防ぐために、特定の方法での加工のみを認めるという定め方もあり得るところである。
また、個人情報について匿名加工情報としたり、統計化をしたりする場合や、産業データについて営業秘密等を推認できないように加工する場合等において、あらかじめ当事者間で具体的な加工方法について合意をしておくことは合理的といえる。
- 5 第三者への提供についても、端的に「可能」とのみ定めて、利用権限を与えられた当事者に対象データを第三者に提供する場合の契約条件を一任することもできるが、提供の条件（対価、利用目的の制限、競合事業者への提供の禁止等）をあらかじめ当事者間で定めておくことも可能であるし、相手方の同意

を得たときのみ、第三者に提供をすることができるものと定めることも可能である。

もっとも、乙が消費者や取引先等の多数の者からデータを収集し、データを集合させたものを第三者に提供するというような場合には、消費者等から個別に同意を得るのは困難であるため、乙の判断のみで、提供の条件を定めることができるとする 것도合理的であるといえる。ただし、そのような場合でも、消費者等の個人情報およびプライバシー権ならびに取引先の営業秘密に対する配慮は必要であり、提供先の第三者に対して利用制限を課すことや、提供前に統計処理を行うこと等の一定の条件を定めておくことが望ましい。

- 6 別紙 A で利用権限が定められていないデータについては、第 2 項によって利用権限が定められる。案 1 は、一方当事者のいずれかが利用権限を有するというものであり、いずれか一方の当事者が、包括的な利用権限を有することになる。案 2 は、当事者間で別途合意をした上で利用権限を定めるというものであり、当事者間で具体的な利用方法を踏まえた協議を行い、個別のデータ項目ごとに利用権限を定めていくことになる。
- 7 本条項例では、対象データに関する知的財産権について明示的な規定を置いていないが、利用権限の定めほかに、知的財産権についても、①甲に帰属する、②乙に帰属する、③甲および乙の共有とする、といった規定を置くことも考えられる。この場合、当事者は、対象データに関して有する知的財産権に基づいて、相手方が対象データまたは派生データに対して有する利用権限を制約することができない旨の定めを置くことも考えられる。また、権利関係の複雑化や相手方の法的地位が不安定になることを防ぐために、知的財産権を保有する当事者に対して、第三者に対して当該知的財産権を譲渡してはならないとの条件を課することも考えられる。

第 3 条 (データの加工等および派生データの利用権限)

【案 1】

- 1 前条の加工等により得られた派生データに対する利用権限は、加工等の対象となった対象データに対する利用権限に準じる。

【案 2】

- 1 前条の加工等により得られた派生データに対する利用権限は、別紙 B において対象データの種類ごとにそれぞれ定める。ただし、派生データのうち、別紙 B に特段の定めがないものについては、両当事者間で別途合意をした上で、当該派生データの利用権限を定めるものとする。
- 2 甲および乙は、前項および別紙 B により、各当事者に認められた利用権限の範囲を越えて、派生データを利用、開示、譲渡（利用許諾を含む）および処分をすることはできない。

別紙 B 派生データの権限（第 3 条関係）

	デ ー タ	元データ	対象期間	甲の権限	乙の権限
	名				

1	●● 【例： ●●の 平均 値、分 散、標 準偏差 ／●● と▲▲ の相関 係数】	●●／●●お よび▲▲ 【別紙 A を引 用する等して 特定する】	●●の 【2018/●/● ～2019/●/ ●】の期間に 取得されたも の	【利用目的】 【第三者提 供（譲渡また は利用許諾） の可否】 【加工等の 可否】	【利用目的】 【第三者提供 （譲渡または 利用許諾）の可 否】 【加工等の可 否】
---	---	---	---	---	---

<ポイント>

- ・ 各当事者が、対象データを加工等したことにより得られた派生データに対する利用権限について定める条項である。

<解説>

- 1 どのような派生データが創出され、どのような経済的価値が生じるのかは、契約の締結時点において予測できないことも少なくないと思われる。そこで、案 1 として、加工等の対象となった対象データの利用権限に準じるという方法を記載したほか、案 2 として、すでに創出が想定されている派生データについては対象データと同様の方法で利用権限を定めた上で、それ以外の派生データについては、当事者間の別途の合意により利用権限を定めるという方法を記載した。
- 2 派生データの第三者提供についても、どのような条件とするのかが明確でない場合が少なくないと思われるので、別途当事者が合意で定めるところにより等と定めておくことも考えられる。
- 3 本条項例でも、派生データに関する知的財産権について明示的な規定を置いていないが、利用権限の定めほかに、知的財産権についても、①甲に帰属する、②乙に帰属する、③甲および乙の共有とする、といった規定を置くことが考えられる。この場合、当事者は、派生データに関して有する知的財産権に基づいて、相手方が対象データまたは派生データに対して有する利用権限を制約することができない旨の定めを置くことも考えられる。また、権利関係の複雑化や相手方の法的地位が不安定になることを防ぐために、知的財産権を保有する当事者に対して、第三者に対して当該知的財産権を譲渡してはならないとの条件を課することも考えられる。

第 4 条 （対象データおよび派生データの非保証）

- 1 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、本契約に基づき相手方が利用権限を有するデータ（以下「相手方データ」という。）の正確性、完全性、安全性、有効性（各利用目的への適合性）および第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証しない。
- 2 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、相手方データが必ず創出されることを保証するものではない。

第5条 (個人情報の取扱い)

- 1 甲および乙は、対象データに、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報法」という）に定める個人情報または匿名加工情報（以下「個人情報等」という）が含まれる場合には、別紙Cに定める区分に従い、相手方に対して、事前にその旨を明示する。
- 2 甲および乙は、別紙Cに定める区分に従い、対象データの生成、取得、および提供等について、個人情報法に定められている手続を履践していることを保証するものとする。
- 3 甲および乙は、第1項に従って対象データが提供される場合には、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。

別紙C 個人情報の手続履践に関する担当（第5条関係）

	データ名	第5条1項の明示および同条2項の保証をする当事者
1	甲の従業員に関する個人情報	甲
2	乙の顧客に関する個人情報	乙

<ポイント>

- ・ 対象データおよび派生データについての保証／非保証を定める条項である。
- ・ 対象データが継続的に創出されることについての保証／非保証を定めるものである。
- ・ 対象データに個人情報が含まれる場合には、相手方に対して、個人情報保護法に基づく同意の取得等がなされていることを保証することを定める条項である。

<解説>

- 1 データに関する保証の有無を定める条項であるが、データ創出の場面では、データの利用権限は、相手方から利用許諾を受けて取得するものではなく、当事者の合意に基づいて取得され、当事者間の合意の範囲で自由にデータを利用することができる権利であるため、データの利用等により損害が生じ、あるいは第三者の権利（知的財産権、プライバシー権、名誉権等）を侵害して損害を与えたときの責任は、原則としてそれぞれが負うものとしている。ただし、当事者が正確性等を有していないことを知りまたは重大な過失により知らなかった場合には、保証責任の責任を限定する規定は無効となることがある。この点を、条項として明記することもある。
- 2 もっとも、対象データに個人情報その他の個人に関する情報が含まれている場合には、第5条に定めるような保証責任を負わせることが望ましい。当該保証条項により、対象データの収集を主として担当する当事者（たとえば、一方当事者の従業員のデータを対象データとする場合、当該従業員の使用者である当事者）によって、個人情報保護法により必要とされる手続が履践されていること（利用目的の通知または公表、第三者提供についての同意の取得、確認記録義務の履行等）が保証されることとなる。

- 3 データは必ずしも継続的に創出されるものではないが、他方で、データの利用を前提としている場合には、継続的な創出についても保証／非保証を定めておくことが望ましい。工作機械の稼働データ等では、当該工作機械を利用して生産する製品の受注状況等により、稼働データが創出されないこともあり得るが、そのような場合に工作機械の使用者側に責任を負わせることは妥当ではないとして、非保証を原則としている。もっとも、このような場合でも、センサを故意に外したり、重過失によりセンサの不具合を放置したりした場合等には、保証責任の責任を限定する規定は無効となることがあり、この点を、条項として明記することも考えられる。

第6条 (利用権限の付与に対する対価)

甲および乙は、第2条および第3条により、相手方に対象データおよび派生データの利用権限を付与することにつき、相手方に対して、譲渡費用、利用許諾に対する対価その他の対価を請求する権利を有しない。

第7条 (収益の分配)

前条にかかわらず、乙が、第2条または第3条に基づき、対象データまたは派生データを第三者に提供し、当該第三者より対価を得た場合には、乙は、甲に対して、【データの譲渡代金または利用許諾に対する対価】の分配として、【譲渡代金またはライセンス報酬の】●%を支払う。

第8条 (分担金の支払い)

甲は、乙に対して、【データ保管費用】の分担金として、甲および乙が別途協議の上定める金員を支払う。

<ポイント>

- ・ データの第三者提供等から得られる収益およびデータの保管等に関する費用について、分配の方法を定める条項である。

<解説>

- 1 データを当事者のみで利用する場合に限らず、第三者に対して提供をすることで収益を得ることがある。そのような場合に、当事者間で収益および費用をどのように分担するかを定める必要がある。
- 2 本条項例では、収益の分配方法として、対象データまたは派生データを第三者に提供したときに得た対価を分配するモデルを記載したが、乙が創出したデータを用いた分析モデル（売上予測モデルや事故発生率予測モデル等）を作成し、当該分析モデルを、ASPサービス等の方法で第三者に提供するという収益モデルもあり得る。そのような場合には、当該分析モデルから得た収益の一定割合を甲に分配するといった方法を取ることが考えられる。また、乙が、収益モデルのリスクおよびリターンを引き受けるものとして、甲に対して、売上高等によらずに固定料金を支払うという方法を取ることがあり得る。
- 3 甲が、創出された対象データについて乙に利用権限を認めることを条件に、乙が甲に対して、当該対象データに基づき作成した成果物（コンサルティング・サービスを含む）を提供するということも考えられる。そのような場合には、甲が、金銭の代わりにそのようなメリットを受けるものであることを定める。

第9条 (第三者により利用が制限される場合の処理)

甲および乙は、相手方が利用権限を有する対象データまたは派生データに、第三者の知的財産権の対象となるデータが含まれる等、相手方の利用につき制限があり得ることが判明した場合には、速やかに相手方と協議の上、協力して当該第三者の許諾を得ることまたは当該データを除外する措置を講じること等により一方当事者が利用権限を行使できるよう努める。

<ポイント>

- ・ 第三者の権利が付着していること等により、データの利用が制約される場合の条項である。

<解説>

- 1 対象データおよび派生データに第三者の知的財産権が含まれているときには、当該データを利用するにあたって必要な許諾や同意等が得られていない場合等に、データの利用が制限されることがあり得る。本条項例では、かかる問題に対する対処を努力義務として定めるものとした。
- 2 なお、本条の対象となるものとして、具体的には、以下のような場合が考えられる。
 - ・ 第三者の権利の対象となるデータが含まれる場合
 - パターンA データの創出に、契約の枠外の当事者が関与する場合
 - パターンB 機材の提供に、契約の枠外の当事者が関与する場合
 - パターンC 分析アルゴリズムが、契約の枠外の当事者によって提供されている場合

第10条 (データの管理)

- 1 甲および乙は、相手方データを他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理・保管しなければならない、適切な管理手段を用いて、自己の営業秘密と同等以上の管理措置を講ずるものとする。
- 2 甲および乙は、相手方データの管理状況について、相手方当事者に対していつでも書面による報告を求めることができる。この場合において、相手方データの漏えいまたは喪失のおそれがあると判断した場合、甲および乙は、相手方当事者に対して相手方データの管理方法・保管方法の是正を求めることができる。
- 3 前項の報告または是正の要求がなされた場合、要求を受けた相手方当事者は速やかにこれに応じなければならない。
- 4 甲および乙は、第2条または第3条に基づき、相手方データを第三者に提供する場合には、当該第三者と秘密保持契約を締結する等して、当該第三者に対して、本条により自己が負うのと同様の義務を負わせなければならない。

第11条 (秘密保持義務)

- 1 甲および乙は、本契約を通じて知り得た、相手方が開示にあたり、書面・口頭・その他の方法を問わず、秘密情報であることを表明した上で開示した情報（以下「秘密情報」という。ただし、相手方データは本条における「秘密情報」には含まれない。）を、本契約の有効期間中および本契約終了後●年間厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、また、秘密情報を本契約に基づく権利の行使または義務の履行以外の目的で使用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたらぬものとする。
 - ① 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - ② 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - ③ 開示の時点で公知の情報
 - ④ 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ⑤ 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
- 3 被開示者は、前項に定める目的のために必要な範囲内に限り、本条第1項に基づく秘密保持義務を遵守させることを前提に、自らの役職員または法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対して秘密情報を開示することができる。
- 4 本条に基づく義務は、本契約が終了した後も●年間存続する。

<ポイント>

- ・ 相手方の利用データについて安全管理措置を講じる義務および守秘義務を定める条項である。

<解説>

- 1 相手方の利用データについて安全管理義務を講じる義務および守秘義務を定めるものであり、自己にのみ利用権限があるデータについては、それぞれの責任で管理を行うことを前提としている。なお、第11条の秘密保持義務の対象となる「秘密情報」から「相手方データ」は除外されており、各当事者は、第10条の定めるところにより、秘密表示の有無を問わず「相手方データ」について適切に管理する義務を負うことになる。また、第11条で定める秘密保持義務の存続期間の定めにかかわらず、当事者が相手方データを保持する間、各当事者の相手方データに対する管理義務は存続することとなる（第16条第2項参照）。
- 2 第11条第1項では、書面に限らず、口頭等によって提供された情報も、秘密情報であることが表明される限りは「秘密情報」としているが、秘密情報の範囲を明確にするために「書面に秘密であることが表示されたもの」とする場合もある。逆に、秘密情報であることを積極的に表明しなくても、広く秘密情報の定義に含める場合もある。
- 3 安全管理措置については、データの性質やリスク等に応じた適切な水準の措置を講ずることが求められる。特に、データに個人情報を含み得る場合には、

個人情報保護法等に従った安全管理に配慮が必要であり、個人情報保護委員会のガイドライン等を遵守することが必要である。

4 第三者にデータを提供する際には、当該第三者に対して、自己が負うのと同様の義務を負わせるのが合理的である。

5 データ受領者が本条のデータ管理義務や、本契約第2条第3項および第3条第2項などに違反したことによって、相手方データが流出等してしまった場合、当該流出等をされた当事者は、流出等をした当事者に対して、契約違反に基づく損害賠償請求をすることができる。もっとも、データの流出等に伴って当事者に生じた損害額の算定が困難であることがあるため、損害賠償額の予定を契約書に規定しておくことが検討に値する。条項を定める際の留意点および具体的な条項例については、第7-1の第8条の解説第5項を参照のこと。

第12条（対象データの範囲の変更）

- 1 甲および乙は、本契約締結時にはその創出を想定し得なかった新たなデータを取得または収集することができることを知り、そのデータの利活用を求めるときは、相手方に対してその旨通知し、対象データの範囲を変更することを求めることができる。
- 2 甲および乙は、前項により通知を受けたときは、甲および乙の間で別途協議の上、対象データの範囲の変更が必要であるか決定し、必要があると決定したときは甲および乙が合意した手続きに従って、対象データの範囲の変更および当該対象データに対する利用権限の配分を決定する。

<ポイント>

- ・ 自らが利用権限を有する対象データの範囲を変更する際の手続を定める条項である。

<解説>

本条項例では、対象データを「本件事業に基づいて、創出、取得または収集されたデータ」と定め、具体的な対象データの特定の方法として、「センサ等」や「機器等」の定義を設け、当該センサ等が当該機器等から取得したデータを対象データとする方法を例示している（第1条参照）。実際の取引では、センサの性能向上等の理由により、契約締結時点では想定し得ないデータが創出、取得または収集される可能性は十分にあり得る。そのため、この場合に当該データを利用権限の対象とするための追加手続を規定しておく必要がある。本条項例では、対象データの範囲を変更し、当該対象データに対する利用権限の配分を決定するためには、当事者の合意を要すると定めている。

第13条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から●年間とする。ただし、契約の有効期間満了の●ヶ月前までに甲または乙から書面による契約終了の申し出がないときは、本契約と同一の条件でさらに●年間継続するものとし、以後も同様とする。

第14条（不可抗力免責）

本契約の契約期間中において、天災地変、戦争、暴動、内乱、自然災害その

他の不可抗力、停電、通信設備の事故・サービスの提供の停止または緊急メンテナンス、法令の制定改廃その他甲および乙の責に帰することができない事由による本契約の全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能については、甲および乙は責任を負わない。

<ポイント>

- ・ 停電、通信設備の事故、サービス提供の停止または緊急メンテナンスも不可抗力として定める。

<解説>

IT系のサービスに影響を与え得る停電、通信設備の事故・サービス提供の停止または緊急メンテナンス等も不可抗力として定めておくことが望ましい。ただし、これに限られるものではなく、サービスの種類に応じて柔軟に不可抗力事由を規定すべきである。

第15条（解除）

（省略）

第16条（契約終了時のデータの取扱い）

- 1 甲および乙は、本契約が終了したときは、別紙Dにおいて契約終了時におけるデータの廃棄または消去が明記されたものについて、別途甲および乙で定める手続に従い、速やかに廃棄または消去する。
- 2 甲および乙は、前項により廃棄または消去をする義務を負うデータ以外の対象データおよび派生データの利用権限を有し、第2条、第3条、第10条第1項および同条第4項にしたがった利用をしなければならない。

別紙D 契約終了時に破棄されるデータ（第16条関係）

（省略）

<ポイント>

- ・ 契約終了後にデータの廃棄または消去を要する場合には、データの廃棄または消去等のルールを定めておく。必要に応じて廃棄または消去の証拠化も定める。

<解説>

契約終了後においても、それまでに当事者が利用権限を有するデータについてはそれぞれが任意に利用し続け、自らの意思により処分できると定めることも可能である。もっとも、データによっては、契約期間中のみの利用に限定しても必ずしも不合理ではないものもある（機器の保守運用に関するデータ等）。本条項例では、このような場合を想定して、契約終了時に破棄を要するデータを別紙で特定し、当該データについてのみ破棄を求めるとしている。

第17条（反社会的勢力の排除）

（省略）

第 1 8 条 (残存条項)

本契約終了後も、第 11 条 (秘密保持義務)、第 15 条 (解除)、第 16 条 (契約終了時のデータの取扱い)、第 17 条 (反社会的勢力の排除)、本条 (残存条項)、第 19 条 (権利義務の譲渡禁止)、第 21 条 (準拠法)、第 22 条 (紛争解決) は有効に存続する。

第 1 9 条 (権利義務の譲渡禁止)

(省略)

第 2 0 条 (完全合意)

(省略)

第 2 1 条 (準拠法)

(省略)

第 2 2 条 (紛争解決)

(省略)

別添 1
—産業分野別のデータ利活用事例—

(省略)

別添 2

—作業部会で取り上げたユースケースの紹介—

ユースケース 1：船舶 IoT データ情報連携プラットフォームのケース

1 事案の概要

(1) サービスの概要

相談者において構想されているものは、海上を航行する船舶にデータ収集のための機器を設置し、そのような機器を介して取得されたデータをプラットフォームに集約することで、当該データの取得・保管・提供プロセスをオープンプラットフォーム化するというものである。このような仕組みにより、データの利活用を図り、各関係者のサービスレベルを向上させることが目指されている。

(2) プラットフォームを巡る契約関係等

本プラットフォームは、以下のステイクホルダーから構成されている。

- ① データを提供するプラットフォームユーザー（以下「PU」という。）
- ② PU 向けに船上のデータ収集・プラットフォームへの送信サービスを提供するプラットフォームプロバイダー（以下「PP」という。）
- ③ 送信されたデータの集約・保管・標準化・提供およびその他のデータとの統合を行うプラットフォーム事業者としての X 社（以下「X」という。）
- ④ X のデータ利用者向けにデータ解析等のアプリケーションサービスを提供するソリューションプロバイダー（以下「SP」という。）
- ⑤ X を介して、PU からデータの提供を受ける船主、オペレーター、船舶管理、乗組員等のソリューションユーザー（以下「SU」という。）
- ⑥ X に保管されるデータの提供を受ける造船所、船用機器メーカー、気象会社、保険会社等のデータバイヤー（以下「DB」という。）

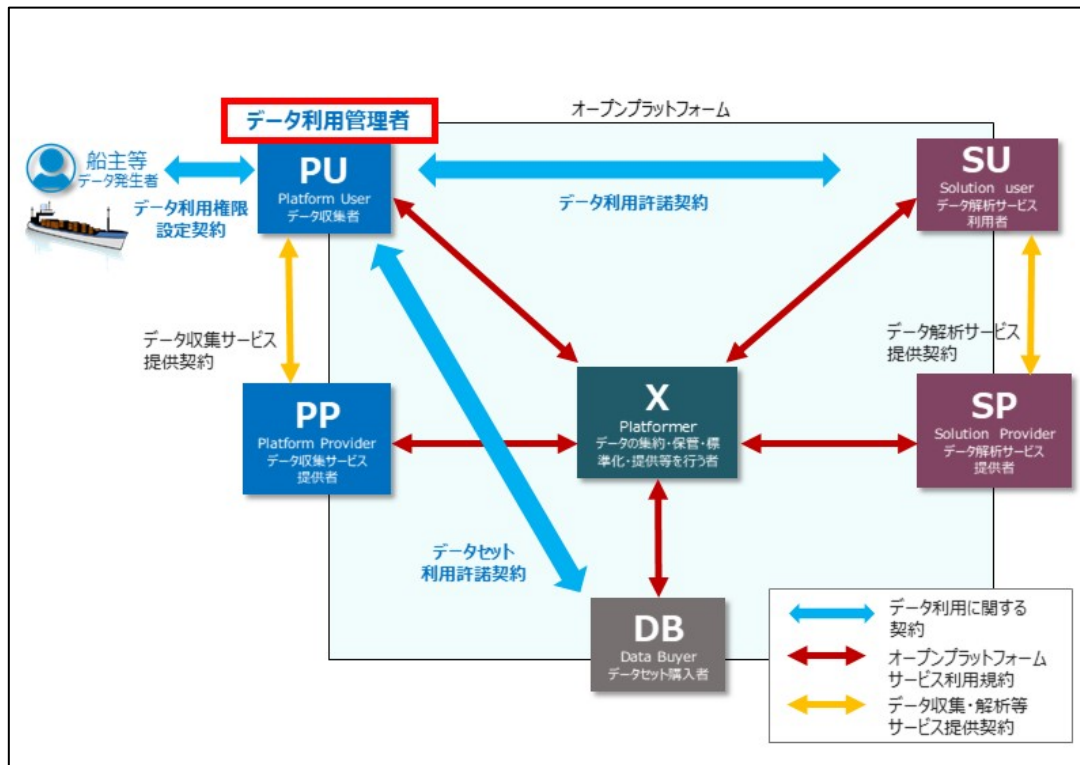
各ステイクホルダー間の具体的な契約関係については、以下のとおりである。

プラットフォームにおける契約関係

- ① X とそれぞれのステイクホルダー（PU、PP、SP、SU および DB） との間の「オープンプラットフォームサービス利用規約」
- ② PU と SU との間の「データ利用許諾契約」
- ③ PU と DB との間の「データセット利用許諾契約」

プラットフォーム外における契約関係（任意）

- ① PU と PP との間の「データ収集サービス提供契約」
- ② SP と SU との間の「データ解析サービス提供契約」



なお、ステイクホルダーはデータ提供者とデータ利用者に大別することができ、本プラットフォームで満たされるべきそれぞれのニーズは、下記のとおりにとめることができる。

① データ提供者のニーズ

- ア データ提供により自社に不利益にならない。
- イ 他社にデータ提供を行うモチベーションが確保できる。
- ウ データ提供により、業界の秩序を乱さない。
- エ データ提供により、価値のあるイノベーション創出が期待できる。

② データ利用者のニーズ

- ア 船舶のリアルデータを利用することで、自社の業務に活かしたい。
- イ 船舶のリアルデータを自社で収集する仕組みを構築するためにはコスト負担が大きいいため、仕組みを構築することなくデータを利用したい。
- ウ データは解析可能な品質を確保されていなければ利用できない。
- エ データ利用を希望するが、いずれの会社でも投資対効果は求められるため、リーズナブルに利用したい。

2 相談事項と検討の視点

相談事項

- ① 「生データは出したくない」、「提供先を限定したい（競合事業者には出したくない）」、「利用目的を制限させたい」、「データが漏えいし

た場合には損害を填補してほしい」、「データ活用による利益を分配してほしい」といった、データを共有することをためらうデータ提供者側の意見を踏まえ、どのような観点から整理して規約を作成したらよいか。条項にはどのようなバリエーションが考えられるか。

- ② データ提供者側からは、データを提供することにより個船が特定されると困るとの声があるため、個船の特定がされないような方法であればデータ提供できるとの意見がある。他方で、生データの利用を希望するデータ利用者側からは、第三者提供は認められないとしても、データ分析結果の対外公表は認めてもらいたいとの意見がある。こうした各方面のニーズを踏まえたデータ提供・利用を確保するため、どのような条項等が考えられるか。
- ③ Xとしては、プラットフォーム上での公平で安心できる秩序あるデータ連携・共用を望むが、プラットフォームの外からの、自己のデータが侵害されているとか、自分にもプラットフォームで流通しているデータに利用権限があるといった主張に対し、どのような規約や条項があれば、プラットフォームの参加者の安心につながるような仕組みを構築できるか。

検討の視点

(1) 提供者側の懸念・利用者側の要望への対応について（①および②について）

いずれの問題に対応するに際しても、前提として、データの属性に応じた分類、分類に応じた取扱いの設定、派生データ等成果物の取り扱い、ステイクホルダー間の責任関係や範囲を規約で事前に定めておくことが重要になると思われる。

まず、データ提供者から提供されるデータを、その属性に応じて分類する。

たとえば、第1類データとして、個船が特定されている、あるいはされるおそれの高い個別データ、第2類データとして、個船が特定される可能性はあるが差し支えない個別データ、第3類データとして、統計目的として個船が特定されない形で集計されるデータとに分類するなどである。

その上で、それぞれのデータ群の対象データを規約上特定し、それぞれの利用目的・利用者・利用方法等を制限するとともに、その程度に応じたセキュリティ対策も規約上明確にしておくことよい。データ分類にかかわらず、対象データの船員等の個人情報、データ提供が法律ないし契約で禁止されている情報等、対象データから除外されるデータもあらかじめ明確にしておくほうが望ましい。

また、規約による各当事者の損害賠償責任の定めは当然のこととして、仮に第三者から当該データに関連して権利侵害の主張や損害賠償請求があった場合の責任関係も規約上定めておく方が望ましい。

第1類データを提供する場合には、個々の利用者、利用目的、利用範囲につき提供者の個別の同意がなければデータ提供されない等のセキュリティ上の担保を用意することにより、個船データの流出に対するデータ提供者の懸念をある程度払拭できる。その担保として、セキュリティ確保

手段の構築、提供者の請求に応じたセキュリティ確保手段の具体的開示義務、万が一の漏えいの場合におけるデータ利用者および X からの報告義務、損害賠償責任の定めも必要であろう（無制限に広がらないよう、あらかじめ違約金を定額で定める、あるいは上限を定める等の方法も考えられる）。さらには、データ利用者に保証金を支払わせる、保険の範囲を拡大する等、損害賠償責任の担保のための制度も用意されれば望ましい。

逆に、かかるデータを提供するインセンティブとして、データ利用の無償化その他自社の事務負担が軽減されるようなサービスの提供ないしデータ提供料の支払い等が検討されるべきである。

次に、データ分類にかかわらず、少なくとも派生データ等成果物の取扱い（権利の帰属を含む）を定める必要がある。データ利用者が第三者に成果物を利用させる場合には、利用可能な成果物の内容についてあらかじめ規約に明記することが、将来の紛争を回避する観点から望ましい。当該第三者に守秘義務を負わせることも考えられるが、第 2 類、第 3 類データにはそのような秘匿の必要性の高いデータは含まれないことが多いと考えられる。

なお、成果物が一定以上の経済的価値を有するような場合における成果物の取扱い（第三者への成果物の提供等）についても規約で定めておくことが望ましい。かかる場合におけるデータ提供者のインセンティブとして、成果物の無償利用、データ提供者にメリットのあるデータ加工サービスの提供等が検討されることが提供者拡大の観点から重要である。

(2) 公平で安心できる秩序あるデータ連携・共用について (③について)

まず、第三者の権利主張の問題については、一般的な契約同様、提供データは第三者の権利を侵害しないものであることを規約上定めることは最低限必要であるが、第三者からの権利主張はそれで完全に防げるものではない。

第三者から権利主張がされる可能性があるものとしては、たとえば、ある個船データへ適法にアクセスできる者が複数いる場合（たとえば、船主と傭船者等）に、当該複数の関係者間で、当該個船データの提供権限についてまったく合意がなされないまま、勝手に一部の関係者のみが当該個船データをプラットフォームに提供したという場合、あるいは個船データの提供に関する合意はあるが、合意で定められた権限者以外の者が当該個船データを提供する場合などが考えられる。かかる可能性に鑑み、個船データを提供する権限があるか否かについては、当初契約段階で個別かつ直接に確認するプロセスが必要である。また、データの属性上、第三者の権利主張の可能性が相当程度あるものは、提供データからあらかじめ除外しておくことでリスクを軽減することができる。

次に、派生データ等成果物の権利関係については既に(1)で述べたとおりであり、第三者への成果物の提供等について、規約で定めておくことが望ましい。

最後に、データの不正利用や情報流出を防止する手段として、アクセスログの保全、利用状況の捕捉、なりすましの防止についてデジタル・フォ

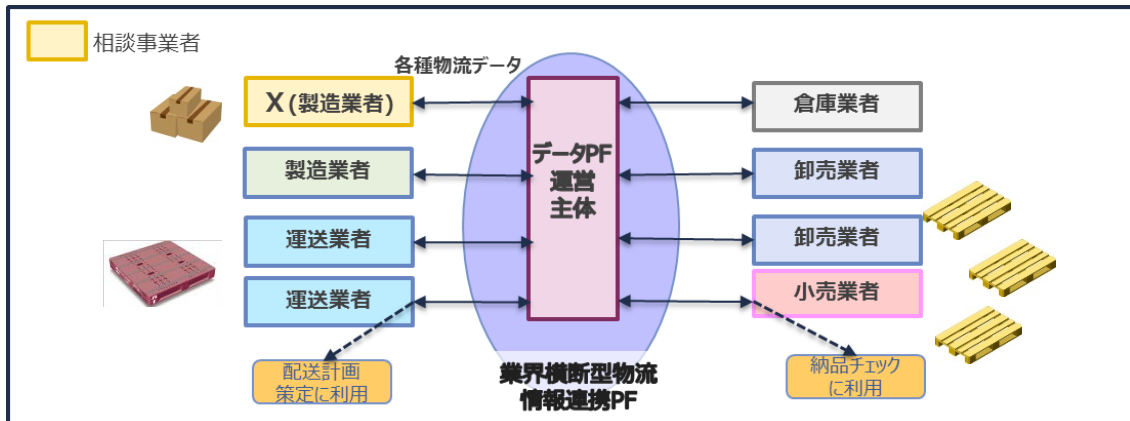
レンジック技術¹の利用などが検討に値する。このような技術の利用については、システム上の実装および規約における定めが必要になる。

¹ 不正アクセスや機密情報漏えいなどのサイバーセキュリティインシデントにおける原因究明手段として、PC やサーバなどの記録媒体やネットワーク機器のログファイルなどを分析し、その証拠を見つけ出す技術

ユースケース2：パレット（物流資材）の回収率を上げるために物流情報のプラットフォームを立ち上げようとするケース

1 事案の概要

(1) 背景（生活用品の物流におけるパレットの回収に関する問題点）



生活用品の物流においては、製品の運送のために製品を載せる物流資材として、パレットが使われている（上図参照）。多くの場合、パレットについては、生活用品の製造業者がパレットレンタル会社からレンタルをしている。

製造業者（発荷主）は、納品書とは別にパレット管理のためにパレット伝票を付けて生活用品を運送しているが、着荷主（倉庫業者、卸売業者または小売業者）にとっては、パレット伝票の受渡しおよびパレット伝票への記入作業（手書き）の手間が生じている。このため、パレット伝票による管理がうまく行われず、製品運送後、使用済みになったパレットが行方不明等になってしまう場合もある。このように返却されなかったパレット分については、製造業者がレンタル会社に対して弁償せざるを得ない²。

(2) 相談者の構想の概要

そこで、相談者（X社、生活用品の製造業者）は、プラスチック製のパレットにRFタグ（電波を用いて非接触でデータの読み書きができるもの）等の個体識別子を貼付したうえで、製造業者、運送業者、倉庫業者、卸売業者および小売業者を参加者として、パレット情報（どのパレットがどこにあるかという情報）を含む物流情報を共用することで、伝票によるパレット管理を廃止すると同時に、それぞれの参加者がメリットを得られる仕組み（プラットフォーム）を構想中である。また、X社は、複数の製造業者等を参加者とすることによって広く生活用品業界におけるパレット

² なお、現在、パレットではなく、青果用コンテナおよび食品標準クレートという物流資材については、バーコードによる個体管理システムが導入されており、それぞれ、99%以上の回収率が実現されている。しかし、パレットについては、個体管理システムが普及していないことに加えて、青果用コンテナ等と比べて回収までの期間が長いため、回収率は80～99%である。

回収率の向上に寄与したいと考えているため、独占禁止法の遵守も重視している。

物流情報とは、たとえば、どのトラックに、生活用品αがパレット3枚にそれぞれいくつ載せられて、A工場からB小売店にいつ出荷され、いつ着荷予定であるといったことを内容とする情報である。物流情報は、一般的に、ファックスまたは電話でやり取りされていることが多い。

他方、商流情報とは、製造業者甲の生活用品αを小売業者乙が単価いくらかで総数いくつ購入したといったことを内容とする情報である。商流情報は、発注番号によって、物流情報との紐づけが可能になる。商流情報は、EDI (Electronic Data Interchange) でやり取りされることが多い。

相談者は、出荷元にあたる製造業者等がプラットフォームに物流情報（生データ）をアップロードし、納品先にあたる倉庫業者、卸売業者および小売業者や輸送業者が生データまたは加工データをダウンロードすることを想定している。すなわち、主に、出荷元がデータ提供者となり、納品先および輸送業者がデータ利用者となるプラットフォームを構想中であるといえる。

(3) プラットフォームを立ち上げることにより想定するメリットおよびコスト

当該構想における、参加者それぞれのメリットおよびコストは、以下のとおりである。なお、下表に記載しないものの、プラットフォームを管理、運営していくにあたり、システムの構築・保守に要する費用や人員も必要となるため、当該コストを参加者が負担するのか、負担するとしてどのような負担割合とするのかという検討課題もある。

	メリット	コスト
製造業者	- パレット回収の効率化 - パレット伝票の廃止 - パレットの所在把握	- パレットに RF タグ等の個体識別子を貼付 - 物流情報の提供 - 必要に応じて自社システムとプラットフォームの API 連携による接続
運送業者	- 倉庫業者等における荷受作業の効率向上による待ち時間の短縮 - 効率的な配送計画の立案 - どのトラックがいつどこで空になる、どの荷下ろし場所（バース）がいつ空く等の情報を把握できる	
倉庫業者	- 荷受作業の効率向上 - 荷姿（梱包された荷物の外見）単位での検品が可	- 倉庫等の位置情報を提供 - RF タグ読取機等の準備

	能となる ーバース予約システムの 構築が容易になる	
卸売業者	- 荷受作業の効率向上 - ー荷姿単位での検品や電子照合による検品作業時間の短縮、省力化 - パレット伝票の廃止による本来業務の効率化	- 倉庫等の位置情報の提供 - RF タグ読取機等の準備 - 必要に応じて自社システムとプラットフォームのAPI 連携による接続
小売業者		

2 相談事項および検討の視点

相談事項 1

- ① 本構想におけるプラットフォームの運営体制のあり方として、どのような形がよいか。たとえば、別法人形態がよいか、または法人格を持たない形での運営協議会のような形がよいか。

検討の視点

本ガイドライン（データ編）第 6-3-(5)のとおり、法人格を持たなければ訴訟リスクを負わないというものではない。

また、プラットフォームの参加者として多数の製造業者、運送業者等が含まれる構想とのことであるから、独占禁止法（私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法（優越的地位の濫用、拘束条件付取引、排他条件付取引等）等）の観点から、参加者である一製造業者がプラットフォーム事業者になるよりも、別法人がプラットフォーム事業者となることが望ましい（本ガイドライン（データ編）第 6-4-(5)-①-f 参照）。

もっとも、本ガイドライン（データ編）第 6-3-(5)のとおり、参加者間において別法人を立ち上げるとしても、たとえば、株式会社の形式を取る場合には、出資比率、取締役選任（割当）、一定の重要事項の決議方法等が検討課題となる。また、参加者数が多くなるほど、全参加者が出資者となれない事態が生じ得るため、議決権を持つ参加者と持たない参加者が混在するという課題も生ずる。

もし、組合の形式を取るのであれば、全参加者を組合員とすることになるが、民法 674 条（組合員の損益分配の割合）および 675 条（組合員に対する組合の債権者の権利の行使）に留意すべきである。

また、法律問題ではないものの、本ガイドライン（データ編）第 6-2-(6)のとおり、プラットフォームの利益（売上げ）の上げ方（運営費をどう賄うか）、立ち上げるプラットフォーム事業者において業務を担う従業員を参加者からの出向等により確保するのか、損害を賠償する場合の引当財産をどのように準備するのか、といった事項も検討課題となる。

その他、一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成

18 年 6 月 2 日法律第 48 号) に基づく法人) の形式を取るのであれば、プラットフォーム事業を収益事業として行いつつ、プラットフォームの設立・運営のコストを負担するために、基金制度を採用することもあり得る。なお、基金の拠出者と社員たる地位は結びついていないため、一般社団法人の場合にも、どの参加者から何人の社員を出すかといった課題が生ずる。

相談事項 2

- ② 本構想におけるデータのオーナーシップをどのように捉えるべきか（データは、誰に帰属するのか、共有的な帰属の場合にはどのような利用権限を定めるべきか）。

検討の視点

本ガイドライン（データ編）第 3-1-(2)のとおり、そもそも、データについて所有権は観念できない。

また、データが所有権の客体となり得ない以上、ひとくちにデータの「共有的な帰属」といって、データ利用者全員が利用データについての利用権限を有するとしても、各データ利用者の利用権限の範囲は不明確であるので、「共有」が意味する各データ利用者の利用権限の内容についても、明確に定めることが望ましい。

そこで、データ利用者・プラットフォーム事業者間で利用規約または個別契約を締結し、当該プラットフォームの参加者間で、利用データ（生データおよび加工データ）について、各データ利用者が利用できるデータの内容や種類また利用態様といった利用範囲を合意すべきである。

本ガイドライン（データ編）第 6-2-(1)のとおり、データの利活用について、独占的または排他的な帰属意識を前提とするのではなく、参加者全員で利用範囲に従って利用するデータ、全参加者に利用権限が一部ずつ割り当てられているデータというような認識をベースとすべきと考えられる。

相談事項 3

- ③ データ利用者がプラットフォームから提供を受けた利用データについて、たとえば、配送計画としてシステムに取り込む等の利用を行うにあたり、利用データの利用範囲などについて、どのように取り決めるべきか。
- ④ たとえば、競合他社の物流情報に関するデータを閲覧できない設定をシステム上、実施していたつもりであったものの、当該データを閲覧できてしまったといった、想定しない事態が生じた場合の責任関係については、どのように整理するべきか。

検討の視点

(1) ③について

本ガイドライン（データ編）第 6-3-(2)および第 6-4-(1)に記載のとおり、

利用規約において、データ利用者の属性（たとえば、運送業者なのか、小売業者なのか等）に応じて、利用データをどのような態様で利用できるのかという「利用範囲」を取り決め、あわせて、利用範囲を超えた利用データの利用を禁止することおよび禁止行為についての制裁措置（本ガイドライン（データ編）第6-4-(7)参照）を定めることが考えられる。

本構想においては、たとえば、運送業者は、どの荷下ろし場所（バース）がいつ空きそうだったといったデータを利用して配送計画を立てるために本プラットフォームを利用することになるが、小売業者は、当該データを利用する必要性はないと思われる。このように、データ利用者の属性に従って利用データの種類および利用態様等の利用範囲を定めることができる。

なお、利用規約に利用範囲に関する規定を定めるだけでなく、プラットフォームのシステムの機能として、利用範囲内での利用データの提供のみが行われるような設定を施して、実効性を担保すべきであることは言うまでもない。

(2) ④について

本ガイドライン（データ編）第6-4-(5)のとおり、プラットフォーム事業者は、利用規約に違反した場合、債務不履行責任を負うことになる。

よって、人為的にシステム上の設定をミスしてしまったといった過失が認められる場合、債務不履行責任を免れない場合がある。

そこで、プラットフォーム事業者が免責される旨の規定や損害賠償額の制限規定を利用規約に定めることも考えられる。このような規定を定める場合は、あまりに過大な責任をプラットフォーム事業者に負わせると、当該プラットフォーム事業の継続が困難となる一方で、免責の範囲や損害賠償額が制限される範囲が広いと、データ提供者の数を確保しづらくなるため、バランスの良い設定が求められる。

また、たとえば、サイバー攻撃によって閲覧できないはずのデータが閲覧できるようになってしまったといった事態が生じた場合、サイバー攻撃についてプラットフォーム事業者が全面的に責任を負うべきか、一定のセキュリティ対策を実施していれば無答責とするか、という検討も必要となる（本ガイドライン（データ編）第6-3-(5)参照）。

相談事項 4

- ⑤ 本構想においては、独占禁止法を遵守し、オープンイノベーションを妨げないような仕組みとしたい。どのような内容を利用規約に盛り込むべきか。

検討の視点

本ガイドライン（データ編）第6-2 記載のとおり、プラットフォーム型においては、利用データおよび利用データの種類の様々あり得、また、参加者も、複数の業種からまたは同業者から複数の参加者が想定される（本ガイドライン（データ編）図8 参照）。

そこで、独占禁止法の観点からは、複数の同業者が同一の利用データを利用

することによりカルテル（各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決め、競争を制限する行為）のおそれが生ずることのないよう留意する必要がある。

加えて、オープンイノベーションを妨げないために、たとえば、利用データまたは利用サービスを利用してデータ利用者が得た成果の取扱いについて、データ利用者の自由とすることが考えられる（本ガイドライン（データ編）第6-3-(3)および第6-4-(3)参照）。

また、本プラットフォームを通じて提供を受けた利用データについて、一定期間の保管義務やある時点での消去義務を課すと、データ利用者の側の負担となり得る。

さらに、参加者として、運送業者ではなく、運送業者のために配送計画を作成し販売する企業（図8のC）も考えられるし、運送業者が、AI技術を利用したソフトウェアを開発するベンダ（図8のB、D、E）に対して利用データを提供し、効率的な配送計画を作成できるソフトウェアを開発しようとすることも想定できるので、利用データの有償譲渡や第三者への提供を制限する仕組みとしてしまうと、参加者が増えないことが予想される。

なお、多種多様な業種にまたがって複数の種類のデータ（パレット情報に関するデータ、荷下ろし場所の空き情報に関するデータ等）を扱うことになるため、提供データの管理方法や管理体制を是正する仕組みも必要であり、プラットフォームのシステムに要する費用、特にセキュリティ対策費をかけなければ、プラットフォームに対する信用性を確保することができないと考えられる。このような仕組みを回すための費用の調達方法（プラットフォーム事業を通じた利益の追求）の検討も必要である。

ユースケース3： リース会社におけるリース機器からのデータ活用に関する事例

1 事案の概要

(1) サービスの概要

- ① 相談者（以下「X 社」という。）は、法人向けおよび個人向けに自動車のリース業を行い、さらに、法人向けにメンテナンス・サービスを提供している株式会社である。
- ② X 社は、ユーザの安全運転をサポートし、第三者（歩行者）などを巻き込む事故を減少させるためのサービスとして、カメラと車載器を融合したドライブ・レコーダを開発し、これをリース自動車に設置するサービスを法人向けリース、メンテナンス・サービス、それらの品質向上のためドライブ・レコーダ利用サービスとして行っている。
- ③ 法人向けリース・メンテナンス・サービスの対象となるリース顧客（Y1 社、Y2 社）のリース自動車に、上記のドライブ・レコーダが取り付けられ、当該ドライブ・レコーダが自動車の走行に関する各種データ（運転者 ID、車両情報、運行情報、運転情報等）の検出を行い、当該データを X 社が管理するサーバに送信し、これを分析する。このサービスによって、リース顧客（Y1 社、Y2 社）は各従業員によるリース自動車の運転状況等を把握し、たとえば、X 社から提供される危険運転の月次の発生割合の分析、運転状況のレポートなどから、従業員に対する安全運転教育を行い、事故の発生の抑制を図っている。なお、X 社が提供するサービスは、原則として、自動車、ならびに当該自動車の走行に関する各種データの検出を行い、自動車別に安全運転の分析を行うシステムであるが、リース顧客（Y1 社、Y2 社）側が、自ら、リース顧客（Y1 社、Y2 社）の各従業員の氏名等を入力することが可能となっている。
- ④ X 社が上記のサービスを Y1 社らの顧客に提供するにあたり、X 社はシステムサービス開発ベンダー（Z 社）が提供するサービスを利用している。具体的には、Y1 社、Y2 社のリース自動車に搭載されたドライブ・レコーダから送信された各種データが Z 社のシステムを経由して、X 社に設置されているサーバに格納され、自動車の各種走行データや、映像データを分析している。X 社に設置されているサーバは、顧客ごとに各種データが分別管理されている（Y1 社の各種データは DB1 に格納され、Y2 社の各種データは DB2 に格納されている）。

(2) 契約関係

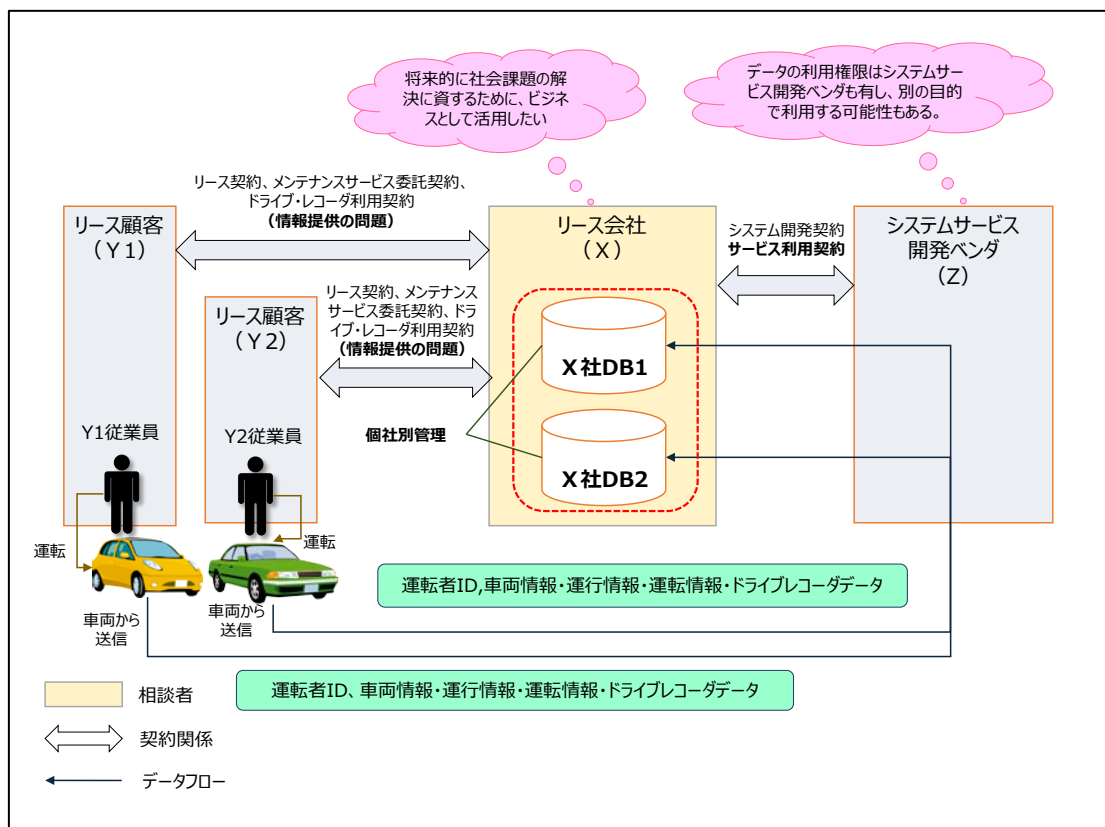
① X 社と Y1 社および Y2 社との間の契約関係

X 社が上記のサービスを提供するために、X 社は、Y1 社および Y2 社との間で、リース自動車のリース契約と、メンテナンスサービス委託契約ならびにドライブ・レコーダ利用契約を締結している。また、これらの契約において、ドライブ・レコーダから送信された各種データについての秘密保持義務が規定されており、さらに、当該データを Y1 社に対するメンテナンス・サービスに利用する目的でのみ利用できることが規定されている（目的外利用禁止）。ただし、データの利用について

は、契約者等の社名（リース顧客側が各従業員の個人情報を入力し、これを X 社が取得した場合、当該取得した個人情報等を含む）が特定できないようにしたうえで、サービスの品質向上および開発のために、X 社が契約者等に断りなくデータを編集・使用することができることも規定されている。

② X 社と Z 社との間の契約関係

X 社が上記のサービスを提供するために、X 社は、Z 社との間でドライブ・レコーダを用いて各種データを取得するシステム、および取得したデータを利活用して、さらにサービスの向上を図る（精度向上等）ためのシステム開発契約と、当該システムを利用して各種データから派生するデータ利活用して、将来的に AI の開発をするサービス利用契約を締結している。



2 相談事項と検討の視点

相談事項 1

- ① X 社は、例えば、Y1 社および Y2 社が同一地域に所在している場合、Y1 社のドライブ・レコーダから得られる情報について、運転者の氏名、年齢、所属および社員 ID ならびに車両番号を削除した上で、当該地域内での事故多発地域や渋滞しづらい走路等の分析・集約した情報を作成し、これを Y2 社に提供するなどしている。X 社のこのような行為は、秘密保持義務およびデータの利用目的の制限といった契約上の定めとの

関係で問題はないか。

- ② Y1 社、Y2 社のドライブ・レコーダから得られる情報について、パーソナルデータとして、Y1 社、Y2 社の従業員に対して別途、個人情報に準じた対応は必要か。また、X 社は、運転者の氏名、年齢、所属、社員 ID、車両番号以外の情報について匿名加工処理を施していないが、このような加工情報であっても、個人情報保護法における匿名加工情報として認められるか。

検討の視点

(1) ①について

① 個人情報保護法の観点

「統計情報」とは、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに得られるデータを言うが、「統計情報」は、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するものであるため、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいて、個人情報保護法における「個人に関する情報」に該当しないとされている。

相談事項 1 の①における対象情報は、「運転者の氏名、年齢、所属および社員 ID ならびに車両番号を削除した上で、当該地域内での事故多発地域や渋滞しづらい走路等の分析・集約した情報」であるため、「統計情報」に過ぎず、個人情報保護法における「個人に関する情報」に該当しないと考えられる。(本ガイドライン(データ編)第 4-2-(6)-①参照)

② 目的外利用禁止の観点

もっとも、X 社・Y1 社間のメンテナンス・サービス委託契約およびドライブ・レコーダ利用契約において目的外利用禁止規定があり、サービスの品質向上および開発のために提供された情報を編集・使用することができるとされているが、Y1 社が提供した情報を利用して統計情報を作成し、その統計情報を Y2 社に提供することは、サービスの品質向上および開発のために提供された情報を編集・使用することにはあたらず目的外利用にあたり、契約違反になる可能性がある。(本ガイドライン(データ編)第 4-2-(4)参照)

(2) ②の前半について

① ドライブ・レコーダから得られる情報の「個人データ」該当性

ドライブ・レコーダから得られる情報には「運転者 ID」が含まれているので、この運転者 ID を用いて（あるいは X 社が Y1 社らに照会することで）X 社は容易にドライブ・レコーダから得られる情報がどの運転手にかかるデータなのかを識別できると考えられる。したがって、ドライブ・レコーダから得られる情報は、生存している個人に関する情報のうち、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができるものを含む）にあたり、「個人情報」に該当することになると考えられる。そして、かかる情報は X 社によってデータベース化されているので、「個人データ」に該当することになると考えられる。

② Y1 社、Y1 社の従業員、X 社の三者の関係

ドライブ・レコーダから得られる情報は、物理的には Y1 社の従業員（が乗る車両）から Z 社のシステムを介して X 社が取得して X 社のサーバに格納されていることになるが、X 社は Y1 社との契約に基づいて Y1 社がリースしている車両からデータを取得していること、ドライブ・レコーダから得られる情報は Y1 社の指揮監督下にある従業員のデータであることなどからすると、Y1 社が、その従業員から当該データを取得し、それを X 社に提供していると考えられる。

「個人データ」を第三者に提供する場合、原則として、あらかじめ本人の同意を得なければならないため（個人情報保護法 23 条 1 項）、ドライブ・レコーダから得られる情報を X 社に提供することについて、Y1 社が、その従業員からあらかじめ同意を得ていることが原則として必要となる。

ただし、「オプトアウト」の方式による場合（個人情報保護法 23 条 2 項）、Y1 社が X 社に利用目的の達成に必要な範囲で個人データの取扱いの全部又は一部を委託している場合（個人情報保護法 23 条 5 項 1 号）はあらかじめ従業員から同意を取得する必要はない。

(3) ②の後半について（「匿名加工情報」の該当性）

「匿名加工情報」とは、①個人情報を加工して、②特定の個人を識別することができず、③個人情報を復元することができないようにしたものという。

ドライブ・レコーダから得られる情報には、例えば、走行開始日時、走行終了日時、緯度、経度などの情報が含まれていると考えられる。そのため、ドライブ・レコーダから得られる情報と Y1 社が管理している配送先情報（誰が、いつ、どこからどこへ配送することになっていたか）などを個人情報の管理委託先である X が Y1 から提供を受けて照合すれば、たとえ運転者の氏名、年齢、所属、社員 ID、車両番号を削除するなどの加工をしていたとしても、特定の個人（従業員）を識別することができると考えられる。

したがって、運転者の氏名、年齢、所属、社員 ID、車両番号を削除するなどの加工をしていたとしても、ドライブ・レコーダから得られた情報は「匿名加工情報」には該当しない可能性があると考えられる。（本ガイドライン(データ編)第 4-2-(6)-①および③参照）

なお、仮に匿名加工情報に該当した場合、匿名加工情報の第三者提供にあたり本人の同意は不要だが、ドライブ・レコーダから得られた情報を匿名加工処理して第三者に提供する行為が目的外利用禁止規定に反する可能性がある点には留意が必要である。

相談事項 2

- ③ X 社は、Y1 社および Y2 社のドライブ・レコーダから得られる情報のうち、道路情報、車両走行情報、事故発生情報、移動履歴情報等の情報を、運転者の氏名、年齢、所属および社員 ID ならびに車両番号を削除した

上で、第三者（例えば、自動運転技術を開発する事業者）に対して提供したい。X社のこのような行為は、秘密保持義務およびデータの目的外利用禁止との関係で問題はないか。また事故の状況を撮影した映像を、警察・保険会社に提供する場合はどう考えるか。

- ④ ③において新たな契約上の対応を行う必要がある場合、Y1 社、Y2 社の承諾を促すために、一般的にはどのような措置が求められるか。
- ⑤ Y1 社、Y2 社のドライブ・レコーダから得られる情報について、パーソナルデータとして、Y1 社、Y2 社の従業員に対して別途個人情報に準じた対応は必要か。また、X社は運転者の氏名、年齢、所属および社員 ID ならびに車両番号以外の情報について、特段の加工を施していないが、このような加工情報であっても、個人情報保護法上の匿名加工情報として認められるか。さらに、事故の状況を撮影した映像を警察・保険会社に提供する場合には、運転者の氏名・年齢・所属・社員 ID・車両番号についても具体的に提供することが想定されるが、個人情報保護法との関係でどう考えるか。

検討の視点

(1) ③および⑤について

① 個人情報保護法の観点

前述のとおり、道路情報、車両走行情報、事故発生情報、移動履歴情報等の情報は、車両の走行情報や移動履歴情報を含んでいるので、たとえば、運転者の氏名、年齢、所属および社員 ID ならびに車両番号を削除したとしても、個人（従業員）を識別できる場合には、「個人データ」にあたりうる。

そうすると、X 社が自動運転技術を開発する事業者などに当該個人データを提供すれば、個人データの第三者提供になり得る。そのため、原則として、本人（Y1 社らの従業員）から第三者提供について同意を取得しなければならないと考えられる。

もっとも、個人を識別されないように当該データを加工することで「匿名加工情報」に該当する情報となれば、本人（Y1 社らの従業員）からのあらかじめの同意を取得せずに、X 社は当該情報を第三者に提供することができる。また、対象データが個人に関するものである場合、一部の情報をあえて収集しないことで、特定の個人を識別できる個人情報に該当することを回避することも考えられる。（本ガイドライン（データ編）第 5-2-(2)-②）

② 目的外利用禁止の観点

X 社と Y1 社あるいは Y2 社との契約において、Y1 社あるいは Y2 社が提供した情報について目的外利用禁止が規定されており、サービスの品質向上および開発のためにデータを編集・使用することはできても、データを第三者提供する目的で編集・使用し、さらに編集したデータを第三者に提供することは目的外利用となる可能性があるため、X 社が取得したデータを加工して第三者に提供すれば、目的外利用にあたり、X 社は契約違反の責任を問われる可能性がある。

③ 警察、保険会社への提供

a 警察の場合

個人情報取扱事業者は、法令に基づく場合は、あらかじめ本人の同意を得なくとも個人データを第三者に提供することができる（個人情報保護法 23 条 1 項 1 号）。そのため、法令に基づく警察の捜査に応じて事故の状況を撮影した映像を提供することについて個人情報保護法の問題は生じないと考えられる。

b 保険会社の場合

保険会社の求めに応じて事故の状況を撮影した映像を提供した場合、法令等に基づく調査にあたらないう限り、個人情報保護法に違反することになり得ると考えられる。

(2) ④について

上記のとおり、個人情報保護法の観点からは Y1 社あるいは Y2 社の従業員から第三者提供について原則としてあらかじめ同意を取得することが必要とされ（上記のとおり、「匿名加工情報」に該当すれば Y1 社らの従業員からの予めの同意は不要）、目的外利用禁止の観点からは Y1 社あるいは Y2 社から目的外利用についての同意を取得することが必要とされるが、これらの同意を促すためには、たとえば、

- データの第三者提供に同意した事業者（およびその従業員）には、そのデータを活用して得られた成果物を無償あるいは割引価格で提供する方法
- データの第三者提供に同意した事業者（および従業員）のリース料を安くする方法

などが考えられる。

その他には、データの第三者提供する際に、予めデータ提供者に提供するデータの内容を確認してもらって、データ提供者の秘密情報が除外されているかを確認する手続規定を設ける方法もある（本ガイドライン(データ編)第 4-2-(4)参照）。

相談事項 3

- ⑥ 相談事項 1 および 2 で運転する従業員が外国会社等に勤務する外国人である場合に、特に留意する点はあるか。

検討の視点

個人情報保護法による規制は国籍によって変わるところはないので、日本国内における自動車のリースである限り、相談事項 1 および 2 で述べたことが当てはまると考えられる。

相談事項 4

- ⑦ Z 社もデータの利用権限を有することを内容とするサービス利用約款改訂の要求は、法的に妥当な要求であるといえるか。仮に問題がある場合、どのような点が問題点として挙げられるか。
- ⑧ 仮に Z 社の要求に対して承諾する場合、Y1 社、Y2 社との関係での秘密保持義務を考慮するとどのような利用制約条件を付す必要があるか。

検討の視点

(3) ⑦について

現状は、ドライブ・レコーダから取得したデータの管理・分析について Y1 社から委託を受けた X 社が、さらに、ドライブ・レコーダから取得したデータの取扱いについて Z 社に再委託をしていると評価できると考えられる。

これを Z 社がサービスの品質向上および開発のためにサービス利用約款の改訂に伴い、ドライブ・レコーダから取得した生データを加工して、活用したいということが Z 社の要請であり、その要請を実現するために、たとえば、共同利用スキームを取ることが考えられるが、共同利用スキームを取ること自体について法的な問題はないため、Z 社の要求に法的な問題はないと考えられる。ただし、個人情報保護法において、共同利用スキームにより個人データを第三者提供する場合には、当該個人データの本人（本件では、Y1 社および Y2 社の従業員）に対して、共同利用をする旨ならびに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていることが必要とされている（個人情報保護法 23 条 5 項 3 号）。

(4) ⑧について

Y1 社から提供されたデータを X 社・Z 社間で共同利用する場合、契約関係は、X 社・Y1 社間（あるいは X 社・Y2 社間）と、X 社・Z 社間にしかなく、Y1 社・Z 社間に契約関係はないことになる。その場合、X 社が、Y1 社から提供を受けたデータを Z 社に提供して共同利用することが Y1 社らとの間の秘密保持義務や目的外利用禁止規定に抵触する可能性がある。そのため、Y1 社らとの契約においてこれらの点について契約違反が生じないように例外を設けるなどの対応が必要になる。（本ガイドライン（データ編）第 4-2-(4)参照）

また、Z 社が X 社から提供を受けたデータを流出させた場合には、X 社が Y1 社から契約責任を追及される可能性があるため、Z 社に対して、本ガイドライン（データ編）の第 3-2-(1)に記載したような制限を課すことが望ましい。

相談事項 1

- ① X 社が Y1 社から収集するデータは生データであり、当該データを X 社において解析できるようにするためには、当該データに X 社のフォーマットを適用する必要がある。この場合、X 社は、X 社のフォーマットを適用して構築したデータベース（X 社 DB1）を、自らの著作物として自由に利用できると考えられるか。

検討の視点

本ガイドライン（データ編）第 3-1-(1)のとおり、著作権法上、データベースであってその情報の選択または体系的な構成によって創作性を有するものは、データベースの著作物となるとされているものの（同法 12 条の 2 第 1 項）、生データに対してクレンジングや加工・分析といった処理を施すことのみによって、情報の選択または構成に創作性が認められる（すなわち、データベースの著作物であると認められる）場合は限定的であると考えられる。ただし、X 社のフォーマットについて情報の選択または構成の独創性が認められる場合には、当該フォーマットを適用して構築したデータベース（X 社 DB1）について、データベースの著作物であると認められる可能性がある。

なお、X 社と Y1 社との間には守秘義務契約が締結されており、守秘義務契約においては対象となる秘密情報の利用目的を制限していることが通常である。したがって、本件において、仮に X 社 DB1 に X 社の著作権が認められる場合であっても、X 社が Y1 社から収集した生データその他の秘密情報については、原則として、Y1 社との守秘義務契約において定められた利用目的の範囲内でのみ利用が認められることについては留意を要する。

相談事項 2

- ② 出荷先の製造業者を特定しないように抽象化を行ったうえであれば、現在製造業者ごとに個別管理しているデータベース（X 社 DB1、X 社 DB2）を統合することは可能か。また、統合したデータベース（X 社 DB）を利用して、専ら自社内の用途（製品向上等）のための分析や、学習済モデルの生成および第三者への提供を行うことは可能か。

検討の視点

製造業者ごとに個別管理しているデータベース（X 社 DB1、X 社 DB2）内のデータについて、製造業者を特定しないように抽象化を行ったうえで、一つのデータベース（X 社 DB）に統合することが、X 社と各製造業者との間の守秘義務契約で許容されている利用目的の範囲に含まれるか否かが問題となる。具体的な判断は、守秘義務契約において利用目的がどのように定められているか、また、目的外利用がどのように制限されているか等により異なりうるが、仮に工作機械の保守目的のみが利用目的として定められている場合には、上記のようなデータベースの統合は利用目的の範囲に含まれないと解される場合が

多いと考えられる。

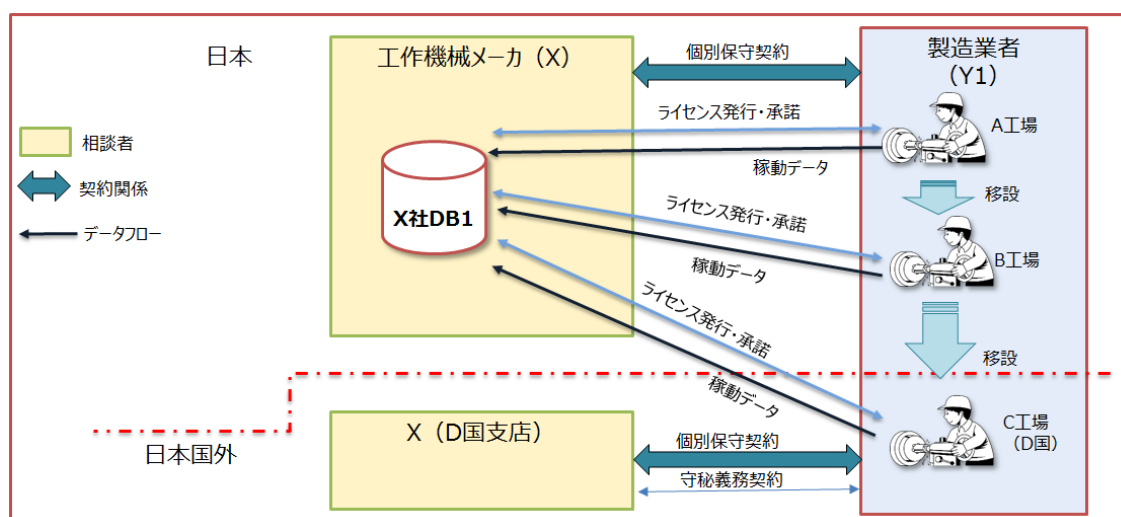
なお、製造業者を特定しないように抽象化を行ったデータは、当初収集した生データとは同一性を失った別のデータであり、各製造業者との間の守秘義務契約上の守秘義務の対象にはならないという考え方もありうる。もっとも、そのような抽象化を行うこと自体が、守秘義務契約上の利用目的の制限に抵触する場合も多いと思われる。したがって、既存の一般的な内容の守秘義務契約に基づいて取得または収集したデータを、当該守秘義務契約締結時点には想定していなかった目的で利用することを検討する際には、既存の守秘義務契約の内容を精査するとともに、必要に応じて、新たにデータの取扱いに関する契約を締結することが、当事者間の争いを回避するという観点からは望ましい。

<ケース 2>

1 事案の概要

X社は、輸出貿易管理等の観点から、自社システムを通じて、自社が出荷した工作機械の稼働場所等の把握を行っている。そして、工作機械の設置場所が変更された場合には工作機械使用のライセンスが切れるように設定しており、その後、移設先が確認されたときに限りライセンスの再発行を行ったうえで、工作機械の再稼働が可能となるようにしている。

また、工作機械の移設先は国内（下図ではB工場）だけではなく、同一法人内の国内拠点から海外拠点（下図ではC工場）への移設が生じることもあるほか、国内の製造業者から海外の事業者へに転売されるケース（さらに、当該海外の事業者から第三国の事業者へに再転売されるケース）もあるため、これらの場合でも可能な範囲で上記と同様の手続を行っている。



2 相談事項および検討の視点

相談事項 3

③ X社が、海外に設置されている工作機械からデータを収集する場合、留

意すべき点はあるか。

検討の視点

データを海外から収集する場合、本ガイドライン（データ編）第 4-2-(5)および第 4-2-(6)-④-b 記載のとおり、データの越境移転規制とデータ・ローカライゼーション規制に留意する必要がある。なお、本件のようにデータを収集する工作機械が第三国に移転または転売される可能性がある場合、そもそも当該工作機械の稼働場所が把握できていないと、予期していない国または地域から意図せずデータを取得する可能性があり、その結果として当該国または地域の越境移転規制やデータ・ローカライゼーション規制に抵触する可能性があるため留意が必要である。

また、海外の製造業者と守秘義務契約やデータの取扱いに関する契約を締結する場合は、本ガイドライン（データ編）第 4-2-(5)記載のとおり、当該国または地域のデータ保護に関する法律の内容を検討したうえで、準拠法や紛争解決手段の選択を慎重に行うことが望ましい。なお、本件のようにデータを収集する工作機械が第三者に転売される可能性がある場合、当初 X 社が工作機械を出荷した Y1 との間でデータの取扱いに関する契約を締結していたとしても、当該工作機械が第三者に転売される際に、当該契約が転売先に承継されない場合には、転売先との関係ではデータの取扱いに関する契約が存在しない状態となる。このような状態で、当該工作機械からデータの収集を継続すると、両当事者の間でデータの利用権限等が不明確になるおそれがあるため留意が必要である。

なお、海外に設置されている工作機械から収集するデータに個人情報が含まれる可能性がある場合は、当該国または地域における個人情報保護法制に留意する必要がある。特に、いかなる情報が法令上保護の対象となる「個人情報」に該当するかは、当該国または地域における個人情報保護法制によって異なるため、たとえば、日本の個人情報保護法上は「個人情報」または「個人データ」に該当しない情報であっても、日本以外の国または地域においては個人情報保護法制の対象となる可能性があるため留意が必要である。

1 事案の概要

(1) サービスの概要

- ① X 社は、法人向けおよび個人向けにテレマティクスサービス³を提供する事業者である。X 社は、車両メーカーの場合もあれば、ナビゲーション装置のメーカーの場合もある。
- ② Y は、X 社が製造・販売する自動車車両（コネクティッドカー）またはナビゲーション装置の購入者であり、所有者である。個人の場合と法人の場合があり、法人の場合は、レンタカー会社の場合もある。
- ③ X 社は、自社の製造する自動車車両（コネクティッドカー）またはナビゲーション装置に、センサおよび車載通信機を搭載して、販売店を経由して、Y に販売する。
- ④ X 社は、Y との間で、テレマティクスサービス利用契約を締結する。この際、Y の契約者情報および車両情報またはナビゲーション装置情報が、Y から X 社に提供される。
- ⑤ 契約対象のコネクティッドカーまたはナビゲーション装置が搭載された自動車が走行した場合、自動的にセンサが取得した交通情報、車両操作情報、車両挙動情報その他のデータが、車載通信機を経由して、X 社が管理するサーバに送信される。このサービスによって蓄積された情報を、X 社は、テレマティクスサービスに活用する。
- ⑥ 収集したデータをテレマティクスサービスに活用するにあたっては、顧客 Y にデータを提供する場合のみならず、X 社自身が活用する場合や、保険会社等が提供する個別車両向けサービスのために所有者の同意のもと第三者提供する場合や、Y を特定できないよう統計処理等をしたうえで、第三者に提供する場合もある。
- ⑦ コネクティッドカーまたはナビゲーション装置の購入者である Y と、コネクティッドカーまたはナビゲーション装置が搭載された自動車の運転者は一致しない可能性がある。

(2) 契約関係

① X 社と Y との間の契約関係

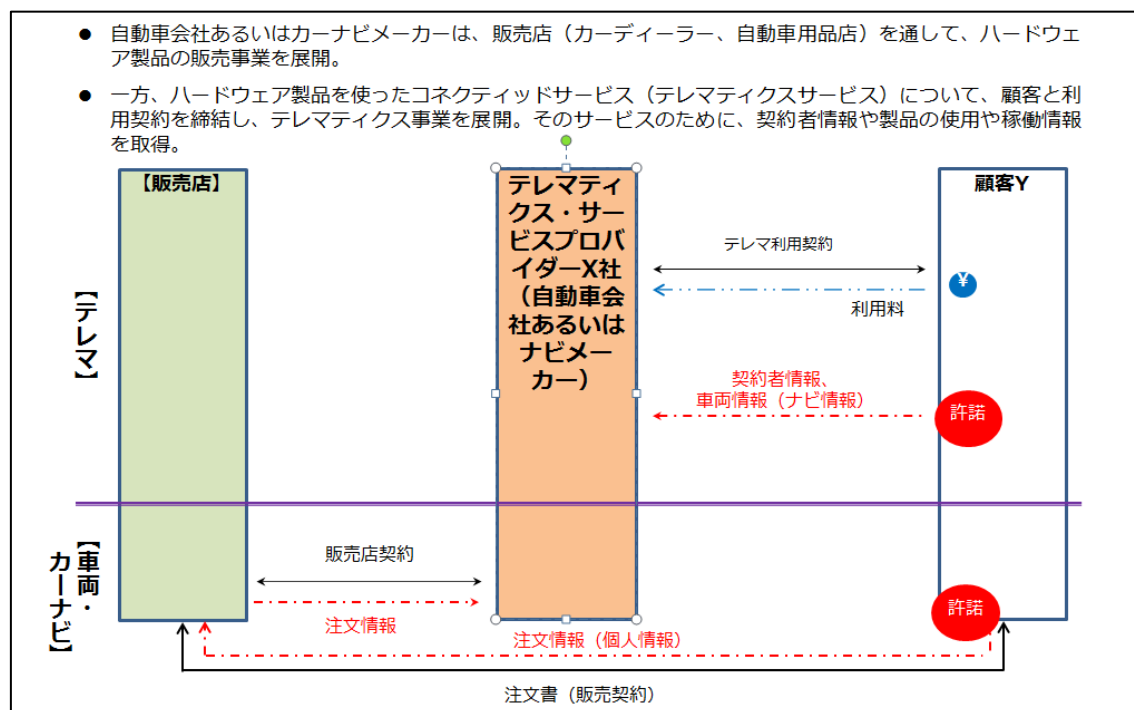
X 社は、上記のサービスを提供するために、Y との間でテレマティクスサービス利用契約を締結する。Y はサービス提供を受ける対価として、X 社にサービス利用料を支払う。

② 販売店と Y の間の契約関係

Y 社は、コネクティッドカーまたはナビゲーション装置の販売に関して、販売店との間で販売店契約を締結する。販売店は、Y との間で、車両販売契約またはナビゲーション装置販売契約を締結し、コネクティッドカーまたはナビゲーション装置を販売する。その際、販売店は、Y から、X 社に購入者情報（車両情報またはナビゲーション装置の情報を

³ 自動車などの移動体に通信システムを組み合わせ、情報サービスを提供することをいう。

含む)としてのYの情報を提供することについての同意を取得する。



2 相談事項と検討の視点

相談事項 1

- ① コネクティッドカーまたはナビゲーション装置のセンサから取得・送信されたデータは誰のものか。
- ② コネクティッドカーまたはナビゲーション装置の所有者である Y が個人の場合、Y が友人に貸して運転させた場合、どのような問題があるか。
- ③ コネクティッドカーまたはナビゲーション装置の所有者である Y が法人の場合、車両の運転者は自然人であるため、所有者と運転者が異なることになるが、どのような問題があるか。

検討の視点

(1) ①について

Yによって、コネクティッドカーまたはナビゲーション装置を搭載した自動車が行った場合、交通情報、車両操作情報、車両挙動情報その他のデータが自動的に取得され、X社の管理するサーバに送信される。これらのデータが創出される一連の経過には、少なくとも、サービスの運営者であるX社、およびコネクティッドカーまたはナビゲーション装置の所有者であるYが関与することになるため、取得・送信されたデータをめぐる権利関係および利用権限のあり方が問題となる。この際、データには所有権その他の物権的な権利を観念することができないため、当該データが

「誰のものか」という所有権的な観点から議論をするのではなく⁴、データの生成、収集、蓄積、および分析における各関係者の寄与度等を勘案し、どの関係者がどのような利用権限を有するのかという観点から、関係者間の契約において利害調整を図ることが必要である。

(2) ②について

センサから得られる情報は、車両またはナビゲーション装置に紐づけられているので、車両情報またはナビゲーション装置の情報および購入者情報を用いることで、X社は容易にセンサから得られるデータがどの購入者Yが所有する車両に係るデータなのかを識別することができると考えられる。購入者Yが個人の場合で、センサから得られる情報が、生存している個人に関する情報のうち、特定の個人を識別することができる（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができるものを含む）場合には、「個人情報」に該当することになると考えられる。そして、かかる情報はX社によってデータベース化されているので、「個人データ」に該当することになる可能性が高いと考えられる⁵。このため、「個人データ」の利用・第三者提供に関して、Yの同意を取得する等の対応を検討する必要がある。同意の取得に関しては、当初の、X社とYの間で締結されるテレマティクスサービス利用契約において、包括的な同意を取得することが考えられる。

(3) ③について

① 購入者Yが法人であり、自社の従業員に社用として運転させていた場合の影響

センサから得られる情報は、物理的には運転者（が乗る車両またはナビゲーション装置）からX社が取得してX社のサーバに格納されることになる。Yが法人で、その従業員に社用車として運転させる場合、X社はYとの契約に基づいて、Yの所有する車両または車両に搭載されたナビゲーション装置からデータを取得していること、センサから得られる情報はYの指揮監督下にある従業員のデータであることなどからすると、Yが、その従業員から当該データを取得し、それをX社に提供していると考えられる。

一般に、ある情報が「個人データ（個人情報）」であるかは、相対的に判断される。Yが法人で、その従業員に社用車として運転させる場合、

⁴ Yの所有する自動車またはナビゲーション装置から取得されたデータであるから、Yが当該データに対する完全な権利を有するべきであるということにはならず、他方で、X社が、当該データに対する完全な権利を有するべきであるということにもならない。なお、データに対する利用権限の設定と個人情報保護法による制限とは別個の問題であり、仮に、センサから取得・送信されたデータが自動車またはナビゲーション装置の所有者であるYまたは運転者Y'の個人情報に該当するとしても、当該データが、YまたはY'のものであり、YまたはY'が当該データに対する「所有者」であるということにはならない。

⁵ Yが個人の場合には、一般的には運転者もYである可能性が高いと考えられるが、相談事項②にあるように、実際には友人や家族等が運転し、購入者自身が運転をしていない場合もあり、X社において、運転者が誰であるかを識別できない場合も少なからずあると考えられる。しかし、そのような場合でも、少なくとも、Yの所有する車両の情報であるといえることから、Yの個人情報として取り扱うのが適切であると考えられる。

どの従業員がどの社用車を運転しているかを Y が把握していることは少なくない。この場合、Y は従業員の「個人データ」を X という第三者に提供するものとして取り扱われる可能性が高い。「個人データ」を第三者に提供する場合、原則として、あらかじめ本人の同意を得なければならないため（個人情報保護法 23 条 1 項）、センサから得られる情報を X 社に提供することについて、Y が、その従業員からあらかじめ同意を得ていることが原則として必要となる。サービスの提供者である X 社は、テレマティクスサービス利用契約の締結に際して、同意の取得状況を確認できる資料の提出を義務付けるか、テレマティクスサービス利用契約において、同意の取得等の対応を義務付けることを検討すべきである。

② 購入者 Y が法人（レンタカー会社）であり、自社のサービスの利用者である自然人に運転させる場合の影響

購入者 Y が法人（レンタカー会社）であり、自社のサービスの利用者である自然人に運転させる場合、X 社は Y との契約に基づいて、Y の所有する車両からデータを取得していること、センサから得られる情報は Y の提供するサービスの利用者である自然人のデータであることなどからすると、Y が、その利用者から当該データを取得し、それを X 社に提供していると考えられる。

すでに述べたように、一般に、ある情報が「個人データ（個人情報）」であるかは、相対的に判断される。Y がレンタカー会社で、自社のサービスの利用者である自然人に運転させる場合、運転者が複数いる場合を除けば、Y は事前に運転者の免許証の確認等をするのだから、誰が運転するかを把握しているものと考えられる。この場合、Y は自社のサービス利用者の「個人データ」を X という第三者に提供するものとして取り扱われる可能性が高い。このため、アで述べたのと同様の対応を検討すべきである。

相談事項 2

- ④ センサから取得・送信されたデータは、どの範囲で営業秘密として保護されるのか。
- ⑤ センサから取得・送信されたデータを第三者へ提供する際にどのような点がポイントとなるか。

検討の視点

(1) ④について

データが、不正競争防止法上の営業秘密として法的保護の対象になり得るためには、①秘密管理性、②非公知性、③有用性の要件を満たす必要がある、特に、秘密管理性の要件を満たすことができるかが問題となる。したがって、営業秘密としての保護を受けるためには、秘密管理性の要件を満たすような方法で管理をすべきであり、データ提供契約を締結する際にも、当該要件を満たすことができるような管理方法をデータ受領者

側に要求する必要がある。また、取引によって一定の流通を予定されているデータについては、営業秘密として必ずしも保護されるわけではないが、この点に関する不正競争防止法の改正案の内容については、本ガイドライン（データ編）第 3-2-(2)（不正競争防止法による保護）参照。

(2) ⑤について

第三者提供の際、実務では、提供先の第三者に対してどのような利用権限を設定するかが問題となる。すなわち、提供データの利用目的の制限（目的外利用の禁止）、提供データを活用した派生データ等の利用権限の設定、提供先からさらに第三者へ提供することの可否などを、提供先の第三者との間で取り決める必要がある（本ガイドライン（データ編）第 4-2-(1) 参照）。

また、Y との間でテレマティクスサービス利用契約を締結する際に、第三者提供ができることおよび第三者への利用許諾等の可能な範囲を明確にしておくことが必要である⁶。

相談事項 3

⑥ 第三者に提供したデータの品質に問題があり、それに起因して損害が発生した場合、どのような責任を負うことになるのか。

検討の視点

一般に、提供データの品質として問題となるものには、データが不正確であるか、不完全であるか、有効ではないか（契約目的への適合性がないか）、提供データがウイルスに感染しており安全ではないか、第三者の知的財産権を侵害していないかといったものがある。ここでいうデータの正確性とは、事実と異なるデータが含まれていないことを意味し、データの完全性とは、データが全て揃っていて欠損や不整合がないことを意味する。また、データの有効性とは、当該契約の目的に適合する内容をデータが伴っていることをいう。

データ提供型契約が有償契約である場合、データの品質について問題があれば民法上の瑕疵担保責任の適用があり、データ受領者から法的責任を追及され得ると考えられる。そこで、どの範囲でデータ提供者がデータの品質について責任を負うのかを、データ提供型契約をする際に明確にしておくことが望ましい（たとえば、表明保証条項を用いることが考えられる）。なお、データ提供者が提供データの品質について一切保証しない旨の規定を契約書で定めたとしても、データ提供者の故意または重大な過失により提供データの品質に問題があったような場合には、データ提供者は責任を免れることができない可能性があるので注意が必要である（本ガイドライン（データ編）第 4-

⁶ 提供データに個人情報が含まれる場合には、原則として、提供データを第三者に提供する際に、あらかじめ本人の同意を取得する必要がある（個人情報保護法 23 条 1 項）。もっとも、前記のとおり、自動車またはナビゲーション装置の所有者 Y の友人が運転をしており、X 社において、当該友人を個人として識別することができないという場合には、当該友人の個人データとして取り扱う必要がなく、当該友人から同意を取得する必要はないと考えられる。

2-(2) 参照)。

相談事項 4

- ⑦ センサから取得・送信されたデータを外国事業者を提供する場合、どのような点に注意すべきか。

検討の視点

データを外国事業者を提供するとき、移転対象となるデータに個人情報が含まれる場合には、わが国の個人情報保護法や EU のデータ保護指令・一般データ保護規則 (GDPR) に代表される、個人情報保護に主眼を置いた越境移転規制が問題となり得る。具体的には、事業者が個人データを外国にある第三者に提供する場合には、原則として、個人情報保護法 24 条に定める本人の同意を取得しなければならない (同意が不要となる要件を含め、本ガイドライン (データ編) 第 4-2-(6)-④を参照)。なお、「外国にある第三者」に該当するか否かについては法人格を基準とするため、X 社が、自社の外国子会社に対して個人データを提供することは「外国にある第三者」への個人データの提供となる。